令和元年版
川口市保健事業概要

令和元年１２月
川口市保健部

目　　次

第１部　保健部の概要

第１章　行政組織
第２章　職員配置表
第３章　事務分掌
第４章　予算等の概要
第５章　関連計画
第１節　川口市健康・生きがいづくり計画（第二次）…… 8
第２節　川口市食育推進計画（第２次）…… 10
第３節　川口市自殺対策推進計画…… 12
第４節　川口市人と動物との調和のとれた
　　共生ができる地域社会の推進計画…… 14
第５節　川口市食品衛生監視指導計画…… 16
第６節　川口市国民健康保険第２期保健事業実施計画（データヘルス計画）
　　第３期特定健康診査等実施計画…… 17

第２部　事業の概要

第１章　保健総務課
第１節　救急医療体制…… 24
　１　救急医療体制…… 24
第２節　健康づくり…… 25
　１　健康管理士一般指導員等資格取得者補助事業…… 25
　２　食生活改善推進事業…… 25
第３節　浸水被害地域に対する防疫対応…… 26
第４節　川口市めぐりの森…… 26
第５節　葬祭事業…… 27
第６節　安行霊園…… 28
第２章　川口市保健所
第１節　管理課…… 32
　１　専門職員等研修事業…… 32
　２　学生実習及び臨床研修医等の受入…… 32
　３　保健衛生統計調査…… 32
　４　医療安全相談…… 35
　５　医療施設指導等…… 36
　６　薬事関連施設指導…… 38
　７　衛生免許関連…… 41
　８　献血推進事業…… 43
第２節　疾病対策課…… 46
　１　難病支援事業…… 46
　２　感染症予防対策事業…… 47
　３　結核対策事業…… 50
　４　エイズ予防…… 55
　５　肝炎治療特別促進事業…… 56
　６　精神保健福祉支援事業…… 57
第３節　地域保健センター…… 68
　１　予防接種…… 68

２　母子健康手帳の交付・妊婦健康診査等…… 72
３　乳幼児健康診査・健康相談…… 73
４　母子健康教室…… 76
５　母子訪問指導…… 78
６　子育て世代包括支援センター…… 79
７　小児医療支援…… 79
８　不妊治療支援…… 80
９　がん検診…… 81
10　健康診査…… 83
11　成人健康づくり…… 86
12　国民健康・栄養調査…… 88
13　歯の健康フェスティバル…… 88
第４節　生活衛生課…… 90
１　生活衛生事業…… 90
２　動物管理指導事業…… 96
３　食品衛生事業…… 102
４　食肉衛生検査事業…… 111
第５節　衛生検査課…… 114
１　衛生検査…… 114
第３章　国民健康保険事業
第１節　事務機構…… 120
第２節　国民健康保険のあゆみ…… 121
第３節　被保険者の状況…… 127
１　国民健康保険加入割合の推移…… 127
２　被保険者の内訳…… 127
３　外国人世帯・被保険者数の推移…… 128
４　事由別被保険者異動状況…… 128
第４節　財政状況…… 129
１　平成３１年度予算…… 129
２　年度別決算状況…… 131
第５節　保険給付…… 133
１　保険給付の種類と内容…… 133
２　療養給付・療養費の支払方法…… 134
３　医療費について…… 135
第６節　保健事業…… 137
１　医療費通知実施状況…… 137
２　人間ドック検診料助成事業…… 137
３　特定健康診査・特定保健指導…… 138
第７節　保険税の状況…… 139
１　保険税率及び賦課割合等の推移…… 139
２　調定額及び収入済額の推移…… 141
３　平均保険税…… 147
４　収納率の推移…… 147
５　保険税の軽減状況等…… 148
第８節　川口市国民健康保険運営協議会…… 150
１　委員の構成…… 150
２　協議会開催状況…… 150

第４章　高齢者保険事業
第１節　後期高齢者医療制度の概要‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 152
１　制度の運営‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 152
２　後期高齢者の医療費負担‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 152
第２節　被保険者の状況‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 153
１　被保険者となるかた‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 153
第３節　財政状況‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 154
１　平成３１年度予算‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 154
２　年度別決算状況‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 156
第４節　保険料の状況‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 159
１　保険料‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 159
２　調定額及び収入済額の推移‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 160
第５節　保険給付‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 161
１　医療機関等の窓口での自己負担‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 161
２　平成３０年度療養給付費‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 161
３　一人あたりの医療費の推移‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 161
第６節　保健事業‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 162
１　健康診査事業‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 162
２　人間ドック検診料助成事業‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 163
第５章　看護専門学校
第１節　看護専門学校の概要‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 166
１　設置目的‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 166
２　教育理念‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 166
３　組織‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 166
第２節　教育・行事‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 167
１　第１看護学科‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 167
２　第２看護学科‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 167
３　主な行事‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 168
第３節　学校運営‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 168
１　入学状況‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 168
２　国家試験状況‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 168
３　卒業生の進路状況‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 169
４　川口市看護学生等奨学金‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 169

第１部
保健部の概要

第１章　行政組織

平成３１年４月１日現在

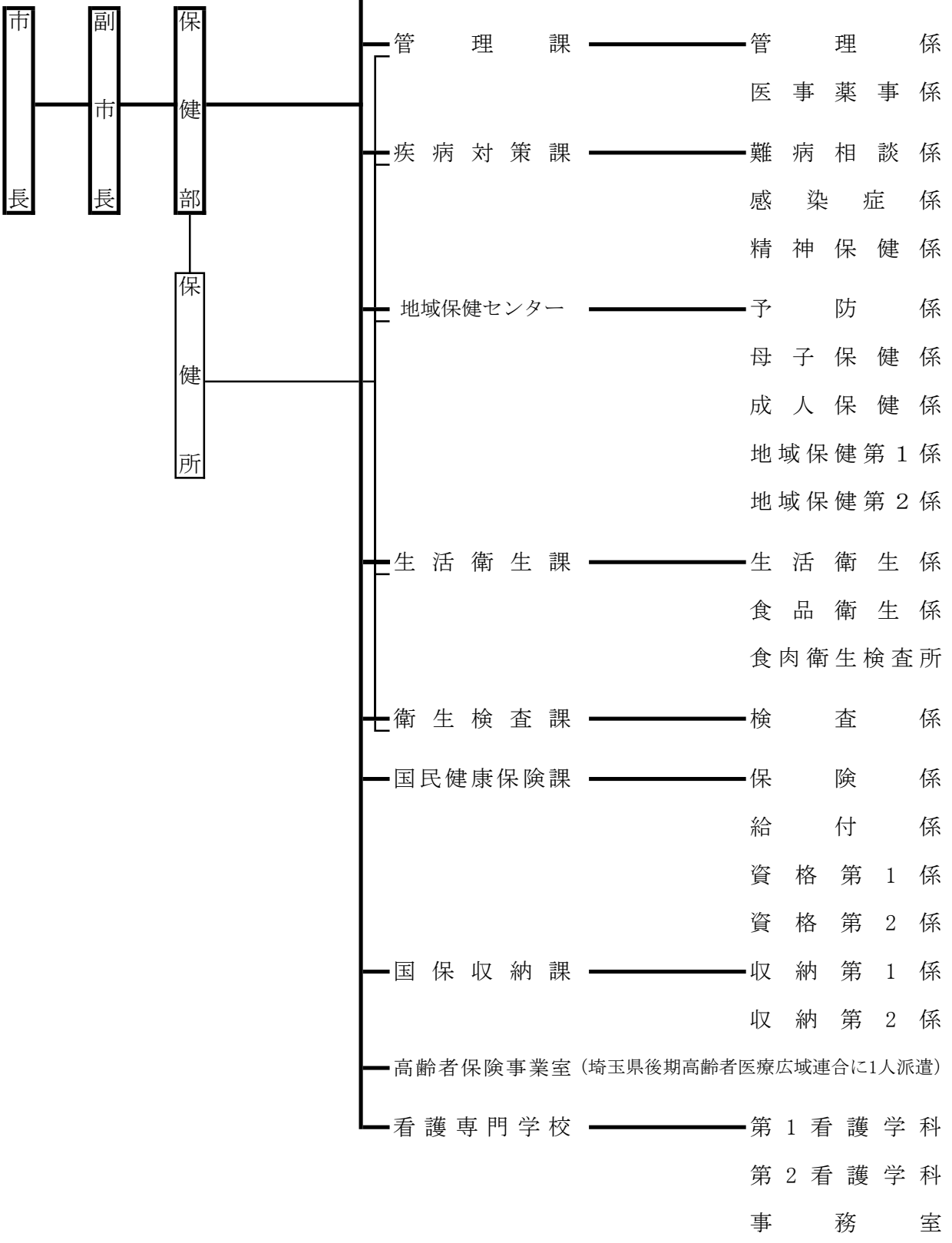

第2章　職員配置表

平成３１年４月１日現在の実配置

（単位：人）

		総数	一般事務	医師	薬剤師	獣医師	保健師	看護師等	精神保健福祉士	栄養士	理学療法士	臨床検査技師
部長		1	1									
保健所長（疾病対策課長を兼務）		1		1								
保健総務課		11	10				1					
川口市保健所	管理課	15	11		3		1					
	疾病対策課（保健所長を除く）	24	6				13		5			
	地域保健センター	73	9				60			3	1	
	生活衛生課	32	4		6	20				2		
	衛生検査課	9			4	4						1
国民健康保険課		47	45				2					
国保収納課		25	25									
高齢者保険事業室		14	14									
看護専門学校		24	5					19				
総数		276	130	1	13	24	77	19	5	5	1	1

第３章　事務分掌

保健総務課

（1） 部内の連絡調整に関すること。
（2） 保健所との連絡調整に関すること。
（3） 保健医療関係団体との連絡調整に関すること。
（4） 地域医療並びに地域保健施策の企画及び推進に関すること。
（5） 市営の墓地、納骨堂及び火葬場に関すること。
（6） 葬祭事業に関すること。
（7） 新型インフルエンザ等対策本部に関すること。

管理課

（1） 保健所の庶務及び運営に関すること。
（2） 保健衛生統計等に関すること。
（3） 保健衛生関係従事者の免許申請の受付に関すること。
（4） 医事に関すること。
（5） 薬事に関すること。
（6） 温泉の利用の許可等に関すること。
（7） 死体保存の許可に関すること。
（8） あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師の施術所開設等に関すること。
（9） 柔道整復師の施術所開設等に関すること。
(10) 衛生検査所開設等に関すること。
(11) 歯科技工所開設等に関すること。
(12) 献血推進事業に関すること。

疾病対策課

（1） 感染症の予防等に関すること。
（2） 精神保健福祉に関すること。

地域保健センター

（1） 予防接種に関すること。
（2） 母子保健に関すること。
（3） 健康づくりに関すること。
（4） 歯科口腔保健に関すること。

生活衛生課

（1） 生活衛生に関すること。
（2） 化製場等の設置並びに動物の飼養及び収容の許可等に関すること。
（3） 専用水道事業に係る認定等、簡易専用水道に係る指導監督等に関すること。
（4） 墓地、納骨堂及び火葬場の経営の許可等に関すること。
（5） 狂犬病予防並びに動物の愛護及び管理に関すること。
（6） 食品衛生に関すること。
（7） 給食施設指導に関すること。
（8） と畜検査に関すること。
（9） 食肉衛生検査所に関すること。
(10) 食鳥衛生に関すること。

衛生検査課

（1） 衛生検査に関すること。

国民健康保険課

（1） 国民健康保険に関すること。
（2） 保健事業に関すること。
（3） 日雇特例被保険者健康保険に関すること。

国保収納課

（1） 国民健康保険税の徴収に係る企画調整及び進行管理に関すること。
（2） 国民健康保険税の徴収に関すること。
（3） 市税の滞納処分に関すること。

高齢者保険事業室

（1） 後期高齢者医療制度に関すること。

看護専門学校

（1） 看護師の育成に関すること。

第４章　予算等の概要

平成３０年度　歳出決算額

一般会計　（単位：円）

４款　衛　生　費	16,133,123,684
１項　保　健　衛　生　費	7,333,671,850
１目　保健衛生総務費	1,493,365,486
２目　火　葬　事　業　費	277,210,752
３目　霊　園　葬　祭　費	20,178,412
４目　病　院　費	1,645,800,000
５目　看　護　学　校　費	259,335,142
６目　保　健　所　費	38,774,822
７目　予　防　費	55,023,103
８目　保　健　活　動　費	3,355,230,415
９目　生　活　衛　生　費	113,986,703
１０目　衛　生　検　査　費	74,767,015

特別会計　（単位：円）

国　民　健　康　保　険　事　業	56,828,433,992
後　期　高　齢　者　医　療　事　業	6,152,643,875
看　護　学　校　事　業	299,773,767

平成３１年度　歳出予算額

一般会計　　（単位：円）

４款　衛　生　費	17,289,710,000
１項　保　健　衛　生　費	7,856,069,000
１目　保健衛生総務費	1,802,966,000
２目　火　葬　事　業　費	297,822,000
３目　霊　園　葬　祭　費	35,947,000
４目　病　院　費	1,500,000,000
５目　看　護　学　校　費	272,093,000
６目　保　健　所　費	57,501,000
７目　予　防　費	103,886,000
８目　保　健　活　動　費	3,618,049,000
９目　生　活　衛　生　費	73,625,000
１０目　衛　生　検　査　費	94,180,000

特別会計　　（単位：円）

国　民　健　康　保　険　事　業	56,050,800,000
後　期　高　齢　者　医　療　事　業	6,642,400,000
看　護　学　校　事　業	310,800,000

第５章　関連計画

第１節　川口市健康・生きがいづくり計画（第二次）

１　計画策定の背景

平成１３年度に「川口市健康・生きがいづくり計画」を、平成１９年度には「川口市健康・生きがいづくり計画」（後期計画）を策定し、基本理念「健康で生きがいをもって暮らすことができる都市・川口」を実現するため、各種施策を推進してきました。平成２５年度で後期計画が終了することに伴い、少子高齢化の進行など社会環境の変化に対応するため、国・県の計画を勘案し、新たな健康・生きがいづくりの指針として「川口市健康・生きがいづくり計画（第二次)」を平成２６年３月に策定しました。

２　計画期間

計画の期間は、平成２６年度から平成３５年度までの１０年間とします。

ただし、計画の進捗状況や今後の課題に関して検討を行うとともに、国・県の状況などによって必要に応じて見直すこととします。

３　計画の全体像

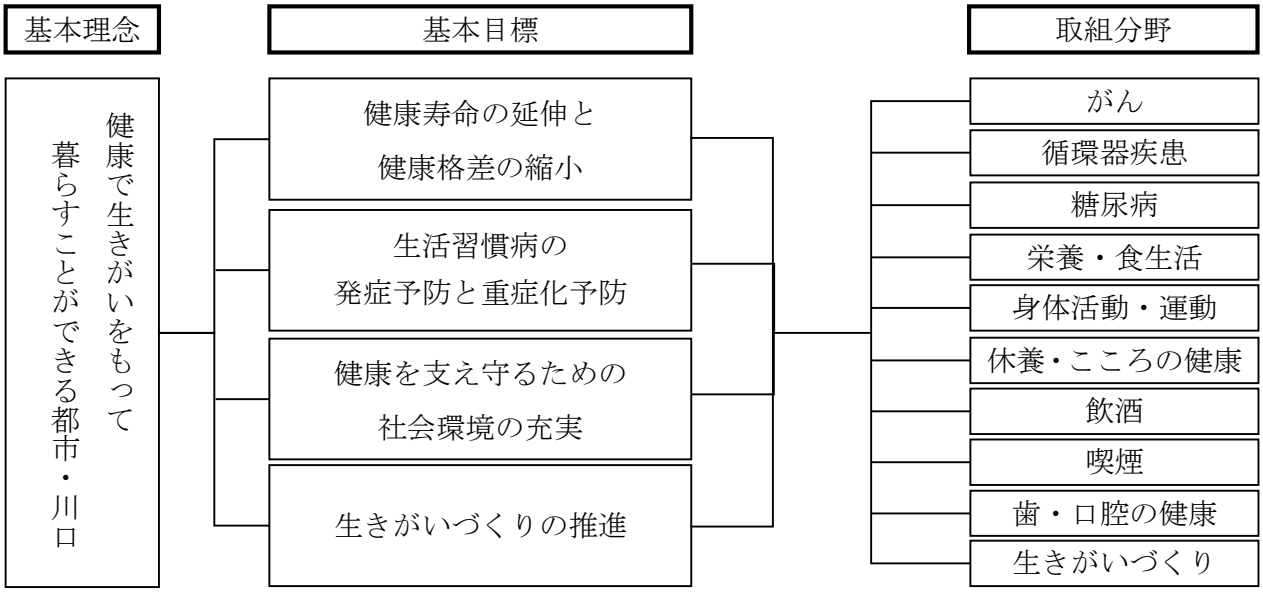

４　基本理念

「健康で生きがいをもって暮らすことができる都市・川口」

本計画の基本理念は「川口市健康・生きがいづくり計画」策定において、「健康日本２１」で提案されていた「自分の健康は自分でつくる」という理念と「第３次川口市総合計画」で方向づけられていた「健康な暮らしづくり」という理念とを考慮したものです。この基本理念が目指す姿は市民一人ひとりが健康で生きがいをもつことです。これは本市の健康・生きがいづくりを推進するうえでの最大かつ恒久的なものであると考え、「川口市健康・生きがいづくり計画（第二次)」においても継続します。

５　基本目標

基本理念を実現するために、「健康日本２１（第二次）」で提唱されている基本目標を考慮するとともに、生活にハリを与え、より良い人生を送るために重要な要素となる「生きがい」を合わせた次の４つを川口市の基本目標として掲げ、目標を達成するための取り組みを推進します。

（１）健康寿命の延伸と健康格差の縮小
（２）生活習慣病の発症予防と重症化予防
（３）健康を支え守るための社会環境の充実
（４）生きがいづくりの推進

６　取組分野

基本理念及び基本目標を実現するために、国の「健康日本２１（第二次）」を考慮するとともに、前計画から「生きがいづくり」を引き継ぎ、１０の取組分野を設定し、各取組分野ごとに目標及び指標を設定しています。

７　計画の推進と評価

（１）計画の推進について

この計画の推進にあたっては、国や県の健康づくりに関する方針を踏まえながら、川口市健康福祉分野の行政計画と整合を図り、川口市地域保健審議会を中心に推進するとともに、関係団体等との連携を強化し、市民の健康づくりと生きがいづくりを支援することを目指します。

（２）計画の評価について

この計画の評価については、毎年度、各分野における取組の状況を把握し、川口市地域保健審議会において報告します。また、計画の最終年度には、市民意識調査の実施等により、目標の達成度について評価を行います。ただし、国・県の状況などによっては、計画期間中においても必要に応じて評価を行います。

第２節　　川口市食育推進計画（第２次）

１　計画策定の背景と目的

食は生きる上での基本となるものであり、心身の健やかな成長や維持に欠かせないものです。しかし、近年、ライフスタイルの多様化等、食をめぐる環境は大きく変化しており、不規則な食生活や栄養の偏りによる肥満や生活習慣病の増加、「食」の安全性に対する不安の高まりや食料自給率の低迷等、様々な課題が浮かび上がっています。

国は平成１７年７月に「食育基本法」を施行し、国民運動として「食育」を推進することを決め、平成１８年３月に『食育推進基本計画』を策定し、平成２３年３月には『第２次食育推進基本計画』、平成２８年３月には『第３次食育推進基本計画』を策定しています。また、埼玉県も平成２０年２月に『埼玉県食育推進計画』、平成２５年３月に『埼玉県食育推進計画（第２次)』、平成２８年３月に『埼玉県食育推進計画（第３次)』を策定しています。

本市においても、国や埼玉県の食育推進に関する方向性を踏まえ、平成２２年３月に『川口市食育推進計画』を策定し、計画期間を平成２６年度までの５カ年としていましたが、国、県の改定時期に合わせ、より川口市らしい計画を策定するため、改定時期を２カ年延伸し、平成２９年３月に『川口市食育推進計画（第２次)』を策定しました。

２　計画期間

計画の期間は、平成２９年度から平成３３年度までの５年間としています。なお、社会情勢の変化等によって見直しが必要になった場合には、計画期間内であっても、適宜内容の見直しを図ることとしています。

３　基本理念

「笑顔の食事がつなぐ　明日の元気」

４　基本構想

基本理念に基づき、３つの目標計画を立てるとともに、ライフステージ別の行動指標を示し、家庭、地域、団体、行政が取組む事柄や市民一人ひとりが担う役割などを取りまとめました。

（１）目標

目標１「学んで実践！　私に合った健康な食生活」

【推進施策】　・食の楽しさ・大切さを学びます
・栄養バランスを学び実践します
・適正体重の維持を意識した食生活を身につけ実践します
・規則正しい食生活を身につけ実践します
・主食・主菜・副菜を組み合わせた食生活を実践します

・よく噛んで食べて、丈夫な歯を守ります

目標２「食を知り　食を楽しみ　温もりある心を育みます」

【推進施策】　・食を通じてコミュニケーションを深めます
・食の安全性を学びます
・環境に配慮した食生活を身につけ実践します

目標３「川口の食文化　知ろう　創ろう　つなげよう」

【推進施策】　・地域の食文化や食資源について学び食生活に取り入れます
・家庭の味や伝統食等の食文化の継承につとめます
・地域にあった食文化を創造します

（２）成果指標

食育に関わる各主体が取り組みの目標や課題を共通認識し、食育を効果的に推進するため、数値目標を設定し、取り組みの達成状況や成果を測る指標としています。

９つの数値目標（現状値 ⇒ 平成３３年の目標値）

<table>
<tr>
<td>①食育に関心を持っている市民の割合
63.9%　⇒　85% 以上</td>
<td rowspan="2">⑤メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)を認知している市民の割合
77.1%　⇒　85% 以上

⑥食に関するボランティアの数（川口市食生活改善推進員の数）
620 名　⇒　5% UP</td>
</tr>
<tr>
<td rowspan="2">②朝食を欠食する市民の割合
小学生　1.0%　⇒　0%
中学生　2.4%　⇒　0%
20 歳代男性　13.3%　⇒　10% 以下
20 歳代女性　17.1%　⇒　10% 以下
30 歳代男性　23.8%　⇒　15% 以下
30 歳代女性　4.5%　⇒ 4.5% 以下</td>
<td>⑦食品の安全性に関する基本的な知識を持っている市民の割合
49.5%　⇒　65% 以上</td>
</tr>
<tr>
<td rowspan="2">⑧食品ロスの問題に関心を持っている市民の割合
72.0%　⇒　80% 以上

⑨夕食を一人で食べることが多いとする市民の割合
小学生　2.3%　⇒　0%
中学生　7.8%　⇒　3% 以下
18 歳以上　26.9%　⇒　15% 以下</td>
</tr>
<tr>
<td>③学校給食における地場産物(県内産)を使用する割合(品目数ベース)
16.4%　⇒　30% 以上</td>
</tr>
<tr>
<td>④「食事バランスガイド」等を参考に食生活を送っている市民の割合
17.1%　⇒　40% 以上</td>
<td></td>
</tr>
</table>

５　計画の推進

食育の推進にあたっては、家庭、保育所、幼稚園、学校等、地域、事業者、行政などが相互につながりを持ちながら取り組んでいく必要があります。そのためには、庁内関係各課が連携し、川口市地域保健審議会の協力を得ながら食育を推進します。

第３節　川口市自殺対策推進計画

１　計画策定の背景

本計画は、平成 28 年（2016 年）に改正された自殺対策基本法に基づき、自殺対策の本質が生きることの支援にあることを念頭に、「誰も自殺に追い込まれることのない川口市」の実現を、市民、関係機関、行政等が一体となって目指すための指針として策定しました。

２　基本理念

「誰もが自殺に追い込まれることのない
助け合い、支え合うことのできる地域社会の実現」

３　計画の基本方針

（１）生きることの包括的な支援の推進
（２）関連施策との有機的な連携強化による総合的な取り組み
（３）対応の段階に応じたレベルごとの対策の効果的な連動
（４）実践と啓発を両輪としての推進
（５）市、関係機関・団体、企業及び市民の役割の明確化と連携・協働の推進

４　計画の期間と数値目標

計画の期間は、平成 31 年度（2019 年度）から 2023 年度までの５年間です。

また、本計画における当面の目指すべき目標値として、平成 27 年（2015 年）の自殺死亡率（人口 10 万人当たりの自殺者数）15.8 を 2023 年までに 12.0 として、76%に減少させることを目指します。

和暦（年度）	H27	…	R1	R2	R3	R4	R5
西暦（年度）	2015	…	2019	2020	2021	2022	2023
計画の目標値			川口市自殺対策推進計画				
自殺死亡率の減少	15.8（100%）						12.0（76%）

自殺死亡率資料：地域における自殺の基礎資料

５　５つの基本施策と３つの重点施策

本市の自殺対策は、「５つの基本施策」と、「３つの重点施策」で構成されています。

「５つの基本施策」とは、地域で自殺対策を推進する上で欠かすことのできない基盤的な取り組みとなっています。

それぞれに、「事前対応」、「危機対応」、「事後対応」、「事前対応の更に前段階での取り組み」と、「実践」と「啓発」の両方を含みながら、これらの施策を「強力に、かつ連動させて総合的に推進する」ことで、本市における自殺対策の基盤を強化していくことが求められています。

【５つの基本施策】

１　地域におけるネットワークの強化
２　自殺対策を支える人材の育成
３　市民への啓発と周知
４　生きることの促進要因への支援
５　子ども達が健やかに育つ環境づくりの推進

また、「３つの重点施策」は、本市における自殺の現状分析及び川口市地域保健審議会部会（川口市自殺対策推進計画策定会議）での検討結果を踏まえ、「高齢者」、「勤労者」及び「生活困窮者」の対策を３つの柱として推進し、それぞれの対象に関わる様々な施策を結集させることで、「生きることの包括的な支援」として自殺対策の推進を図るものです。

【３つの重点施策】

１　高齢者を対象とした取り組みの推進
２　勤労者を対象とした取り組みの推進
３　生活困窮者への取り組みの推進

６　計画の推進と進行管理

庁内の自殺対策関係部署から組織する「川口市自殺対策庁内連絡会議」において、庁内関係部署の緊密な連携と協力のもと、組織横断的に自殺対策を推進するとともに、進行管理を行います。

また、保健、医療、福祉、労働、教育等の関係機関、民間団体等で構成する「川口市地域保健審議会」において連携を図るとともに、必要な事項について調査審議し、施策を総合的かつ計画的に推進します。

第４節　　川口市人と動物との調和のとれた共生ができる地域社会の推進計画

１　推進計画策定の趣旨

近年、犬や猫などの動物は、飼い主にとって、心にうるおいや癒しを与える良き伴侶、あるいは家族の一員として、ますます身近なものとなってきています。

その一方で、動物の虐待や遺棄、不適切な飼い方による近隣とのトラブルなど動物の飼育に関して様々な問題が地域で発生しています。特に、本市のような住宅地が多い地域では大きな問題となっています。

そのような中、本市では平成３０年４月の中核市移行により、動物行政が埼玉県から移譲されることに伴い、川口市動物の愛護及び管理に関する条例を同年１０月から施行いたしました。

これに併せて、本計画では、条例で定める基本理念を達成するために、本市の現状や課題を抽出し、設定した目標を着実に実施するための施策や取り組みを示しており、本市の動物愛護行政の基盤として、人と動物との調和のとれた共生ができる地域社会の実現に向け、取り組んでいきます。

２　計画期間

平成３０年１０月１日から令和５年９月３０日までの５年間とします。

ただし、法等の改正や地域の実情等に応じ再考が必要な場合は、見直しを行うものとします。

３　目標

（１）共生社会の推進

条例の基本理念に基づき、共生社会の実現に向けて施策や具体的な取り組みを推進します。

施策　①飼い主の責務及び適正飼養の推進
②狂犬病予防の推進
③多頭飼育対策
④飼い主のいない猫への対応
⑤動物の遺棄・虐待対策
⑥協力団体・ボランティアとの連携

（２）事業者等の社会的責任の徹底

動物取扱業者及び特定動物飼養者の専門性を活かし、一般飼養者の模範

となるように法令遵守と安全確保の徹底を図ります。

施策　①動物取扱業の適正化及び資質の向上

②特定動物の飼養管理の徹底

（３）殺処分数の減少

終生飼養の徹底や飼い主のいない猫対策などの取り組みを普及し、動物の引き取りを減少させるとともに、市や動物愛護団体等による譲渡を普及、拡大することにより、殺処分数の減少を目指します。

施策　①犬・猫の殺処分の抑制

（４）危機管理体制の構築

動物由来の感染症に係る市民の理解や、その発生に備えた連携体制の整備、災害発生時における飼い主と動物の同行避難等の体制整備を進め、危機管理体制の構築を目指します。

施策　①動物由来感染症対策

②災害時対応の整備

第５節　川口市食品衛生監視指導計画

１　策定の趣旨

「川口市食品衛生監視指導計画」は、食品等の安全性の確保と食品衛生に関する正しい知識の普及を目的とし、食品衛生法第２４条に基づき、年度ごとに策定するものです。

２　計画の適用期間及び適用区域

適用期間は当該年度１年間とし、川口市内全域を適用区域とします。

３　実施体制

（１）監視指導　川口市保健所生活衛生課食品衛生係
　　川口市保健所生活衛生課食肉衛生検査所

（２）試験検査　川口市保健所衛生検査課検査係※

※一部検査は、埼玉県衛生研究所、埼玉県食肉衛生検査センター、登録検査機関等に委託します。

４　関係機関

日頃から関係機関と情報共有を行い、食の安全・安心に係る危害の防止を図ります。市域を超えた食中毒発生時や違反・不良食品発見時には、速やかに情報を共有し、適切な対応を図ります。特に、埼玉県内で食品衛生を所管する４県市(埼玉県、さいたま市、川越市、越谷市)や、その他近隣自治体とは、連絡会議等で食品衛生に関する情報共有を行い、緊密な連携の確保に努めます。また、毒物混入等犯罪が疑われる事案については、埼玉県警察等と連携を図ります。

５　目標

保健所の監視対象に該当する施設については、市民の食の安全安心を確保するため、年間約 1,600 施設(延べ数)を監視指導の目標とします。この他、営業許可調査、苦情・食中毒・違反通報時の調査指導、及び大規模食中毒等発生時の緊急監視を行います。

第６節　川口市国民健康保険第２期保健事業実施計画（データヘルス計画）第３期特定健康診査等実施計画

１　計画の背景・目的

特定健康診査の実施やレセプト等の電子化の進展、国保データベース（ＫＤＢ）システム等の整備により、健康や医療に関する情報を活用して健康課題の分析など保健事業の評価を行うための基盤整備が進んでいる中、平成 25 年に閣議決定された「日本再興戦略」において、保険者等はレセプト等を活用した保健事業を推進することとされました。こうした背景を踏まえ、被保険者の健康の保持増進を達成するため、健康・医療情報を活用してＰＤＣＡサイクルに沿った効果的かつ効率的な保健事業の実施を図るための保健事業の実施計画（データヘルス計画）を策定したうえで、保健事業の実施･評価･改善を行います。

また、健康増進法に基づく「健康日本２１」に示された基本的な方針を踏まえるとともに、川口市健康増進計画「健康・生きがいづくり計画（第二次）」等と調和のとれたものとして本計画を策定します。

なお、川口市では、第１期保健事業実施計画（データヘルス計画）及び第２期特定健康診査等実施計画の期間が平成 29 年度をもって終了したことから、次期計画を「第２期保健事業実施計画（データヘルス計画）・第３期特定健康診査等実施計画」として一体的に策定しました。

２　計画期間

計画期間については、国が策定した保健事業実施指針において、「特定健康診査等実施計画や健康増進計画との整合性を踏まえ、複数年とすること」としていること、また、他の保健医療関係の法定計画との整合性を図る観点から、平成 30 年度から平成 35 年度の６年間とします。

３　健康課題に対する保健事業の取組

健康課題の分析の結果に基づき、対策として保健事業を実施するとともに、各事業において目標を設定し、事業の達成状況を図る指標としています。

（１）健康課題の抽出・明確化

健康・医療情報等の分析により把握した健康課題は、次のとおりです。

課　題	対策の方向性	事業
・人工透析の患者は、虚血性心疾患、高血圧、糖尿病、脂質異常症等の生活習慣病を併せ持つ者が多い ・腎不全１件当たりの外来医療費が、他の疾患に比べて高い	・医療機関と連携し、糖尿病性腎症ハイリスク者を医療につなげる ・医療機関と連携し、糖尿病性腎症患者の保健指導を実施することで、重症化を予防する	糖尿病性腎症重症化予防 【事業名】 生活習慣病重症化予防対策事業

・標準化死亡比（SMR）において、心疾患、脳梗塞、悪性新生物が県と比較して高い ・長期入院の疾患では、精神疾患に次ぎ脳血管疾患が多い ・高額医療費の疾患では、がん等新生物に次いで心疾患が多い ・虚血性心疾患、脳血管疾患、糖尿病性腎症等生活習慣病の治療者は、高血圧、脂質異常症、糖尿病の基礎疾患を併せもっている ・介護保険認定者の生活習慣病の有病状況において高血圧を含む心疾患が最も多い	・循環器疾患（虚血性心疾患、脳血管疾患）につながる高血圧、糖尿病、脂質異常症等基礎疾患の重症化を予防する	循環器疾患（虚血性心疾患､脳血管疾患）重症化予防 【事業名】 特定保健指導以外の保健指導
・特定保健指導実施率が市町村平均より低い ・BMI、腹囲、HDL、空腹時血糖、尿酸の有所見者割合が県と比較して高い	・特定保健指導該当者（肥満者）に利用勧奨し、利用者を増やす ・特定保健指導利用後のリスク因子を減らす	特定保健指導実施率向上対策事業
・特定健康診査受診率が市町村平均より低い ・若い年代ほど健診受診率が低い ・健診未受診者の入院医療費が、毎年受診している者より 2 倍以上高額である ・40-64 歳の 42.8%、65-74 歳の 16.5%が、健診未受診で生活習慣病の治療もしていないため、健康状態が未把握である	・健診受診者を増やす ・特定健康診査・がん検診の同時受診をすすめ受けやすい健診にする ・医療機関、地区組織、JA、商工会等と連携し、周知や健診の情報提供を得られる仕組みを作る	特定健康診査受診率向上対策事業

（2）健康課題の対策として実施する保健事業

健康課題の分析の結果に基づき、対策として次の保健事業を実施します。

保健事業	目的	中長期目標	短期（個別保健事業）目標
糖尿病性腎症重症化予防 【事業名】 生活習慣病重症化予防対策事業	・糖尿病性腎症の重症化を予防することにより、人工透析への移行を防止する	・糖尿病性腎症の増加を抑制する ・糖尿病性腎症による人工透析患者の増加を抑制する	・保健指導参加者を増やす ・受診中断者を医療につなぐ ・糖尿病等の検査値の維持又は改善
循環器疾患（虚血性心疾患・脳血管疾患）重症化予防 【事業名】 特定保健指導以外の保健指導	・虚血性心疾患や脳血管疾患の重症化を予防することで健康維持をはかる	・高血圧、脂質異常症の増加を抑制する ・虚血性心疾患、脳血管疾患の患者の増加を抑制する	・保健指導参加者を増やす ・受診中断者を医療につなぐ ・血圧、脂質等の検査値の維持又は改善

特定保健指導実施率向上対策事業	・特定保健指導の実施率を向上することにより、メタボリックシンドローム該当者・予備群の割合の減少をはかり、生活習慣病の発症を予防する	・平成 35 年度の実施率を 60%にする ・メタボリックシンドローム該当者・予備群の割合を対 30 年度比で 12 ポイント減らす	・各年度の実施率を 5～10 ポイント上げる ・各年度のメタボリックシンドローム該当者・予備群の割合を対前年度比で 2 ポイント減らす
特定健康診査受診率向上対策事業	・特定健康診査の受診率を向上させる	・平成 35 年度の受診率を 60%にする	・各年度の受診率を 3～5 ポイント上げる

４　計画の評価

この計画の評価については、毎年度、短期目標の達成状況・事業の執行の適切さを評価し、翌年度の保健事業の実施内容の見直しを行います。また、平成 32 年度に進捗確認のための中間評価を、計画の最終年度の平成 35 年度に最終評価を行い、中長期目標の達成度を評価し、埼玉県国民健康保険団体連合会に設置している保健事業支援・評価委員会の指導・助言を受けるものとします。

５　計画の推進

保険担当部局が主体となり関係部局と十分に連携して計画を策定するとともに、保健部門、高齢者支援部門、介護部門、国保部門で構成されている「健康寿命延伸に関する横断的連携会議」を活用しつつ、学識経験者、医師会、歯科医師会、薬剤師会をはじめとする関係団体等と連携を図り、計画の実効性を高めていきます。

また、自治会等の地域組織との意見交換や国民健康保険運営協議会等の場を通じて、被保険者に議論に参加してもらうことなどにより意見反映に努めていきます。

第２部
事業の概要

第１章
保健総務課

第１章　　保健総務課

第１節　　救急医療体制

１　救急医療体制

（１）在宅当番医制事業（第一次救急医療）

休日における地域住民の救急医療の確保を図るため、川口市医師会及び川口歯科医師会で在宅当番医制を実施し、休日等の診療を行っています。

①　実施場所　　・医科病院・診療所　４医療機関　　・歯科診療所　２医療機関
②　診療日　　日曜日・祝日・休日・年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日）
③　診療時間　　９時～１７時

（２）小児夜間等救急診療事業（第一次救急医療）

休日や夜間の小児救急患者に対応するため、診療を行っています。

①　実施場所　　川口市医師会の在宅当番医制及び３医療機関の当番制
３医療機関：川口市立医療センター・済生会川口総合病院・埼玉協同病院
②　診療日　　全日（ただし、平日は、２３時までが医師会、それ以降翌日８時までが３医療機関の当番制。土曜日・日曜日・祝日・休日・年末年始については、３医療機関の当番制。）
③　診療時間　　・平日　２０時～翌日８時　・土曜日　１８時～翌日８時
・日曜日・祝日・休日・年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日）１７時～翌日８時

（３）病院群輪番制運営事業（第二次救急医療）

在宅当番医制の後方支援として、入院治療が必要な重症救急患者の受け入れを行っています。

①　実施場所　　救急病院等を定める省令（昭和 39 年厚生省令第 8 号）第 1 条に基づき埼玉県知事の認定を受け、かつ本事業に関し協力申出があった 12 医療機関の輪番制
②　診療日　　日曜日・祝日・休日・年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日）の昼間及び全夜間
③　診療時間　　・日曜日・祝日・休日・年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日）の昼間
８時～１８時
・夜間　１８時～翌日８時

（４）小児救急医療支援事業（第二次救急医療）

入院治療や緊急手術を必要とするなど、第一次救急医療では対応できない小児重症救急患者の受け入れを行っています。

①　実施場所　　３医療機関の当番制
②　診療日　　日曜日・祝日・休日・年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日）の昼間及び全夜間
③　診療時間　　・日曜日・祝日・休日・年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日）の昼間
８時～１８時
・夜間　１８時～翌日８時

（５）救命救急センター（第三次救急医療）

脳卒中・心筋梗塞・頭部損傷等の重篤救急患者を受け入れるため、高度な診療機能を有し、24 時間体制の診療を行っています。

実施場所　　川口市立医療センター

第２節　　健康づくり

１　健康管理士一般指導員等資格取得者補助事業

市民の健康・生きがいづくりを支援する人材の確保を図ることをねらいとし、これらの資格取得者に対し、資格取得に要した費用の一部を補助しています。

（単位：人）

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
健康管理士一般指導員	2	1	1
健康生きがいづくり アドバイザー	3	3	3

２　食生活改善推進事業

川口市食生活改善推進員協議会

食生活の改善及び体力の増進を図り、市民の健康づくりに寄与します。

組織　　昭和４７年５月発足、市内在住者で構成。
会員数　　30 支部　　534 人　（平成３１年４月１日現在）
活動内容　　食生活改善のための自己啓発及び食育の普及活動を行い、市民の健康づくりを推進します。

（１）食生活改善推進員リーダー研修

実施期間　　４月～３月
講　　師　　栄養士

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
回数	１１	１１	１１
延べ参加人数	３８４	４２１	３８７

（２）食生活改善推進員養成講座（さわやか健康セミナー）

生活習慣病に対する認識を深め、予防に関する普及啓発活動を行うボランティアを養成します。

実施期間　　年１回（９日間）
講　　師　　歯科衛生士、栄養士、医師、運動指導士、保健師、食品衛生監視員

（単位：人）

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
修了者数	２５	１８	１７

第３節　浸水被害地域に対する防疫対応

台風や集中豪雨による浸水被害地域に対し、消毒活動を実施しています。

年　度	消　毒　町　会　数
平成 28 年度	6
平成 29 年度	8
平成 30 年度	1

（延べ数）

第４節　川口市めぐりの森

川口市めぐりの森は、墓地、埋葬等に関する法律（昭和 23 年法律第 48 号）の規定に基づく火葬場として、平成３０年４月に開設しました。

施設の設計は世界的に著名な建築家である伊東豊雄氏によるもので、水と緑に囲まれて周辺環境と調和し、遺族が安らかに故人をしのぶことができるよう配慮されています。また、最新の火葬炉設備を導入することにより、無煙・無臭でダイオキシンなどの排出を防止する環境対策を講じています。

（１）所在地

川口市大字新井宿４３０番地の１

（２）施設概要

火葬炉１０基（予備スペース４基)、告別収骨室７室、待合ホール、待合室１３室　他

（３）火葬実績

（単位：件）

	市内	市外	計
平成 30 年度	4,295	8	4,303

第５節　葬祭事業

市民福祉の観点から、亡くなられたかたに礼を尽くし、できるだけ経費をかけないで葬儀ができるよう、葬祭事業を行っています。

葬祭事業では、葬儀に必要な最小限の内容（葬具やサービス）をまとめた２種類の基本仕様を定額制で提供しています。葬儀は市の登録を受けた葬祭業者が実施し、定額の利用者負担の他に、市が葬祭業者に費用の一部を補助しています。

（１）事業内容

【仕様１】
対象：通夜・告別式等を行うかた
費用：２１万円（税別）
※２１万円とは別に、市が葬祭業者に４万円を補助
内容：祭壇、焼香用具、受付用品、後飾、棺、遺体安置、霊きゅう自動車、骨つぼなど

【仕様２】
対象：通夜・告別式等を行わず、火葬のみを行うかた
費用：１３万円（税別）
※１３万円とは別に、市が葬祭業者に２万円を補助
内容：棺、遺体安置、霊きゅう自動車、骨つぼなど

【仕様１】【仕様２】ともに、式場使用料や火葬場使用料等は含まれていません。

（２）補助実績

（単位：件）

	仕様 1	仕様 2	計
平成 30 年度	249	154	403

第６節　安行霊園

市営安行霊園は焼骨の埋蔵または収蔵を希望するかたのため、墓地、埋葬等に関する法律に基づく霊園として、緑に囲まれた安行吉岡の丘陵に昭和４１年８月に開園しました。園内には、墓地・納骨壇・礼拝堂を設置しています。

（１）所在地

川口市大字安行吉岡１３９２番地

（２）使用料及び管理料

（平成 31 年 4 月 1 日現在）

区分				区画数及び壇数	金額	
墓地	区画(3 ㎡)			284 区画	管理料１年につき	1,620 円
納骨堂	納骨壇	小壇	上段	184	使用料３年につき	10,260 円
			中段	224	〃	11,800 円
			下段	224	〃	9,180 円
		中壇		60	使用料３年につき	24,300 円
		大壇		10	〃	35,600 円
		短期保管壇		26	使用料１年につき	2,700 円
	合計			728		
	礼拝堂				使用料午前 9 時～正午 使用料正午～午後 5 時	1,620 円 1,620 円

第２章
川口市保健所

第１節
管理課

第２章　川口市保健所

第１節　　管　理　課

１　専門職員等研修事業

専門職員等が、国や県、研修機関等が実施する研修会、研究会、学会等に参加し他市の取組みや研究事例を学び、職員の資質の向上に努めています。

		研修会	研究会	学　会	講習会	その他	合　計
平成30年度	回　　数	112	4	10	31	54	211
	参加人数	294	9	19	64	107	493

２　学生実習及び臨床研修医等の受入

『川口市保健所実習実施要綱』に基づき、学生を受け入れています。

（１）保健所管理課

	種　　別	団　　体　　名	実人員	合　計
平成30年度	医学部生	信州大学	1	97
	看護学生	川口市立看護専門学校 (第1看護学科)	35	
		川口市立看護専門学校 (第2看護学科)	24	
		済生会川口看護専門学校	37	

３　保健衛生統計調査

厚生行政施策の基礎資料を得ることを目的として、人口動態調査をはじめとする各種衛生調査事務を厚生労働省等の委託を受けて、実施しています。

（１）厚生労働省からの委託による調査

調　査　名	頻度	概　　要
人口動態調査 平成30年度実施	毎月	各市町村に提出された出生、死亡、死産、婚姻及び離婚の届出に基づき、実施する調査です。
国民生活基礎調査 平成30年度実施 （　７　地区 334世帯　）	毎年	保健、医療、福祉、年金、所得等国民生活の基礎的事項について把握するための調査です。３年毎に大規模な調査を実施し、中間の各年には、世帯の基本的事項及び所得の状況について小規模で簡易な調査を実施します。 調査対象地区は、平成27年度国勢調査区から抽出されます。平成30年度の調査地区数は、全国で1,106地区、世帯数（約５万５千世帯）及び世帯員（約13万８千人）です。
衛生行政報告例	毎年 ※1	保健所で実施している精神保健福祉、栄養、生活衛生、食品衛生、医療、薬事、母体保護、特定疾患（難病）及び狂犬病予防等についての調査です。 なお、看護師・保健師・助産師・歯科衛生士等は、２年に１度の調査項目です。
地域保健・健康増進事業報告	毎年 ※1	地域住民の健康の保持及び増進を目的とした保健施策の展開等を保健所ごとに把握するための調査です。 調査内容は、地域保健事業（母子保健、歯科保健、精神保健福祉、衛生教育、職員の設置状況など）及び健康増進事業（健康手帳の配布、健康診査、機能訓練、訪問指導、がん検診など）です。
病院報告 平成30年度実施	毎月	全国の病院、療養病床を有する診療所における患者の利用状況及び病院の従事者の状況を把握するための調査です。
医師・歯科医師・薬剤師調査 平成30年度実施	隔年 ※2	医師、歯科医師及び薬剤師について、性、年齢、業務の種別、従事場所及び診療科名（薬剤師を除く）等を把握するための調査です。
医療施設調査 平成30年度実施	毎年	医療施設の分布及び整備の実態を明らかにするとともに、診療機能を把握するための調査です。
患者調査	３年ごと ※2	医療施設を利用する患者について、その傷病の状況等の実態調査です。
受療行動調査	３年ごと ※2	全国の医療施設を利用する患者について、受療の状況や受けた医療に対する満足度等を調査し、患者の医療に対する認識や行動を把握するための調査です。

※１　令和元年度より実施。

※２　次回令和２年度実施。

（２）その他統計調査

調　査　名	頻度	概　　要
社会保障・人口問題基礎調査 平成30年度実施 （　２地区 85世帯　）	毎年 （※）	国立社会保障・人口問題研究所（厚生労働省の附属機関）から委託を受け、実施しています。 調査内容は、家庭動向調査、生活と支えあいに関する調査、人口移動調査、出生動向基本調査、世帯動態調査のうち、毎年１調査を実施します。 調査対象地区は、「国民生活基礎調査」の対象地区の中からさらに選ばれた地区（平成30年度は約１万５千世帯）が対象となります。

※　調査対象地区数が少ないため、川口市が該当しない年度もある。

4　医療安全相談

市内の医療機関に関する相談や苦情を中立の立場で受け付け、患者さんが納得して上手に医療を受けられるように、助言及び情報提供などの支援を実施しています。

また、医療機関の従事者が安全・安心な医療を提供するために必要な知識を習得するための研修会を実施しています。

相談方法　（単位：件）

	電　話	来　庁	手　紙	その他	合　計
平成30年度	482	55	0	7	544

相談種別　（単位：件）

	相談・質問	不信・苦情	要望・提言	その他	合　計
平成30年度	332	205	3	4	544

相談内容　（単位：件）

	健康・病気	医療内容	医療事故	対応・接遇	医療費	診療情報提供等	医療機関案内	その他	合計
平成30年度	57	85	13	82	50	14	187	56	544

研修会実施結果

	第１回	第２回
日　時	平成30年6月13日（木） 15時～	平成30年11月8日（木） 13時30分～
場　所	埼玉県南部保健所 2階大会議室	埼玉県南部保健所 2階大会議室
内　容	①　災害時における病院のＢＣＰ（業務継続計画）について ②　災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）の活動から考える病院の備え	①　災害時の病院のＢＣＰについて ②　ＢＣＰ策定の実際
参加人数	31名	49名
備　考	共催：埼玉県南部保健所	共催：埼玉県南部保健所

５　医療施設指導等

（１）『医療法』等に基づく届出、立入検査等

市内の病院、診療所、助産所、歯科技工所及び施術所の開設等に関する事務を行うとともに、立入検査を実施しています。

医療機関施設数及び病床数

	施設数（単位：件）	うち有床施設数	病床数（単位：床）	立入検査実施数（単位：件）
病院	20	20	3,592	20
診療所	324	12	178	6
歯科診療所	280	0	0	0
助産所	17	2	4	0
歯科技工所	107	－	－	1
施術所	850	－	－	4
合計	1,598	34	3,774	31

申請・届出等受理件数　（単位：件）

	開設許可	変更許可	許可変更届	開設届	届出変更届	使用許可	休止・再開・廃止届	出張開始業務届	出張廃止業務届	その他	合計
病院	0	46	8	0	0	27	0	－	－	37	118
診療所	22	18	16	34	34	5	30	－	－	285	444
歯科診療所	2	5	6	9	36	0	12	－	－	46	116
助産所	0	0	0	1	1	0	0	－	－	0	2
歯科技工所	－	－	－	1	1	－	2	－	－	0	4
施術所	－	－	－	27	102	－	27	12	4	5	177
合計	24	69	30	72	174	32	71	12	4	373	861

申請・届出等受理件数　（単位：件）

	病院	診療所	歯科診療所	助産所	歯科技工所	施術所	合計
平成30年度	118	444	116	2	4	177	861

（２）かかりつけ医療機関マップの作成

市民が「かかりつけ医療機関」を選ぶための手助けとして、市内の医療機関の情報及び位置情報を掲載した冊子を作成しました。（平成３１年３月初版）

① 掲載内容

市内を２５地区に分け、医療機関等の位置を地図上に示し、診療科目、診療時間（営業時間）、休診日（休業日）、駐車場の有無や外国語対応の可否等の情報を掲載しています。

② 医療機関等掲載数

	病　院	一　般 診療所	歯　科 診療所	薬　局	助産所
種　別	20	269	266	198	5

※　平成30年10月末時点で埼玉県医療機能情報提供システムに掲載されていた医療機関（一般外来受付を行わないものを除く）

③ 作成部数

３０，０００部

④ 配布先

医療機関等、本庁舎、各支所、公民館、川口市保健所（地域保健センター及び各ステーション含む）

※市ホームページでも閲覧できます。

６　薬事関連施設指導

（１）『薬機法』に基づく許可・立入検査

保健衛生の向上を図ることを目的として、『医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（薬機法）』に基づき、薬局等医薬品販売業、医療機器等販売業等に係る事務を行うとともに、これらの施設に対する立入検査を実施しています。

申請・届出等受理件数及び立入検査実施数　（単位：件）

		施設数	新規	更新	廃止	立入検査実施数
薬局		208	15	29	7	61
薬局製剤製造販売業		14	0	2	0	4
薬局製剤製造業		14	0	2	0	4
店舗販売業		90	8	13	4	36
卸売販売業		42	10	6	4	13
高度管理医療機器	販売業貸与業	92	10	7	5	73
	販売業	127	14	9	5	
	貸与業	1	0	0	0	
管理医療機器	販売業貸与業	89	33	－	3	283
	販売業	692	34	－	4	
	貸与業	5	1	－	0	
合計		1,374	125	68	32	474

（２）『毒劇法』に基づく登録・立入検査

保健衛生上の見地から毒物及び劇物の適正な流通を管理することを目的として、『毒物及び劇物取締法（毒劇法）』に基づき、毒物劇物販売業に係る事務、毒物劇物業務上取扱者に係る事務を行うとともに、これらの施設に対する立入検査を実施しています。

申請・届出等受理件数及び立入検査実施数　（単位：件）

		施設数	新規	更新	廃止	立入検査実施数
毒物劇物	一般販売業	155	12	25	11	36
	農業用品目販売業	16	0	0	0	3
	特定品目販売業	10	0	2	1	2
	業務上取扱者	20	0	―	0	0
合計		201	12	27	12	41

（３）『温泉法』に基づく温泉利用許可・立入検査

温泉の適正な利用により公共の福祉の増進に寄与することを目的として、『温泉法』に基づき、温泉利用許可に係る事務を行うとともに、立入検査を実施しています。

申請・届出等受理件数及び立入検査実施数　（単位：件）

施設数	新規（施設数）	廃止（施設数）	立入検査実施数
3	1	1	2

（４）無承認無許可医薬品対策事業

健康食品を服用したことによる市民の健康被害や不正表示による被害を未然に防止することを目的として、市場に流通する健康食品を購入し、含有が疑われる医薬品成分と製品の表示の検査を実施しています。

健康食品検査結果

検査対象品目	購入数	検査項目	不適件数
痩身用健康食品	5	フェンフルラミン ビサコジル シブトラミン 製品表示	0

（５）家庭用品対策事業

違反製品の流通や市民への健康被害の発生、拡大を防止することを目的として、『有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律』に基づき、市場に流通する家庭用品を購入し、有害物質の含有検査を実施しています。

家庭用品検査結果

検査対象品目		購入数	検査項目	不適件数
乳児用繊維製品		5	ホルムアルデヒド	0
	よだれかけ	2		
	外衣	2		
	帽子	1		

7　衛生免許関連

（１）厚生労働大臣免許の申請受付及び免許交付

医師・歯科医師等の厚生労働大臣免許の申請受付及び免許交付事務を実施しています。

厚生労働大臣免許申請受付件数　（単位：件）

	医師	歯科医師	保健師	助産師	看護師	診療放射線技師	臨床検査技師	衛生検査技師	理学療法士	作業療法士	視能訓練士	薬剤師	管理栄養士	総数
新　規	28	4	12	6	212	16	18	－	39	17	9	39	49	449
書換え	7	2	25	6	127	4	11	0	12	6	2	22	24	248
再交付	1	1	1	0	14	1	2	0	2	1	0	3	3	29
抹　消	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
合　計	37	7	38	12	353	21	31	0	53	24	11	64	76	727

（２）都道府県知事免許の申請受付及び免許交付

調理師、准看護師等の埼玉県知事免許の申請受付及び免許交付事務を実施しています。

埼玉県知事免許申請受付件数　（単位：件）

	栄養士	調理師	製菓衛生師	クリーニング師	准看護師	登録販売者	ふぐ調理師	他県准看護師	総数
新　規	46	141	8	3	21	43	－	－	262
書換え	24	18	0	0	9	9	－	8	68
再交付	9	20	0	0	1	4	1	3	38
抹　消	0	0	0	1	0	0	－	0	1
合　計	79	179	8	4	31	56	1	11	369

（３）その他（受胎調節実地指導員の指定）

『母体保護法』に基づき、受胎調節実地指導員の指定申請の受付及び指定証等の交付事務を実施しています。

（単位：件）

	新　規	訂　正	再交付	その他
指定証交付	1	0	0	0
標識交付	1	0	0	0

８　献血推進事業

献血思想の普及を図るとともに、疾病の治療に必要な血液を献血で確保することを目的として、川口市献血推進連絡協議会を設置し、地域及び事業所の協力を得て献血の推進を実施しています。

（１）年度別献血目標及び実績

医療機関へ必要な血液を安定供給することを目的として、輸血用血液製剤の供給動向及び国から示された原料血漿確保目標量を勘案し、「埼玉県献血推進計画」の中で市町村ごとの献血目標人数を定めています。

移動採血車での献血目標及び実績献血目標及び実績　（単位：人）

	移動採血車		献血ルーム
	目標人数	献血者数	献血者数
平成28年度	5,923	2,776	17,794
平成29年度	4,547	2,964	17,160
平成30年度	4,389	2,551	17,754

（２）移動採血車による献血の実施

市内の公民館や事業所、高等学校に埼玉県赤十字血液センターが移動採血車を派遣し、献血を実施しています。
また、公民館で実施する献血の前には、近隣住民に向け献血を呼びかける献血広報車を３０回派遣し、より多くの血液を確保できるよう努めています。

献血実施状況

	回数				献血者数		
	公民館（地区）	事業所	高等学校	計	２００ｍＬ全血	４００ｍＬ全血	計
平成28年度	42	94	6	142	325	2,451	2,776
平成29年度	35	89	6	130	447	2,517	2,964
平成30年度	35	79	5	119	284	2,267	2,551

（３）川口市献血推進連絡協議会

献血思想の普及及び献血組織の育成強化を図り、献血制度の健全な発展を図ることを目的として、昭和４６年に設置しました。
各献血協力団体に対し、献血推進のための助成金を交付し、必要な血液量の確保に協力しています。

参加献血団体数

	地区献血会	事業所献血会	高等学校献血会	計
平成30年度	26	54	5	85

第２節
疾病対策課

第２節　　疾病対策課

１　難病支援事業

（１）指定難病等医療給付の受付事務

『難病の患者に対する医療等に関する法律』に定める指定難病や、『埼玉県特定疾患等医療給付事業実施要綱』に定める特定疾患、県単独指定難病、先天性血液凝固因子欠乏症等の患者に対し、医療費の負担軽減及び疾病に対する不安の解消を図ることを目的として、医療給付申請の受付・進達事務を行っています。

①指定難病等医療給付受給者延べ人数

（単位：人）

	指定難病	特定疾患	県 単 独	合　　計
平成30年度	3,448	5	10	3,463

②先天性血液凝固因子欠乏症等医療給付受給者数

（単位：人）

	受給者数
平成30年度	30

（２）難病相談支援者支援研修

難病患者の相談や支援に携わる相談支援者の資質向上を目的として、研修を実施しています。

（単位：人）

	日　　時	内　　容	参加人数
平成30年度	平成31年1月25日	神経内科医、難病診療連携 コーディネーターによる講義	58
	平成31年3月19日	在宅人工呼吸器 在宅酸素について	27

（３）医療相談事業

難病患者とその家族等を対象に、専門医による医療講演会を実施します。

（単位：人）

	日　　時	内　　容	参加人数
平成30年度	平成30年12月6日	川口市難病医療講演会 ～みんなで学ぶパーキンソン病～	38

２　感染症予防対策事業

『感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下『感染症法』という）』に基づき、感染症の予防及びまん延防止を目的として、実施しています。

（１）感染症発生届出（全数報告）

『感染症法』に基づき、医療機関から届出された一類から五類までの感染症の法的対応、発生動向の把握、予防、まん延防止等に努めています。

全数把握対象感染症届出件数　（単位：件）

分類	疾患名		平成30年度
二類	結核		127
三類	細菌性赤痢		1
	腸管出血性大腸菌		23
四類	Ｅ型肝炎		5
	Ａ型肝炎		8
	レジオネラ症		5
五類	アメーバ赤痢		4
	ウイルス性肝炎		1
	カルバペネム耐性腸内細菌科細菌感染症		22
	急性脳炎		3
	劇症型溶血性レンサ球菌感染症		1
	後天性免疫不全症候群(HIV感染症含む)		5
	（内訳）	無症候性キャリア	(2)
		ＡＩＤＳ	(2)
		その他	(1)
	侵襲性インフルエンザ菌感染症		1
	侵襲性肺炎球菌感染症		5
	水痘（入院例）		2
	梅毒		14
	百日咳		44
	風しん		40
	麻しん		1
総　　数			312

※　上記以外の疾患についての届出はなし

（２）感染症発生届出（定点報告）

『感染症法』に基づき、定点把握対象の五類感染症の発生状況を地域的に把握するため、市内医療機関の中から定点医療機関を指定しています。

（単位：件）

定点区分※1 （指定医療機関数）	定点把握対象五類感染症	平成30年 報告数※2
内　　科 (7)	インフルエンザ※3	61
小 児 科 (13)	インフルエンザ※3	583
	ＲＳウイルス感染症	593
	咽頭結膜熱	631
	Ａ群溶血性レンサ球菌咽頭炎	2,605
	感染性胃腸炎	5,428
	水痘	360
	手足口病	575
	伝染性紅斑	363
	突発性発しん	394
	ヘルパンギーナ	435
	流行性耳下腺炎	133
眼　　科 (4)	急性出血性結膜炎	2
	流行性角結膜炎	258
性感染症 ＳＴＤ (5)	性器クラミジア感染症	162
	性器ヘルペスウイルス感染症	14
	尖圭コンジローマ	4
	淋菌感染症	41
基　　幹 (1)	感染性胃腸炎（病原体がロタウイルスであるものに限る）	7
	クラミジア肺炎（オウム病を除く）	0
	細菌性髄膜炎（髄膜炎菌、肺炎球菌、インフルエンザ菌を原因として同定された場合を除く）	2
	マイコプラズマ肺炎	7
	無菌性髄膜炎	0
	インフルエンザ※4	41
	ペニシリン耐性肺炎球菌感染症	11
	メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症	30
	薬剤耐性緑膿菌感染症	0

※1　内科定点と小児科定点は疑似症定点を兼ねる

※2　平成30年は、13週（平成30年4月1日）からの報告数

※3　鳥及び新型インフルエンザ等感染症を除く

※4　鳥及び新型インフルエンザ等感染症を除き、対象は該当入院患者に限る

（３）三類感染症に伴う健診

三類感染症の患者発生に伴い、疫学調査及び接触者等に対して健康診断（細菌検査）を実施しています。

健康診断（細菌検査）実施状況　（単位：件）

	総　数	細菌性赤痢	腸管出血性大腸菌		
			O26	O111	O157
平成30年度	254	13	10	2	229

（４）川口市感染症診査協議会

『感染症法』に基づき、一類・二類感染症患者（結核を除く）について、法第２０条第１項の規定による入院の勧告及び期間の延長に関する必要な事項等を審議並びに法第３７条における入院患者の医療費の公費負担に関する診査を行っています。

（５）『感染症法』第３７条による感染症患者入院医療費公費負担申請・承認件数

申請・承認件数　（単位：件）

		総数	被用者保険		国民健康保険	後期高齢	生活保護	その他
			本人	家族				
平成30年度	申請	1	1	0	0	0	0	0
	承認	1	1	0	0	0	0	0

（６）社会福祉施設等における感染症の集団発生に伴う対応

社会福祉施設（高齢者施設、保育園等）からの報告により、疫学調査及び感染予防・消毒の指導を行い、感染の拡大防止に努めています。

報告件数　（単位：件）

	インフルエンザ		感染性胃腸炎		その他		合計	
	施設数	実人数	施設数	実人数	施設数	実人数	施設数	実人数
平成30年度	9	147	4	113	0	0	13	260

３　結核対策事業

『感染症法』に基づき、結核患者の登録管理、医療費の公費負担、服薬支援を中心とした療養支援、健康診断の実施による感染防止等、結核対策の対応を行っています。

（１）結核検診（定期）

自覚症状がないうちに潜在患者を発見し、患者の治癒効果のかたを高めるとともに、結核を地域に伝播させないことを目的として、４０歳以上の市民を対象に、結核検診（定期）を「肺がん・結核検診」として市内（個別）医療機関で実施しています。

（２）結核患者登録事務

『感染症法』第５３条の１２の規定に基づき、結核患者及び『感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則』第２７条の７で定める結核回復者の結核登録票を作成し、管理しています。

登録者の年統計　（単位：人）

	人口※	新登録患者数	結核罹患率（人口10万対）	年末時登録者数	結核有病率（人口10万対）	結核死亡者数	結核死亡率（人口10万対）
平成30年１月１日～12月31日	600,050	103	17.2	284	8.5	8	1.3
日本生まれ（再掲）	566,771	83	14.6	－	－	－	－
外国生まれ（再掲）	33,279	20	60.1	－	－	－	－

※　人口は平成30年1月1日時点、日本人、外国人

新登録患者数（活動性分類別）　（単位：人）

	活動性結核								
	総数	肺結核活動性				肺外結核	結核罹患率（人口10万対）	肺結核罹患率（喀痰塗抹陽性人口10万対）	潜在性結核感染症（別掲）
		総数	喀痰塗抹陽性	陽性その他の結核菌性	菌陰性その他				
平成30年１月１日～12月31日	103	82	38	31	13	21	17.2	6.3	56
日本生まれ（再掲）	83	68	35	25	8	15	14.6	6.2	49
外国生まれ（再掲）	20	14	3	6	5	6	60.1	9.0	7

新登録患者数（年齢階級別）　（単位：人）

	総数	0～4歳	5～9歳	10～14歳	15～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70歳以上
平成30年１月１日～12月31日	103	0	0	0	1	14	10	17	13	11	37

（再掲）新登録患者数（外国生まれ国籍・年齢階級別）　（単位：人）

	総数	0～4歳	5～9歳	10～14歳	15～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70歳以上
中国	6	0	0	0	0	1	3	0	1	1	0
フィリピン	6	0	0	0	0	3	1	1	1	0	0
ベトナム	3	0	0	0	1	2	0	0	0	0	0
ネパール	2	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0
ミャンマー	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0
パキスタン	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0
台湾	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
合計	20	0	0	0	1	8	5	2	2	1	1

年末時登録者数（活動性分類別）　（単位：人）

	登録者総数	活動性結核					不活動性結核	活動性不明	結核有病率（人口10万対）	潜在性結核感染症（別掲）
		肺結核活動性				肺外結核				
		総数	喀痰塗抹陽性	陽性その他の結核菌性	菌陰性その他					
平成30年12月31日現在	284	40	16	17	7	11	132	101	8.5	91

年末現在登録者数（年齢階級別）　（単位：人）

	総数	0～4歳	5～9歳	10～14歳	15～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70歳以上
平成30年12月31日現在	284	0	2	1	2	39	31	40	39	39	91

（３）結核医療費公費負担

川口市感染症診査協議会では、『感染症法』第３７条における入院患者の医療費の公費負担、『感染症法』第３７条の２における適正医療を受けるための医療費公費負担について診査を定期的に実施し、承認決定を行っています。

感染症診査協議会（結核）開催状況

開催期日	開催回数
毎月第２・第４水曜日（原則）	２４回

結核医療費公費負担申請・承認件数　（単位：件）

			総数	被用者保険		国民健康保険	後期高齢	生活保護	その他
				本人	家族				
平成30年度	診査総数		317	88	23	102	82	20	2
	37条	申請	75	20	1	19	26	9	0
		承認	75	20	1	19	26	9	0
	37条の2	申請	242	68	22	83	56	11	2
		合格	238	67	21	82	55	11	2
		承認	238	67	21	82	55	11	2

※　合格とは、結核医療基準に適合している場合をいう。
　　承認とは、感染症法公費負担基準に適合している場合をいう。

（４）結核相談

医師からの届出に基づき、患者への回復支援と周囲への感染や発症防止を目的として、保健師が病院訪問や面接等により相談を行っています。

相談実施状況　（単位：延べ件数）

	総数	訪問指導	来所相談	電話相談
平成30年度	2,656	107	66	2,483

（５）結核患者及び接触者健診

① 管理検診

再発防止を目的として、治療終了後も経過観察を要するかたを対象に、委託医療機関等で健康診断を実施しています。

管理検診実施状況　（単位：延べ人数）

	受診者数	検診結果			小計	合計
		要医療	要観察	異常なし		
平成30年度	医療機関	1	8	154	163	418
	病状調査	0	0	255	255	

② 接触者健診

周囲への感染や発症防止を目的として、結核患者の家族及び接触者等を対象に、保健所等で健康診断を実施しています。

接触者健診実施状況　（単位：人）

		受診者	検査項目（重複あり）				健診結果			
			胸部X線撮影	血液検査	ツベルクリン反応検査	喀痰検査	異常なし	結核患者発見	潜在結核感染症性	経過観察
平成30年度	総数	601	199	428	12	7	428	5	82	86
	保健所実施	396	0	396	0	0	340	3	37	16
	委託医療機関実施	160	154	32	12	7	49	2	45	64
	その他（集団・委託）	45	45	0	0	0	39	0	0	6

（６）結核定期健康診断及び実施報告

『感染症法』第５３条の２に基づき、潜在患者を発見するため、事業者、学校長、施設長などが実施責任者として、定期の健康診断を行うことが義務付けられており、同法第５３条の７により保健所で実施者数等の報告を受理しています。

（７）直接服薬確認療法（ＤＯＴＳ）の推進

『感染症法』第５３条の１４に基づき、喀痰塗抹陽性結核患者（※）や、その他保健所長が必要と認めた結核患者に対し、対面での直接服薬確認支援事業を実施しています。

※　肺の中の結核菌が痰に含まれ、人に感染させる恐れのある状態の患者

４　エイズ予防

『感染症法』に基づき、エイズのまん延防止及び患者、感染者への差別や偏見の解消を図ることを目的として、正しい知識の普及啓発並びに相談指導体制の充実を図る対策を実施しています。

（１）エイズ予防普及啓発活動

①「ＨＩＶ検査普及週間（６月１日～７日）」ＰＲ
川口駅前で、普及啓発を目的としたポケットティッシュの配布。

②「ＨＩＶ・梅毒即日検査（１２月１６日（日）実施）」ＰＲ
ポスターを作成、掲示するとともに、川口駅前キャスティビジョンでＰＲ映像を放映。

（２）エイズ相談

電話相談や来所相談（面接）を受け付けています。

エイズ相談実施状況　（単位：件）

	総　数	電話相談	来所相談
平成30年度	66	57	9

（３）ＨＩＶ抗体検査（性感染症検査を含む）

保健所が、希望（予約）者に対して、定期的に検査を実施しています。

ＨＩＶ抗体検査及び性感染症検査実施状況　（単位：人）

		ＨＩＶ	梅　毒	クラミジア	Ｂ型肝炎	Ｃ型肝炎
平成30年度	検査者	196	191	192	192	192
	陽性者	0	4	37	3	1

（４）ＨＩＶ（エイズ）・性感染症検査（休日）

ＨＩＶ検査普及週間、世界エイズデーに合わせ、９月２日（日）と１２月１６日（日）に「ＨＩＶ・梅毒即日検査」を実施しています。

ＨＩＶ・梅毒即日検査実施状況　（単位：人）

		ＨＩＶ検査普及週間		世界エイズデー	
		ＨＩＶ	梅　毒	ＨＩＶ	梅　毒
平成30年度	検査者	23	23	80	80
	陽性者	0	0	0	1

５　肝炎治療特別促進事業（埼玉県への経由事務）

『埼玉県肝炎治療特別促進事業実施要綱』に基づき、Ｂ型肝炎及びＣ型肝炎ウイルスの除去を目的として行う、「インターフェロン治療」、「インターフェロンフリー治療」及び「核酸アナログ製剤治療」に係る医療費の助成について、申請等の受付、埼玉県への進達及び受給者証の交付等を実施しています。

（単位：件）

申請種別		平成30年度
総数（核酸アナログ製剤治療更新を除く）		146
内訳	インターフェロン治療新規	2
	インターフェロン治療２回目	0
	インターフェロンフリー治療	103
	インターフェロンフリー再治療	6
	核酸アナログ製剤治療	35
核酸アナログ製剤治療更新		298
肝炎医療費助成患者登録数		477

６　精神保健福祉支援事業

（１）精神保健相談

① 精神保健福祉相談

疾病対策課、地域保健センターでは、市民や関係機関からの精神保健福祉に関する相談を受け付けています。

ア　電話相談　　（単位：件）

	延　べ　数
平成28年度	662
平成29年度	890
平成30年度	5,110

（平成３０年度の内訳）　　（単位：件）

		総　数	疾病対策課	地域保健センター
延べ数	老人精神保健	195	148	47
	社会復帰	142	129	13
	アルコール	330	286	44
	薬物	59	59	0
	ギャンブル	0	0	0
	思春期	170	160	10
	心の健康づくり	755	402	353
	摂食障害	24	19	5
	てんかん	11	10	1
	その他	3,424	2,750	674
	計（＊）	5,110	3,963	1,147
計（＊）の再掲	ひきこもり	136	121	15
	自殺関連	137	115	22
	自殺者の遺族	1	0	1
	犯罪被害者	0	0	0
	災害	1	1	0

イ　来所相談

（単位：件）

	延　べ　数
平成28年度	159
平成29年度	259
平成30年度	655

（平成３０年度の内訳）　（単位：件）

		総　数	疾病対策課	地域保健センター
実　人　数		433	280	153
延べ数	老人精神保健	31	11	20
	社会復帰	37	23	14
	アルコール	48	28	20
	薬物	6	6	0
	ギャンブル	1	1	0
	思春期	30	17	13
	心の健康づくり	188	63	125
	摂食障害	1	1	0
	てんかん	1	1	0
	その他	312	293	19
	計（＊）	655	444	211
計（＊）の再掲	ひきこもり	64	58	6
	自殺関連	32	6	26
	自殺者の遺族	0	0	0
	犯罪被害者	0	0	0
	災害	0	0	0

※　こころの健康相談（事前予約制の相談）の件数（３１件）を含む

ウ　訪問相談

（単位：件）

	延　べ　数
平成28年度	223
平成29年度	181
平成30年度	1,018

（平成３０年度の内訳）　（単位：件）

		総　数	疾病対策課	地域保健センター
実　人　数		497	265	232
延べ数	老人精神保健	44	37	7
	社会復帰	44	17	27
	アルコール	76	64	12
	薬物	8	8	0
	ギャンブル	0	0	0
	思春期	26	22	4
	心の健康づくり	204	45	159
	摂食障害	6	1	5
	てんかん	2	1	1
	その他	608	547	61
	計（＊）	1018	742	276
計（＊）の再掲	ひきこもり	48	28	20
	自殺関連	25	15	10
	自殺者の遺族	0	0	0
	犯罪被害者	0	0	0
	災害	0	0	0

② 精神保健福祉専門相談

こころの悩みや病気について精神科医、臨床心理士による相談を実施しています。

ア　精神科医による相談

（単位：件）

	開催回数	延べ数
平成30年度	19	28

イ　臨床心理士による相談

（単位：件）

	開催回数	延べ数
平成30年度	10	14

（２）精神科医療等に関する事務

① 入退院届等の届出

川口市内の病院から提出された書類の内容を確認し、埼玉県に進達しています。

（単位：件）

	医療保護入院者			措置入院者	
	入院届	退院届	定期病状報告書	定期病状報告書	症状消退届
平成30年度	717	709	145	3	28

② 精神保健指定医の申請等

精神保健指定医の指定に係る申請等を受け付け、内容を確認し、埼玉県に進達しています。

（単位：件）

	新規	更新	変更	返納
平成30年度	2	2	2	0

（３）精神障害者社会復帰集団支援事業（ソーシャルクラブ）

精神障害者のかたが、グループ活動を通じて社会参加の促進を図ることを目的として、対人関係や生活リズムを改善する支援を行っています。

（単位：人）

	会　　場	実施回数	参加人数
平成28年度	保健センター	48	373
平成29年度	保健センター	48	348
平成30年度	川口市保健所等	47	263

（４）家族支援事業

① ひきこもり家族のつどい

ひきこもりのかたの家族を対象に、対処能力の向上を図ることを目的として、正しい知識や同じ悩みを持つかたのつどいの場を提供しています。

（単位：人）

	実施回数	参加人数
平成30年度	12	108

② 家族教室

精神障害者等の家族に対し、健康を向上させることを目的として、病気や障害についての正しい知識や対応の仕方を習得する場を提供しています。

（単位：人）

	統合失調症	う　つ　病
平成28年度	60	27
平成29年度	54	21
平成30年度	33	19

（５）普及啓発事業

① こころの健康講座

市民に、精神疾患に関する正しい知識の普及、啓発を行うことを目的として、心の健康に関する講演会を実施しています。

（単位：人）

開催日		内容	会場	参加人数
平成28年度	平成28年6月25日	「わかりやすい統合失調症の話」 講師：橋本　知加子　氏 （大石記念病院　精神科医）	南平公民館	87
	平成28年11月19日	「みんなで学ぶ『うつ病』」 講師：柴田　勲　氏 （川口クリニック　精神科医）	上青木公民館	60
	平成29年2月4日	「睡眠とこころの健康」 講師：藤原　徳子　氏 （株式会社ビジネスファーム 代表取締役）	西公民館	69
平成29年度	平成29年6月24日	「みんなで学ぶ統合失調症」 講師：髙橋　太郎　氏 （川口病院　精神科医）	芝公民館	92
	平成29年11月11日	「わかりやすい『うつ病』の話」 講師：荻野　マリエ　氏 （埼玉協同病院　精神科医）	神根西公民館	51
	平成30年2月24日	「LGBTの基本とメンタルヘルス ～性別の違和感に関する理解を深めるために～」 講師：塚田　攻　氏 （彩の国みなみのクリニック 精神科医）	西公民館	48
平成30年度	平成30年7月1日	「ひきこもりの理解と支援について」 講師：白石　弘巳　氏 （なでしこメンタルクリニック 精神科医）	西公民館	89
	平成30年9月29日	「心のもやもや、これってうつ？」 講師：富岡　大　氏 （戸田病院　精神科医）	中央ふれあい館	46
	平成30年12月15日	「わかりやすい統合失調症の話」 講師：髙橋　太郎　氏 （川口病院　精神科医）	並木公民館	115
	平成31年3月9日	「依存症についての話」 講師：高澤　和彦氏 （浦和まはろ相談室　精神保健福祉士）	幸栄公民館	65

（６）自殺予防対策事業

① ゲートキーパー研修

一般市民向けの「ゲートキーパー研修」と専門職向けの「スキルアップ研修」を実施しています。

	ゲートキーパー研修		(内訳) 出　前　講　座		スキルアップ研修	
	実施回数	参加人数	実施回数	参加人数	実施回数	参加人数
平成28年度	7	352	－	－	－	－
平成29年度	10	1,154	－	－	－	－
平成30年度	7	701	5	656	2	45

※　平成30年度から出前講座（一般市民対象）とスキルアップ研修（専門職対象）を疾病対策課で実施。

② メンタルヘルスチェックシステム事業

市民のメンタルヘルスへの早期対応とその向上を目的として、スマートフォンやパソコンで現在のこころの健康状態を確認し、その健康状態に応じた相談窓口を案内することができるシステム（アプリケーション）を提供しています。

（単位：件）

	アクセス数
平成28年度	45,329
平成29年度	43,642
平成30年度	29,198

③ 普及啓発事業

市民が、自殺予防や自殺対策等に対する関心と理解を深め、早期に適切な相談窓口につながることを目的として、普及啓発を実施しています。

自殺対策実施内容

	実施内容	
自殺予防週間 ９月10日～16日	市役所本庁舎、鳩ケ谷庁舎、市内歩道橋に横断幕や懸垂幕を設置	
	川口市役所１階ロビーに、特設コーナーを設置し、パンフレットを配布	
自殺対策 強化月間 ３月	市役所本庁舎、鳩ケ谷庁舎、市内歩道橋に横断幕や懸垂幕を設置	
	川口市役所１階ロビーに、特設コーナーを設置し、パンフレットを配布	
	駅前キャンペーン	啓発ティッシュを20,000個配布
		のぼり旗を4日間設置
通年	川口駅東口ロータリー内の広告塔に懸垂幕を設置	
	相談窓口を記載した卓上カード型チラシを設置	

④ 自殺未遂者支援

医療機関から連絡のあった自殺未遂者の支援を実施しています。なお、協力医療機関は、川口市立医療センター、埼玉協同病院です。

（単位：件）

	支援件数
平成28年度	6
平成29年度	5
平成30年度	3

（７）関係機関向け研修会

① 関係機関向け研修会

精神保健福祉に関する知識や支援技術の向上を図り、支援体制の強化を目的として、地域の関係機関を対象に、実施しています。

（単位：人）

	開催回数	参加人数
平成30年度	2	62

② 精神保健福祉事例検討会

関係機関職員の支援技術の向上を図ることを目的として、処遇困難事例の検討会を実施しています。

（単位：人）

	開催回数	参加人数
平成28年度	3	71
平成29年度	3	65
平成30年度	2	50

（８）自助グループ支援

① 川口市精神障害者の会　「よつば」

地域で活動している当事者のグループ。
地域の精神保健福祉の推進のため、世話人として月１回の定例会に出席し、運営の協力をしています。

② 川口市精神障害者家族会　「わかば会」

地域で活動している精神障害者家族のグループ。
月１回の定例会へ出席し、勉強会の講師や相談に対して助言する等の協力をしています。

第３節
地域保健センター

第３節　　地域保健センター

１　予防接種

予防接種は、感染予防・発病予防・症状の軽減・病気のまん延防止などを目的として、各種感染症に対する免疫を持たない感受性者を対象に行っています。
感染症予防対策には、感染源、感染経路及び感受性者対策の３つがあると言われています。感受性者対策として、『予防接種法』に基づく定期予防接種及び一部の任意予防接種を個別接種により実施します。高齢者インフルエンザ以外の予防接種及び抗体検査は通年で実施しています。

（１）定期予防接種

川口市内及び埼玉県内の委託医療機関で実施しています。
高齢者インフルエンザ及び高齢者肺炎球菌は一部自己負担があり、他の予防接種は無料です。

①Ａ類疾病

種　　類	Ｈ　ｉ　ｂ（ヒブ）感染症		
対　　象	生後2か月～5歳未満		
	生後2か月～7か月未満に接種を開始した場合	生後7か月～1歳未満に接種を開始した場合	1歳～5歳未満に接種を開始した場合
回　　数	4回	3回	1回
標準的な接種回数と間隔	初回接種：1歳未満までの間に27～56日の間隔をおいて3回 追加接種：初回接種終了後、7か月～13か月の間隔をおいて1回	初回接種：1歳未満までの間に27～56日の間隔をおいて2回 追加接種：初回接種終了後、7か月～13か月の間隔をおいて1回	1回接種

種　　類	小児の肺炎球菌感染症			
対　　象	生後2か月～5歳未満			
	生後2か月～7か月未満に接種を開始した場合	生後7か月～1歳未満に接種を開始した場合	1歳～2歳未満に接種を開始した場合	2歳～5歳未満に接種を開始した場合
回　　数	4回	3回	2回	1回
標準的な接種回数と間隔	初回接種：1歳未満までの間に27日以上の間隔をおいて3回 追加接種：初回接種終了後、60日以上の間隔をおいて生後12か月以降に1回	初回接種：1歳未満までの間に27日以上の間隔をおいて2回 追加接種：初回接種終了後、60日以上の間隔をおいて生後12か月以降に1回	60日以上の間隔をおいて2回接種	1回接種

種　　類	Ｂ 型 肝 炎	四 種 混 合	三 種 混 合	不活化ポリオ
対　　象	1歳未満	生後3か月～ 7歳6か月未満	生後3か月～ 7歳6か月未満	生後3か月～ 7歳6か月未満
回　　数	3 回	4 回	4 回	4 回
標準的な接種回数と間隔	1・2回目：生後2か月から27日以上の間隔をおいて2回 3回目：生後7か月～8か月の間に（1回目から139日以上の間隔をおいて）1回	第1期初回：生後3か月～12か月未満の間に20日～56日の間隔をおいて3回 第1期追加：初回接種終了後、12か月～18か月の間隔をおいて1回	第1期初回：生後3か月～12か月未満の間に20日～56日の間隔をおいて3回 第1期追加：初回接種終了後、12か月～18か月の間隔をおいて1回	第1期初回：生後3か月～12か月の間に20日～56日の間隔をおいて3回 第1期追加：初回接種終了後、12か月～18か月の間隔をおいて1回

種　　類	結　　核 （ ＢＣＧ ）	麻しん風しん混合 （MR）第1期	麻しん風しん混合 （MR）第2期	水　　痘
対　　象	出生後～1歳未満	1歳～2歳未満	5歳から7歳未満で就学前	1歳～3歳未満
回　　数	1回	1回	1回	2回
標準的な接種回数と間隔	生後5か月～8か月未満の間に1回	1歳～2歳未満の間に1回	小学校就学前（幼稚園・保育園の年長時相当）の1年間に1回	1回目：1歳～1歳3か月未満の間に1回 2回目：1回目接種から6か月～12か月の間隔をおいて1回

種　　類	日本脳炎第1期	日本脳炎第2期	二種混合	ヒトパピローマウイルス感染症※
対　　象	生後6か月～ 7歳6か月未満	9歳～13歳未満	11歳～13歳未満	小学校6年生～高校1年生相当の女子
回　　数	3回	1回	1回	2価ワクチン：3回 4価ワクチン：3回
標準的な接種回数と間隔	第1期初回：3歳の間に6日～28日の間隔をおいて2回 第1期追加：4歳の間で、初回接種終了後、おおむね1年後に1回	9歳の間に1回	11歳の間に1回	2価ワクチン： 1回目を接種後、1か月以上の間隔をおいて2回目を接種。1回目の接種から6か月以上の間隔をおいて3回目を接種 4価ワクチン： 1回目を接種後、2か月以上の間隔をおいて2回目を接種。1回目の接種から6か月以上の間隔をおいて3回目を接種

※　ワクチンの種類により接種間隔が異なる。

②Ｂ類疾病

種　　類	イ ン フ ル エ ン ザ	高齢者の肺炎球菌感染症
対　　象	65歳以上及び60歳以上65歳未満で、心臓やじん臓、呼吸器又はヒト免疫不全ウィルスによる免疫の機能に厚生労働省が定める身体障害者１級程度の障害を有するかた	平成30年度内に65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳となるかた及び60歳以上65歳未満で、心臓やじん臓、呼吸器又はヒト免疫不全ウィルスによる免疫の機能に厚生労働省が定める身体障害者１級程度の障害を有するかた
自己負担額	1,000円 （生活保護受給者は無料）	5,000円 （生活保護受給者は無料）
回　　数	1回	1回
接種期間	平成30年10月1日～ 平成31年1月31日	平成30年4月1日～ 平成31年3月31日

定期予防接種実施状況　　（単位：人）

	Hib（ヒブ）感染症	小児の肺炎球菌感染症	Ｂ型肝炎（※）	四種混合	三種混合
平成28年度	20,671	20,786	7,746	20,821	1
平成29年度	19,587	19,761	14,295	19,747	0
平成30年度	19,252	19,356	13,938	19,405	0

※　平成28年10月１日から定期予防接種に追加。

	不活化ポリオ	結　核（ＢＣＧ）	麻しん風しん混合	風 し ん	水　　痘
平成28年度	415	5,113	9,744	1	10,057
平成29年度	217	4,886	9,585	1	9,637
平成30年度	104	4,718	9,596	1	9,608

	二種混合	日本脳炎	ヒトパピローマウイルス感染症	高齢者インフルエンザ	高齢者の肺炎球菌感染症
平成28年度	3,302	18,677	17	53,856	10,457
平成29年度	3,361	20,192	21	51,746	11,104
平成30年度	3,583	22,214	46	54,607	8,664

（２）任意予防接種

任意予防接種費用の一部助成を、川口市内の委託医療機関で実施しています。

種　　類	おたふくかぜ	風　し　ん
対　　象	1歳～7歳未満で、就学前	風しん抗体検査の結果、抗体価が低いと判定された妊娠を希望する１６歳以上５０歳未満の女性とその配偶者等
助成金額	3,000円	風しん単独：3,000円 麻しん風しん混合：5,000円
助成回数	1人1回	1人1回

任意予防接種実施状況　　（単位：件）

	おたふくかぜ（※1）	風 し ん（※2）
平成30年度	7,850	201

※1　平成30年４月１日から任意接種費用助成を開始。

※2　平成31年１月１日から任意接種費用助成を開始。

（３）風しん抗体検査

- 対 象 者　妊娠を希望する１６歳以上５０歳未満の女性とその配偶者等
- 実施場所　市内の委託医療機関
- 助成回数　１人１回

風しん抗体検査　（単位：件）

	抗体検査（※）
平成30年度	1,988

※　平成30年４月１日から抗体検査を開始。

２　母子健康手帳の交付・妊婦健康診査等

妊娠届出書を提出した妊婦に対し、母子健康手帳と妊婦健康診査及び産後健診の助成券を交付しています。
妊娠中及び産後の疾病や異常を早期に発見するとともに、母体と赤ちゃんの心身を健康に保つことを目的として、支援しています。
栄養の強化を必要とする妊産婦や乳幼児に対して栄養食品を支給しています。

（１）母子健康手帳交付　（単位：件）

	妊娠届出数
平成28年度	5,733
平成29年度	5,263
平成30年度	5,075

（２）妊婦健康診査　（単位：延べ件数）

	妊婦健康診査	超音波検査	ＨＢｓ抗原検査	ＨＩＶ抗体検査
平成28年度	60,526	18,548	5,204	5,195
平成29年度	58,451	17,920	5,072	5,066
平成30年度	56,441	17,334	4,837	4,836

（３）産後健診　（単位：人）

	受診者数
平成30年度	3,440

（４）母子栄養食品支給事業

特に栄養強化が必要と認められた生活保護世帯、所得税・市民税非課税世帯の妊産婦または乳児に対して栄養食品を支給しています。

	妊産婦		乳児	
	支給者数（人）	支給数（箱）	支給者数（人）	支給数（箱）
平成28年度	3	9	198	1,188
平成29年度	10	30	207	1,242
平成30年度	16	49	196	1,176

３　乳幼児健康診査・健康相談

乳幼児健康診査では、子どもの発育発達を明らかにし、疾病や異常を早期に発見し、適切な指導を行っています。また、虫歯の予防、早期発見、治療により幼児の歯科保健の向上を図っています。

健康相談では、発育、発達が気になる児やその保護者に対し、発達・心理相談を行うとともに、適切な指導を行います。また、必要に応じて医療機関や市の関係機関と連携を図っています。

（１）３・４か月児健康診査

	対象児数（人）	受診児数（人）	受診率（%）
平成28年度	5,294	4,945	93.4
平成29年度	5,043	4,699	93.2
平成30年度	4,866	4,605	94.6

（２）１歳６か月児健康診査

	対象児数（人）	受診児数（人）	受診率（%）
平成28年度	5,528	5,095	92.2
平成29年度	5,342	4,862	91.0
平成30年度	5,225	4,742	90.8

※　健診の結果、医師からの指導の指示があった児及び問診票・健診記録の内容により指導が必要と思われる児に対し、事後指導を行う。

（３）１歳６か月児歯科健康診査

	対象児数（人）	受診児数（人）	受診率（%）	フッ化物塗布（延べ人数）
平成28年度	5,528	3,875	70.1	6,026
平成29年度	5,342	3,731	69.8	5,991
平成30年度	5,225	3,615	69.2	5,792

（４）１歳６か月児歯科健康診査事後指導事業（かばさんの歯の健康教室）

	実施回数	参加者数（人）
平成28年度	8	233
平成29年度	8	188
平成30年度	8	175

（５）３歳児健康診査

	対象児数（人）	内科健診		歯科健診	
		受診児数（人）	受診率（%）	受診児数（人）	受診率（%）
平成28年度	5,369	4,642	86.5	4,634	86.3
平成29年度	5,151	4,471	86.8	4,467	86.7
平成30年度	5,328	4,682	87.9	4,678	87.8

※　年間52回開催。

（６）１０か月児健康相談

	対象者数（人）	来所者数（人）	来所率（%）
平成28年度	5,315	4,396	82.7
平成29年度	5,153	4,158	80.7
平成30年度	4,975	4,075	81.9

※　年間60回開催。

（７）幼児相談

（単位：件）

	相談内容					合計	心理相談（再掲）	言語相談（再掲）
	身体面	言語面	食事	育児	その他			
平成28年度	5	40	0	33	10	88	70	
平成29年度	3	61	3	14	21	102	67	28
平成30年度	0	29	0	27	10	66	63	

※　言語相談は平成29年度に開始し、平成30年度から「親と子の心と発達の相談」に移行。

（８）親と子の心と発達の相談

（単位：人）

	医師	心理士	言語聴覚士
平成30年度	34	37	31

※　平成30年４月１日から開始。

４　母子健康教室

妊婦やパートナーに対し、妊娠・出産・育児・歯科保健等に関する知識の普及や、母体の健康保持等を目的として、実施しています。
食事に関する教室では、乳幼児の正しい食生活を身につけられるよう支援しています。

（１）ウェルカムＢａｂｙ教室

	実施回数	参加者数（人）			
		妊婦	夫	その他	計
平成28年度	34	525	426	7	958
平成29年度	34	522	443	6	971
平成30年度	34	523	410	13	946

（２）マタニティママの歯の健康教室（妊婦歯科健康診査）

	実施回数	参加者数（人）	その他の参加者数（人）	計
平成28年度	12	127	5	132
平成29年度	12	122	2	124
平成30年度	12	140	0	140

（３）育児教室

育児教室では、親子のコミュニケーションを図るとともに、保護者への相談・指導、保護者同士の情報交換の場を提供し、育児不安の軽減につなげています。また、各地区の関係機関や住民からの依頼により、保健師や栄養士等が講師として出講します。

	実施回数	参加者数（人）
平成28年度	124	5,638
平成29年度	124	5,248
平成30年度	113	4,497

（４）多胎の会（さくらんぼの会）

多胎児とその家族、多胎児妊娠中のかたの情報交換の場です。

	回　数	延べ参加者数		
		家族	児	妊婦
平成28年度	8	116	199	9
平成29年度	8	63	112	3
平成30年度	6	65	117	6

（５）離乳食講習会

離乳についての話や試食、調理デモンストレーション、相談を行っています。

	回　数	参加者数（人）
平成28年度	25	1,243
平成29年度	26	1,401
平成30年度	31	1,610

（６）幼児食講習会

幼児食についての話や試食、相談を行っています。

	回　数	参加者数（人）
平成28年度	8	446
平成29年度	8	394
平成30年度	6	406

（７）食育教室

食事や生活リズムの話、親子での調理実習を行っています。

	回　数	参加者数（人）
平成28年度	2	42
平成29年度	2	26
平成30年度	2	32

５　母子訪問指導

母性並びに乳幼児の健康の保持増進と育児不安の軽減を目的として、保健師または助産師が、妊産婦及び新生児を含む乳児、訪問指導が必要なご家庭に訪問指導を実施しています。

（１）母子訪問指導

（単位：人）

		親　等 保護者	子				計
			新生児	乳　児	幼　児	20歳未満 ※	
平成28年度	実	5,230	727	3,600	826	77	10,460
	延	7,399	787	4,567	1,626	227	14,606
平成29年度	実	5,333	724	3,411	952	123	10,543
	延	8,037	782	4,533	1,938	340	15,630
平成30年度	実	5,995	850	3,376	1,158	135	11,514
	延	8,748	915	4,707	2,329	334	17,033

※　子の20歳未満のうち精神保健訪問対象のかたは除く。

（２）妊産婦・新生児訪問指導（再掲）

（単位：人）

		妊　婦	産　婦	新生児※	計
平成28年度	実	37	3,861	4,042	7,940
	延	61	4,485	4,556	9,102
平成29年度	実	73	3,689	3,851	7,613
	延	92	4,320	4,381	8,793
平成30年度	実	81	3,673	3,908	7,662
	延	132	4,465	4,538	9,135

※　新生児訪問指導として実施した生後４か月までの乳児を含む。

６　子育て世代包括支援センター

妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する様々な悩みに円滑に対応することを目的として、保健師等が専門的な見地から相談支援を実施しています。
妊娠期から妊婦やその家族との関係性を築くことにより、産後の支援がスムーズとなり、母子保健の課題である産後うつの予防や児童虐待防止を図っています。

（単位：延べ件数）

	母子健康手帳交付数※1	電話相談	面接	家庭訪問	支援プラン作成※2
平成29年度	362	8,557	1,740	4,809	―
平成30年度	447	9,418	1,671	7,040	26

※１　母子健康手帳交付数は再交付数を含む。

※２　支援プランは平成30年10月に作成を開始。

実施施設：地域保健センター、地域保健センター鳩ヶ谷分室、青木保健ステーション、南平保健ステーション、戸塚保健ステーション

７　小児医療支援

児童の健全育成と福祉の向上を図ることを目的として、医療費の助成を行っています。
未熟児や長期療養児の保護者に対してグループ指導を行い、育児負担、精神的負担の軽減を図っています。

（１）未熟児養育医療費給付

身体の発育が未熟な状態で生まれ、医師が入院して治療を受ける必要があると認めた１歳未満の乳児に対して医療費の一部を給付しています。

	給付人数（人）	給付件数（件）
平成28年度	173	424
平成29年度	191	465
平成30年度	184	465

（２）小児慢性特定疾病医療費給付

小児慢性特定疾病にかかり、治療が長期にわたる児童等に対し、経済的負担の軽減を目的として、医療費の一部を給付しています。

	受給者証所持者数（人）	給付件数（件）
平成30年度	489	5,378

※　受給者証所持者数は年度末時点。

（３）結核児童療育給付

結核にり患して長期入院している児童に対し、医療費の一部を給付しています。

	受給者証所持者数（人）	給付件数（件）
平成30年度	0	0

（４）小児医療支援事業（ぴよぴよグループ・長期療養児教室）

	回　数	延べ参加者数（人）			
		家　族	児　童	その他	計
平成28年度	4	25	25	1	51
平成29年度	4	32	31	3	66
平成30年度	4	32	34	1	67

※　平成30年度は、11月に合同で実施した長期療養児教室の参加者を含む。

８　不妊治療支援

少子化対策の一環として、医療保険が適用されず高額な医療費がかかる特定不妊治療（体外受精及び顕微授精）や不妊症または不育症の検査に係る経済的負担を軽減し、早期治療につなぐことを目的に、費用の一部を助成しています。

（１）早期不妊検査費・不育症検査費助成

夫婦共に指定医療機関で受けた検査費に対し、２万円を上限に助成しています。

（単位：件）

	助成件数
平成29年度	229
平成30年度	285

（２）特定不妊治療費助成

特定不妊治療(体外受精と顕微授精)とその一環として行われた男性不妊治療を受けたかたを対象に、治療費の一部を助成しています。

（単位：件）

	助成件数
平成30年度	648

９　がん検診

『健康増進法』に基づき、市民の健康の維持・増進及びがんの早期発見を促し、早期治療につなげることを目的として、各種がん検診を実施しています。

※　「がんであった者」：令和元年７月末時点で市に報告のあった人数

（１）胃がん検診年度別受診者数

		対象者数（人）	受診者数（人）	受診率（%）	要精密検査者数（人）	がんであった者（※）
平成28年度		336,152	2,952	0.9	137	1
平成29年度		340,529	2,646	0.8	108	3
平成30年度	レントゲン	345,013	1,616	0.5	90	3
	内視鏡	242,078	4,936	2.0	125	26

（２）肺がん・結核検診年度別受診者数

	対象者数（人）	受診者数（人）	受診率（%）	要精密検査者数（人）	がんであった者（※）
平成28年度	336,152	17,845	5.3	545	6
平成29年度	340,529	17,935	5.3	662	5
平成30年度	345,013	23,547	6.8	1,008	8

（３）大腸がん検診年度別受診者数

	対象者数（人）	受診者数（人）	受診率（%）	要精密検査者数（人）	がんであった者（※）
平成28年度	336,152	37,994	11.3	2,861	38
平成29年度	340,529	36,264	10.6	2,824	59
平成30年度	345,013	38,046	11.0	2,719	72

（４）乳がん検診年度別受診者数

①視触診検診

	対象者数（人）	受診者数（人）	受診率（%）	要精密検査者数（人）	がんであった者（※）
平成28年度	208,869	6,711	3.2	215	3
平成29年度	210,124	7,317	3.5	224	3
平成30年度	211,739	5,740	2.7	162	3

②セット検診（視触診検診およびマンモグラフィ検査）

	対象者数（人）	受診者数（人）	受診率（%）	要精密検査者数（人）	がんであった者（※）
平成28年度	168,324	12,087	11.1	993	19
平成29年度	170,624	9,329	12.4	837	35
平成30年度	172,939	11,865	12.1	1,081	37

受診率＝
（前年度受診者数＋当該年度受診者数－２年連続の受診者数）　／　（当該年度対象者数）　×　100

（５）子宮頸がん検診年度別受診者数

	対象者数（人）	受診者数（人）		受診率（%）	要精密検査者数（人）		がんであった者(※)	
		頸部	体部	頸部のみ	頸部	体部	頸部	体部
平成28年度	241,125	21,440	13,493	12.0	423	75	4	1
平成29年度	242,781	21,026	12,478	12.5	347	66	3	3
平成30年度	245,384	23,753	14,371	13.2	457	82	11	5

受診率＝
（前年度受診者数＋当該年度受診者数－２年連続の受診者数）　／　（当該年度対象者数）　×　100

10　健康診査

（１）健康診査

『健康増進法』に基づき、疾病の早期発見・早期治療に資するとともに、健康診査の結果、必要なかたに対し健康管理上の事後指導を行い、健康についての認識と自覚を促すことを目的に、生活習慣病対策の一環として実施しています。

（対象者：『健康増進法施行規則』第４条の２第４号に規定される者）

年度別受診者数

	対象者数（人）	受診者数（人）	受診率（%）	動機付支援対象者数（人）	積極的支援対象者数（人）
平成28年度	9,037	810	9.0	68	36
平成29年度	9,076	810	8.9	47	42
平成30年度	9,055	749	8.3	52	59

（２）肝炎ウイルス検診

肝炎対策の一環として、肝炎ウイルス検診の受診を促進し、市民が自身の肝炎ウイルス感染の状況を認識し、必要に応じ受診することで、肝炎による健康障害の回避、症状の軽減及び進行の遅延につなげています。

①年度別受診者数（単位：人）

	受診者数
平成28年度	6,610
平成29年度	4,171
平成30年度	6,456

②受診者数および判定結果の年齢別内訳　　（平成30年度）（単位：人）

	40 歳 未 満	40 歳 以 上	合　　計
Ｂ型肝炎検査受診者数	1,220	5,236	6,456
陽　性　者　数	34	49	83
陰　性　者　数	1,186	5,187	6,373

	40 歳 未 満	40 歳 以 上	合　　計
Ｃ型肝炎検査受診者数	1,220	5,236	6,456
感染の可能性が高い	1	22	23
感染の可能性が低い	1,219	5,214	6,433

（３）成人歯科健康診査・歯科ドック・口腔がん検診

川口市歯科口腔保健の推進に関する条例の規定に基づき、市民が生涯にわたり歯科口腔保健に関する取組を行う上で必要な歯科健康診査を実施します。併せて、疾病の予防ならびに早期発見・早期治療につなげています。

①歯科健康診査年度別受診者数

	対象者数（人）※	受診者数（人）	受 診 率（%）
平成28年度	421,433	5,450	1.3
平成29年度	416,728	4,638	1.1
平成30年度	420,117	4,811	1.1

※　平成29年度から、前年度に75歳となられたかたは、「後期高齢者医療健康長寿歯科健康診査」の対象となるため、対象者数から除いて計上。

②歯科ドック年度別受診者数

	対象者数（人）※	受診者数（人）	受 診 率（%）
平成28年度	421,433	3,390	0.8
平成29年度	416,728	2,579	0.6
平成30年度	420,117	2,817	0.7

※　平成29年度から、前年度に75歳となられたかたは、「後期高齢者医療健康長寿歯科健康診査」の対象となるため、対象者数から除いて計上。

③口腔がん検診年度別受診者数

	対象者数（人）	受診者数（人）	受 診 率（%）
平成28年度	―	―	―
平成29年度	―	―	―
平成30年度	426,629	1,680	0.4

（ ４ ）訪問歯科健康診査

在宅で寝たきりの高齢者のかたに対し、口腔衛生の改善を図るとともに健康状態の維持向上に資することを目的として、実施しています。

年度別受診者数　（単位：人）

	申込者数	受診者数
平成28年度	239	238
平成29年度	291	291
平成30年度	250	250

（ ５ ）かかりつけ薬局強化事業

糖尿病簡易検査（ヘモグロビンA1c）の実施により、糖尿病の早期発見・早期治療を促し、重症化を予防するとともに、受診勧奨、健康相談、健康に関する情報を提供することで健康に対する意識の向上につなげ、地域連携体制の構築を図っています。
対象者：40歳以上のかた

年度別受診者数　（単位：人）

	測定者数	受　診勧奨者数
平成29年度	480	133
平成30年度	379	116

※　受診勧奨は、ヘモグロビンA1cの値が6.0以上のかたが対象。

11　成人健康づくり

（１）健康相談

① 巡回みんなの保健室　～成人健康相談～

心身の健康に関する個別の相談に応じ、必要な指導及び助言を行い、家庭における健康管理に資することを目的として、実施しています。

対象者：おおむね40歳から64歳までのかた及びその家族。健康相談が必要なかた

年度別受診者数

	実施回数	延べ人数
平成28年度	94	792
平成29年度	99	733
平成30年度	85	742

② ３９（Thank you）ヘルスチェック

健康チェックや健康相談を行うことで自らの健康課題に気づき、自分に合った健康づくりができることを目的として、実施しています。

対象者：39歳以下の健康診断を受ける機会のないかた

年度別受診者数

	実施回数	延べ人数
平成28年度	8	259
平成29年度	8	263
平成30年度	8	260

（２）健康教育

生活習慣病および介護予防、その他健康に関する事項について、正しい知識の普及を図ることにより、「自分の健康は自分でつくる」という認識と自覚を高め、壮年期からの健康の保持・増進に資することを目的として、実施しています。

対象者：おおむね40歳以上のかた
従事者：医師・保健師・看護師・栄養士・専門講師など

年度別受診者数

	実施回数	延べ人数
平成28年度	152	6,241
平成29年度	173	6,198
平成30年度	136	4,513

（３）機能訓練（失語症支援事業）

ことばのリハビリ教室

失語症者の言語機能回復訓練を通じて、同じ症状を持つかたとの交流及び家族への保健指導によりコミュニケーションレベルを高めることを目的として、実施しています。

対象者： 言語機能に障がいがあり、現在医療機関等で言語訓練を受けていないかたのうち、訓練の必要性のあるかたと家族

会　場： 鳩ヶ谷庁舎

年度別受診者数　（単位：人）

	実 人 数	延べ人数
平成28年度	16	68
平成29年度	13	61
平成30年度	13	58

（４）訪問指導

訪問による必要な保健指導を行うなど、心身の機能低下防止と健康の保持増進を図ることを目的として、実施しています。

対象者： おおむね40歳以上で、心身の状況、置かれている環境等に照らして、療養上の保健指導が必要なかた及びその家族、訪問が必要と認められたかた

年度別受診者数　（単位：人）

	実 人 数	延べ人数
平成28年度	14	23
平成29年度	8	13
平成30年度	18	31

12　国民健康・栄養調査（厚生労働省委託事業）

総合的な健康増進の推進に資することを目的として、身体状況、栄養摂取量及び生活習慣の状況を調査しています。

① 栄養摂取状況調査：世帯全員の１日分の食事記録（１歳以上）歩数（20歳以上）

② 身体状況調査：身長・体重（１歳以上）運動の状況等（20歳以上）

③ 生活習慣調査：食習慣・休養・飲酒・喫煙・歯の健康等（20歳以上）

国民健康・栄養調査実施状況（調査時期　平成30年11月）

	調査実施対象世帯数	調査実施世帯数	栄養摂取状況調査（人）	身体状況調査（人）	血液検査（人）	生活習慣調査（人）
桜　町	19	14	28	28	10	27
赤　井	22	12	43	38	8	28
合　計	41	26	71	66	18	55

13　歯の健康フェスティバル

乳幼児期、学童期、思春期、成人期、高齢期にいたるすべての年齢のう蝕歯周病の予防、口腔機能の維持を目的として、正しい歯科保健知識の普及啓発を行い、生涯を通した口腔ケアの向上を図っています。

（１）場所

川口総合文化センターリリア

（２）開催回数及び時期

年１回（６月第１日曜日）

（３）内容

歯と口の健康に関する体験・相談の他、パネル展示及び表彰等

（単位：人）

	参加者数
平成28年度	1,065
平成29年度	1,140
平成30年度	1,175

第４節
生活衛生課

第４節　　生活衛生課

１　生活衛生事業

（１）旅館、公衆浴場及び興行場の許可、監視指導

旅館、公衆浴場及び興行場の許可、監視指導等を行い、公衆衛生及び市民の生活環境の向上に努めています。

※根拠法令等：『旅館業法』第３条、第７条
『旅館業法施行規則』第４条
『公衆浴場法』第２条、第６条
『公衆浴場法施行規則』第４条
『興行場法』第２条、第５条
『川口市興行場施行細則』第６条
『地域保健法』第４条

施設数及び監視指導件数（平成３０年度）　　（単位：件）

			施設数	許　可	廃　止	監視指導
旅館業	総　数		60	10	2	5
	旅館･ホテル		49	2	2	4
	簡易宿所		11	8	0	1
公衆浴場	総　数		61	3	4	46
	公営	一　般	0	0	0	0
		その他	16	1	0	9
	私営	一　般	9	0	0	8
		その他	36	2	4	29
興行場	総　数		5	0	0	1
	映画館		2	0	0	1
	スポーツ		0	0	0	0
	その他		3	0	0	0

（２）理容所、美容所及びクリーニング所の検査、監視指導

理容所、美容所及びクリーニング所の開設届に対する構造設備の確認のための検査を行うとともに監視指導等を実施し、公衆衛生の向上に努めています。

※根拠法令等：『理容師法』第１１条、第１１条の２、第１３条
『美容師法』第１１条、第１２条、第１４条
『クリーニング業法』第５条、第５条の２、第１０条
『地域保健法』第４条

施設数及び監視指導件数（平成３０年度）　（単位：件）

	施設数	確　認	廃　止	監視指導
理　　容　　所	410	2	10	41
美　　容　　所	792	34	18	72
クリーニング所	358	10	7	13
一　　般	133	3	4	9
うち特定	7	1	0	1
取　　次 （無店舗を含む）	225	7	3	4

（３）特定建築物及び建築物登録業の届出、監視指導

事務所、店舗等の多数の人が利用する特定建築物（延べ床面積が3,000㎡以上）の届出を受理し、適正に維持管理が行われるように監視指導をしています。
また、建築物における衛生的環境の確保に関する事業者のうち、登録基準に適合するとして申請があった事業者について、登録及び立入検査を実施しています。

※根拠法令等：『建築物における衛生的環境の確保に関する法律』
第５条、第１１条、第１２条の２、第１２条の５
『地域保健法』第４条

特定建築物の施設数及び監視指導件数（平成３０年度）　（単位：件）

	施設数	届　出	廃　止	監視指導
総　　数	66	2	2	1
特定建築物（公営）	19	1	0	0
特定建築物（民営）	47	1	2	1

建築物登録業の施設数及び立入検査件数（平成３０年度）　（単位：件）

		登録事業数	登録	廃止	有効期間満了	立入検査
総数		95	18	0	17	18
建築物登録業	清掃業	21	5	0	5	5
	空気環境測定業	2	0	0	0	0
	空気調和用ダクト清掃業	0	0	0	0	0
	飲料水水質検査業	0	0	0	0	0
	飲料水貯水槽清掃業	38	8	0	8	8
	排水管清掃業	8	2	0	1	2
	ねずみ昆虫等防除業	15	1	0	1	1
	環境衛生総合管理業	11	2	0	2	2

（４）プールの届出・監視指導

プールの施設及び水質の適正な維持管理により、公衆衛生の向上及び安全を確保することを目的として、開設の届出を受理し、監視指導を実施しています。

※根拠法令等：『川口市プールの施設、維持管理及び水質に関する基準等を定める要綱』

施設数及び監視指導件数（平成３０年度）　（単位：件）

種類	施設数	届出	廃止	監視指導
通年プール	15	0	1	11
季節プール	2	2	2	2

※　通年プールの施設数は年度末現在

（５）シックハウス等の相談対応

室内空気中の化学物質に関する相談及び現場検査を実施しています。

※根拠法令等：『川口市シックハウス等対策事業実施要綱』

相談・検査件数　（単位：件）

	相　談	現場検査
平成30年度	3	1

（６）ねずみ・衛生害虫の相談対応

ねずみ、衛生害虫等について、種類の確認、防除方法等の相談を受け付けています。

相談件数　（単位：件）

	総　数	ねずみ	ダ　ニ	蚊	その他
平成30年度	77	19	1	2	55

（７）スズメバチの巣の駆除

ハチによる危害を未然に防ぐため、スズメバチの巣の駆除やハチに関する助言を行っています。

※根拠法令等：『川口市スズメバチの巣の駆除に関する実施要綱』

駆除等件数　（単位：件）

	相　談	処理内訳	
		スズメバチの巣の駆除	ハチに関する助言
平成28年度	881	239	642
平成29年度	557	145	412
平成30年度	616	124	492

（８）環境衛生活動報償金等の交付

町会・自治会の環境衛生活動（道路側溝の泥上げ清掃等）を対象に、１回の活動実施につき３，０００円（４回限度）の報償金を交付しています。
また、環境衛生活動に必要な機械器具等を購入した場合、購入額の４０％以内で補助金を交付しています。

※根拠法令等：『川口市環境衛生活動報償金交付要綱』
『川口市環境衛生補助金交付要綱』

交付件数　（単位：件）

	報　償　金	補　助　金
平成28年度	29	9
平成29年度	30	11
平成30年度	28	13

（９）水道施設に対する監視指導

安全で良質な水道水の確保を目的として、専用水道、簡易専用水道及び埼玉県自家用水道の水道施設の確認及び衛生指導を実施しています。

※根拠法令等：『水道法』第３３条、第３９条、
『川口市水道法施行細則』第８条、第１２条、
『埼玉県自家用水道条例』第４条、第９条

施設数及び衛生指導件数（平成３０年度）　（単位：件）

	施 設 数	新　規	廃　止	衛生指導
専　用　水　道	27	0	1	0
簡 易 専 用 水 道	1,273	7	4	133
自　家　用　水　道	1	0	0	0

（10）墓地等の許可及び指導

墓地、納骨堂及び火葬場の経営許可及び指導を行い、墓地等の管理が公衆衛生上等、支障なく行われるように努めています。

※根拠法令等：『墓地、埋葬等に関する法律』第１０条、第１１条
『川口市墓地等の経営の許可等に関する条例』第２０条

施設数及び立入調査件数（平成３０年度）　（単位：件）

	施 設 数	新規許可	変更許可	廃止許可	立入調査
墓　　地	243	1	1	0	5
納　骨　堂	7	0	0	0	0
火　葬　場	1	0	0	0	0

２　動物管理指導事業

（１）狂犬病予防事業

狂犬病の発生を予防し、公衆衛生の向上を図ることを目的として、犬の登録、狂犬病予防注射済票の交付、集団狂犬病予防注射等を実施しています。

※根拠法令等：『狂犬病予防法』第４条、第５条

犬の登録及び狂犬病予防注射済票交付件数　（単位：件）

	登 録 数	新規登録	鑑札再交付	注射済票 交　　付	注射済票 再 交 付
平成28年度	25,775	1,947	100	16,363	20
平成29年度	25,958	1,883	101	16,184	16
平成30年度	25,890	1,831	124	16,699	14

集合狂犬病予防注射（毎年４月実施）

	開 催 日 数	実施会場数	注射件数
平成28年度	15	27	6,849
平成29年度	16	28	6,618
平成30年度	16	28	5,985

※　雨天の場合は開催中止。

（２）犬猫の正しい飼い方教室の開催

動物の愛護及び適正飼養の啓発を目的として、各種教室を開催しています。

※根拠法令等：『動物の愛護及び管理に関する法律』第３条
『川口市動物の愛護及び管理に関する条例』第１２条

開 催 日	場　　所	内　　容	参加 人数
平成30年11月29日	西公民館	「犬・猫の正しい飼い方教室」 講師：矢作　聡志氏（動物病院獣医師）	18
平成31年 2月24日	鳩ケ谷庁舎	「飼い主のいない猫との上手な付き合い方」 講師：石森　信雄氏 （元練馬区保健所動物担当職員）	18

（３）譲渡会の開催

市や埼玉県の動物愛護事業に協力する登録団体の支援を目的として、譲渡会を開催し、譲渡の推進と犬猫の殺処分の削減を図っています。

※根拠法令等：『動物の愛護及び管理に関する法律』第３５条
『川口市動物の愛護及び管理に関する条例 』第３条

開 催 日	平成30年11月3日（土・祝）
名　　称	保護犬・保護猫譲渡会in保健所
場　　所	埼玉県南部保健所・川口市保健所正面駐車場

（４）動物愛護推進員

犬、猫等の動物の愛護及び適正飼養について市民の理解を深める事を目的に、ボランティアとして積極的かつ自主的に活動する熱意と識見を有するかたに、動物愛護推進員を委嘱しています。

※根拠法令等：『動物の愛護及び管理に関する法律』第３８条
『川口市動物の愛護及び管理に関する条例』第１３条

委嘱数　　（単位：人）

平成30年度	16

（５）飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費助成

市内で保護した飼い主のいない猫に不妊・去勢手術を受けさせたかたに対し、不妊手術（メス）においては１匹９，０００円、去勢手術（オス）においては１匹５，０００円を上限として助成金を交付しています。

※根拠法令等：『川口市飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費助成金交付要綱』

不妊・去勢手術数　　（単位：匹）

	メス猫	オス猫	計
平成30年度	326	240	566

（６）苦情・相談件数

犬の苦情・相談件数　（単位：件）

	捕獲依頼	引取り	放し飼い	咬傷	糞尿	鳴き声	逸走・保護	その他	計
平成30年度	34	33	26	23	63	55	207	29	470

猫の苦情・相談件数　（単位：件）

	繁殖	捕獲	糞尿	悪臭	エサやり	忌避相談	逸走・保護	その他	計
平成30年度	35	103	121	73	102	88	233	176	931

（７）犬の咬傷事故の届出

※根拠法令等：『埼玉県動物の愛護及び管理に関する条例』第１５条

犬の咬傷事故件数等

	咬傷事故（件）	被咬傷者（人）
平成30年度	13	15

（８）犬猫等の収容

※根拠法令等：『狂犬病予防法』第６条
『動物の愛護及び管理に関する法律』第３５条、第３６条
『埼玉県動物の愛護及び管理に関する条例』第９条

犬の収容状況　（単位：頭）

	収　　容	飼い主返還	譲　　渡
平成30年度	50	37	11

※　平成29年度に埼玉県が収容し、引き継いだ犬１頭を含む。

猫の収容状況　（単位：匹）

	収　　容	飼い主返還	譲　　渡
平成30年度	53	0	14

（９）第一種動物取扱業の登録

動物の健康及び安全を保持するとともに、生活環境の保全を目的として、第一種動物取扱業の登録及び立入検査等を実施しています。

※根拠法令：『動物の愛護及び管理に関する法律』第１０条、第２４条

登録件数　（単位：件）

	販売	保管	貸出し	訓練	展示	競り あっせん	譲受 飼養	計
平成30年度	81	121	12	25	14	0	1	254
うち新規	8	12	1	3	4	0	0	28

立入検査件数　（単位：件）

平成30年度	28

（10）第二種動物取扱業の届出

第一種動物取扱業に準じ、非営利で動物の取扱いを行う場合も届出の受理、立入検査等を実施しています。

※根拠法令：『動物の愛護及び管理に関する法律』第２４条の２、第２４条の４

届出件数　（単位：件）

	譲渡し	保管	貸出し	訓練	展示	計
平成30年度	2	0	0	0	0	2
うち新規	1	0	0	0	0	1

立入検査件数　（単位：件）

平成30年度	0

（11）特定動物の飼養許可

特定動物の飼養及び保管をするかたに対し、人の生命、身体又は財産に対する侵害を防止することを目的として、許可及び立入検査を実施しています。

※根拠法令：『動物の愛護及び管理に関する法律』第２６条、第３３条

許可件数　（単位：件）

	飼養許可件数	飼 養 目 的	動　物　の　種　類
平成30年度	13	販売・愛玩	アミメニシキヘビ ボアコンストリクター インド（ビルマ）ニシキヘビ アメリカドクトカゲ ワニガメ ニホンザル

立入検査件数　（単位：施設）

平成30年度	6

（12）多数の動物の飼養届出

犬又は猫を１０頭以上飼養するかたに対し、届出を義務付けています。

※根拠法令：『埼玉県動物の愛護及び管理に関する条例』第７条の２

届出件数　（単位：件）

	飼養届出	総数
平成30年度	4	14

（13）『化製場等に関する法律』に基づく動物の飼養（収容）許可

公衆衛生の確保を目的として、住宅地等において多数の動物を飼養するかたについて『化製場等に関する法律』に基づく動物の飼養（収容）許可を受けることを義務付けています。

許可件数　（単位：件）

	施設数	許可	廃止
平成30年度	41	43	3

３　食品衛生事業

『食品衛生法』に基づき、食品関係施設の営業許可を行うとともに、食品等の安全性を確保するため『川口市食品衛生監視指導計画』に基づき、監視指導、食品の検査及び食品関係従事者に対する衛生教育等の業務を行っています。

また、給食施設に対しては、『健康増進法』に基づき、栄養管理の実施について必要な指導・助言等を行っています。

（１）営業許可

『食品衛生法』に基づく３４業種、『食品衛生に関する条例』に基づく６業種について、営業の許可等を行っています。

※根拠法令等：『食品衛生法』第５２条
『食品衛生に関する条例』第２条、第３条

『食品衛生法』による許可を要する施設数（平成３０年度）　（単位：件）

		施設数	新規	更新	廃業
飲食店	一般食堂・レストラン	2,349	216	172	208
	仕出し・弁当屋	203	36	20	24
	旅館	35	3	1	3
	その他	1,661	124	105	177
菓子（パンを含む）製造業		413	31	36	38
乳処理業		0	0	0	0
特別牛乳搾取処理業		0	0	0	0
乳製品製造業		1	1	0	0
集乳業		0	0	0	0
魚介類販売業		455	47	40	31
魚介類せり売営業		0	0	0	0
魚肉ねり製品製造業		4	0	0	3
食品の冷凍又は冷蔵業		21	1	5	1
缶詰又は瓶詰食品製造業		1	0	0	1
喫茶店営業		344	33	52	53
あん類製造業		2	0	0	0
アイスクリーム類製造業		3	0	0	0
乳類販売業		738	51	65	70

『食品衛生法』による許可を要する施設数（平成３０年度）　　（単位：件）

	施設数	新規	更新	廃業
食肉処理業	48	5	4	3
食肉販売業	477	49	36	32
食肉製品製造業	2	0	0	0
乳酸菌飲料製造業	0	0	0	0
食用油脂製造業	5	0	1	0
マーガリン又はショートニング製造業	0	0	0	0
みそ製造業	3	1	0	1
醤油製造業	0	0	0	0
ソース類製造業	3	1	0	0
酒類製造業	3	2	0	0
豆腐製造業	14	0	1	0
納豆製造業	0	0	0	0
めん類製造業	16	1	3	3
そうざい製造業	36	2	3	8
添加物製造業	8	0	1	0
食品の放射線照射業	0	0	0	0
清涼飲料水製造業	3	2	1	0
氷雪製造業	0	0	0	0
氷雪販売業	3	0	1	0
計	6,851	606	547	656

『食品衛生に関する条例』による許可を要する施設数（平成３０年度）　（単位：件）

		施設数	新規	更新	廃業
菓子種製造業		1	0	0	0
こんにゃく類製造業		0	0	0	0
つけ物製造業		20	3	5	4
魚介類加工業		8	0	3	1
食料品販売業		1,139	84	83	117
行商	魚介類	0	0	0	0
	食品類	4	0	0	2
	豆腐	0	0	0	0
	小計	4	0	0	2
計		1,172	87	91	124

（２）監視指導

近年の食中毒・法令違反の発生状況や本市の状況を踏まえ、食中毒の発生リスクの高い施設、広域流通食品製造施設等に対する重点的な監視を行っています。

※根拠法令等：『食品衛生法』第２８条、第３０条

『食品衛生法』による許可を要する施設の監視件数（平成３０年度）　（単位：件）

		施設数	監視件数
飲食店	一般食堂・レストラン	2,349	1,093
	仕出し・弁当屋	203	69
	旅館	35	2
	その他	1,661	299
菓子（パンを含む）製造業		413	151
乳処理業		0	0
特別牛乳搾取処理業		0	0
乳製品製造業		1	0

『食品衛生法』による許可を要する施設の監視件数（平成３０年度）　　（単位：件）

	施設数	監視件数
集乳業	0	0
魚介類販売業	455	154
魚介類せり売営業	0	0
魚肉ねり製品製造業	4	1
食品の冷凍又は冷蔵業	21	15
缶詰又は瓶詰食品製造業	1	1
喫茶店営業	344	79
あん類製造業	2	1
アイスクリーム類製造業	3	0
乳類販売業	738	210
食肉処理業	48	23
食肉販売業	477	157
食肉製品製造業	2	1
乳酸菌飲料製造業	0	0
食用油脂製造業	5	2
マーガリン又はショートニング製造業	0	0
みそ製造業	3	1
醤油製造業	0	0
ソース類製造業	3	2
酒類製造業	3	1
豆腐製造業	14	3
納豆製造業	0	0
めん類製造業	16	7

『食品衛生法』による許可を要する施設の監視件数（平成３０年度）　（単位：件）

	施設数	監視件数
そうざい製造業	36	12
添加物製造業	8	1
食品の放射線照射業	0	0
清涼飲料水製造業	3	1
氷雪製造業	0	0
氷雪販売業	3	1
小計	6,851	2,287

『食品衛生に関する条例』による許可を要する施設の監視件数
（平成３０年度）　（単位：件）

		施設数	監視件数
菓子種製造業		1	0
こんにゃく類製造業		0	0
つけ物製造業		20	10
魚介類加工業		8	6
食料品販売業		1,139	337
行商	魚介類	0	0
	食品類	4	0
	豆腐	0	0
	小計	4	0
小計		1,172	353
合計		8,023	2,640

※食品監視指導施設数　1,604施設

一斉監視実施状況（平成３０年度）

	実施期間	監　視　件　数
駅周辺飲食店街一斉パトロール	7月	西川口駅(西口) 211件
	9月	西川口駅(東口) 243件
夏期食中毒予防対策月間	7月～8月	930件
食　肉　衛　生　月　間	7月～8月	22件
年末一斉取締り月間	11月～12月	434件

（３）食品等の検査

不良食品の排除と健康被害の発生防止を目的として、市内で製造又は流通している食品等の検査を行っています。
なお、検査は川口市保健所衛生検査課のほか、一部は埼玉県衛生研究所、埼玉県食肉衛生検査センターに委託しています。

※根拠法令：『食品衛生法』第２８条

検査内容ごとの検体数（平成３０年度）　（単位：検体）

検　査　内　容	国　産	輸　入	違反等件　数
微　生　物　検　査	77	2	1
食　品　添　加　物	22	18	0
残　留　農　薬	1	14	0
動　物　用　医　薬　品	11	2	0
アレルギー物質	2	0	0
その他の理化学検査	2	0	0
計	115	36	1

（４）違反・苦情の処理状況

監視、検査等によって発見した不良食品、違反施設等に対し、関係法令に基づき指導しています。

※根拠法令：『食品衛生法』第１１条

行政処分

	処分日	措　置	違　反　等　の　内　容	探　知　等
平成30年度	10月17日	回収命令 廃棄命令	大腸菌群陽性の鯨肉製品 『食品衛生法』第11条２項違反	名古屋市からの通報

苦情食品（施設）受付件数　（単位：件）

	有症	衛生管理	異物混入	虫	カビ	表示	異味異臭	違反（疑い含む）	その他	合計
平成30年度	70	19	41	15	2	11	11	5	44	218

（５）食中毒の発生状況

該当する事案はありません。

※根拠法令：『食品衛生法』第５８条

（６）普及啓発事業

食中毒の発生防止を目的として、市民や食品等事業者に対し、出張講座や研修会等を通じ、食の安全・安心に係る普及啓発を行っています。

講習会（平成３０年度）

対　　象	実施回数	参加人数	主　な　実　施　内　容
食品等事業者	123	1,525	衛生管理、食中毒予防、HACCP、食品表示、法令改正、他法令に関すること(事業系一般ごみ、下水処理)等
消　費　者	10	718	食中毒予防、手洗い方法等
計	133	2,243	―

その他の普及啓発事業（平成３０年度）

対　　象	実施回数	主　な　実　施　内　容
町　会　回　覧	2	対　　象：全町会・自治会
チ　ラ　シ 啓 発 品 配 布	6	配 布 数：8,712部
ポスター掲示	2	内　　容：食品衛生月間 衛生的な餅つき
広 報 表 示 板 静 止 画 放 映	8	放映場所：キャスティビジョン 広報表示板 オートレース場CS 放送
ラ ジ オ 放 送	1	FM 川口
計	19	―

（７）特定給食施設及びその他の給食施設の数

特定かつ多数の者に対し継続的に食事を供給する施設として、特定給食施設及びその他の給食施設（以下「特定給食施設等」）の届出を受け付けています。

※根拠法令：『健康増進法』第２０条

施設数　（単位：件）

	特定給食施設	その他の給食施設	合　計
平成30年度	139	209	348

（８）特定給食施設等に対する指導・助言

『健康増進法』第１８条第１項第２号に基づき、特定給食施設等が行う栄養管理の実施について、必要な指導・助言を行っています。
また、年に１回、栄養管理状況の報告書の提出を求めています。

※根拠法令：『健康増進法』第１８条

指導・助言延べ数及び報告書受理施設数　（単位：件）

	実地指導	その他指導・助言	報告書
平成30年度	28	404	264

（９）特定給食施設等に対する研修

特定給食施設等の栄養管理及び食品衛生に関する指導等を主管している強みを生かし、特定給食施設等を対象とした研修を企画・実施します。

※根拠法令：『健康増進法』第１８条

研修実施状況（平成３０年度）

実　施　日　時	研　　修　　内　　容　　等	受講人数
平成30年6月15日 13時30分～14時40分	平成30年度 川口・戸田・蕨給食研究会　衛生講習会 ＜内容＞ ○講義 「給食施設の衛生管理について」 埼玉県南部保健所　食品監視担当	48
平成30年10月25日 13時45分～16時30分	平成30年度 川口市・蕨市・戸田市栄養関係者全体研修会 ＜内容＞ ○講演 「荒川の洪水と治水対策」 国土交通省荒川上流河川事務所 防災情報課長　　小林　建吾氏 ○情報提供 「備蓄食について」 株式会社 ふくしま ○グループワーク 「水害時における給食施設の対応検討」 川口市保健所 栄養指導員 食品衛生監視員 他	109
平成31年3月26日 13時45分～16時15分	平成30年度 川口市保健所 保育所（園）給食施設研修会 ＜内容＞ ○講義 「川口市公設公営保育所の給食における取り組み」 川口市子ども部保育入所課指導係 ○講義 「中小規模給食施設における食品衛生について」 川口市保健所 食品衛生監視員 ○グループワーク 「よりよい給食を実施するための取り組み」 川口市保健所 栄養指導員 食品衛生監視員 他	30

４　食肉衛生検査事業

（１）と畜検査

食肉衛生検査所では、『と畜場法』に基づき、食用に供する獣畜の検査を実施するとともに、獣畜の適正な処理を確保することを目的として、監視、指導を行っています。

※根拠法令等：『と畜場法』第２条、第１４条、第１９条

と畜検査状況　（単位：頭）

	区　分	畜　種					計
		牛	子牛	馬	豚	めん羊・山羊	
平成30年度	検査頭数	5,171	0	0	0	0	5,171
	全部廃棄	25	0	0	0	0	25
	一部廃棄	2,536	0	0	0	0	2,536

（２）と畜検査に係る精密検査

と畜検査において通常の肉眼検査では判定が難しいものについては、解体された獣畜の一部を持ち出して精密検査を実施しています。

※根拠法令等：『と畜場法』第２条、第１４条、第１９条

精密検査実施状況　（単位：件）

	項　目	微生物検査	病理学検査	理化学検査
平成30年度	検査頭数	1	20	17
	検体数	13	372	18

（３）と畜場の衛生管理に係る検査

と畜場における食肉の衛生を確保することを目的として、枝肉等のふき取り検査を行うとともに、施設の管理者に対し、施設の改善、清潔保持及びと畜業者等に対する獣畜の処理における衛生措置の監視、指導を行っています。

※根拠法令等：『と畜場法』第２条、第１９条

牛枝肉ふき取り検査状況　（単位：件）

	検査対象	検査項目	検査頭数	検体数
平成30年度	牛枝肉	腸管出血性大腸菌0157等	28	77
		一般細菌数	40	206
		大腸菌群数	40	206
		大腸菌数	26	142
		ＧＦＡＰ	28	56

※ GFAP(Glial Fibrillary Acidic Protein：グリア繊維性酸性タンパク)は、脳や脊髄等の神経組織に存在するタンパクを指す。
GFAPを測定することにより、神経組織による枝肉の汚染状況を確認しています。

（４）と畜場職員等への衛生指導

食肉衛生に関する知識の普及啓発を目的として、と畜場職員及び関係業者に対して衛生管理に関する講習会を実施しています。

※根拠法令等：『と畜場法』第２条、第１９条

（５）認定小規模食鳥処理場等の監視指導業務

『食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律』に基づき、認定小規模食鳥処理場（年間処理羽数３０万羽以下）や届出食肉販売業について、立入検査を実施し、構造設備の改善や食鳥肉の衛生的な取扱について指導しています。

※根拠法令等：『食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律』
第１条の２、第１６条、第３９条

施設数及び監視指導件数　（単位：件）

	施設	施設数	監視指導
平成30年度	認定小規模食鳥処理場	3	10
	届出食肉販売業施設	2	6

第５節
衛生検査課

第５節　　衛生検査課

１　衛生検査

（１）食品等検査

① 川口市食品衛生監視指導計画により収去された食品の検査を実施しています。

② 食中毒等の原因究明のための検査を実施しています。

③ 生活衛生課と協力して、食品衛生に係る調査研究を行っています。

			平成30年度
① 収去検査	理化学検査	検体数	72
		項目数	3,407
	微生物検査	検体数	112
		項目数	476
② 食中毒・苦情等（検便、拭き取り）	理化学検査	検体数	－
		項目数	－
	微生物検査	検体数	98
		項目数	557
③ 調査研究	理化学検査	検体数	－
		項目数	－
	微生物検査	検体数	107
		項目数	107

（２）感染症検査

① 血液を対象とした検査では、結核患者発生時の接触者及びエイズ等の性感染症や肝炎などの特定感染症について、検査を行っています。

② 『感染症法』に規定された感染症の発生時に、検査を行っています。
なお、腸管出血性大腸菌感染症等の三類感染症及びレジオネラ症の病原体検査を除き、県衛生研究所に委託しています。

			平成30年度
① 血液検査	結核接触者健診	検体数	396
		項目数	396
	特 定 感 染 症	検体数	199
		項目数	1,394
② 感染症発生に伴う検査		検体数	460
		項目数	460

（３）家庭用品・無承認無許可医薬品の検査

家庭用品・無承認無許可医薬品の検査を、外部機関に委託して行っています。

		平成30年度
家庭用品 （乳幼児用繊維製品）	検体数	5
	項目数	5
無承認無許可医薬品 （健康食品）	検体数	5
	項目数	15

第３章
国民健康保険事業

用 語 の 手 引 き

1　療養の給付

国保における原則的な給付であり、被保険者の疾病や負傷に対して、診療・薬剤の支給等を療養取扱機関から直接に医療という現物をもって給付することをいいます。

2　療　養　費

療養の給付を行うことが困難な場合や緊急その他やむを得ない事情がある場合等により被保険者が一時療養取扱機関に支払った費用に対して、一部負担金相当分を除いた額を支給するものをいいます。

3　療養諸費

「療養の給付」と「療養費」の合計です。

4　保険給付費

「療養の給付」、「療養費」、「高額療養費」、「出産育児一時金」、「葬祭費」等の全ての給付と「審査支払手数料」の合計です。

5　件　数

診療報酬明細書の枚数、療養費については支給決定された件数です。

6　日　数

診療に要した日数です。

7　費用額

保険給付にかかる全ての金額です。（保険者が支払う額及び被保険者が支払う一部負担金を全て合算した額）　「診療諸費費用額」は、国保における「医療費」を意味します。

8　医療給付費

医療費のうち保険者が負担する定率分と高額療養費の合計です。

9　被保険者の種類と構成

全体（総数）
- 一　般（一般被保険者）
- 退　職（退職被保険者等）

10 診療費

診療（入院、入院外、歯科）に要した費用額であって、「療養の給付」から「調剤」を除いたものです。

11 年度平均被保険者数

３月から翌年２月までの各月末における被保険者の合計を１２で除したものです。
（１３年度までは４月から３月まで、１４年度から変更）

12 医療費諸率（受診率、一件当たり日数、一日当たり診療費を医療費諸率三要素といいます。）

受　診　率	＝	件数	÷	平均被保険者数	×	100
一件当たり日数	＝	日数	÷	件数		
一日当たり診療費	＝	診療費	÷	日数		

13 一人当たり費用額（一人当たり診療費）

費用額を平均被保険者数で除したものです。

※老人保健法は、平成２０年度から高齢者の医療の確保に関する法律に改正されました。老人保健医療給付対象者は後期高齢者医療制度へ移行しました。
また、退職者医療制度については廃止されましたが、平成２６年度までの間における６５歳未満の退職被保険者等が６５歳に達するまでの間は経過的に存続します。

第 ３ 章　　国民健康保険事業

第 １ 節　　事務機構（平成31年4月1日現在）

国民健康保険課

保険係

- 課の予算経理に関すること
- 国民健康保険事業の企画運営に関すること
- 国民健康保険運営協議会に関すること
- 国民健康保険制度の普及推進に関すること
- 保健事業に関すること
- 他の係に属しないこと

給付係

- 療養の給付に関すること
- 療養費の支給に関すること
- 出産育児一時金及び葬祭費の支給に関すること

資格第１係

資格第２係

- 国民健康保険の被保険者資格及び被保険者証に関すること
- 国民健康保険税の賦課調定に関すること
- 国民健康保険の電子計算処理システムの運用管理に関すること
- 日雇特例被保険者健康保険に関すること

国保収納課

収納第１係

収納第２係

- 国民健康保険税の徴収に係る企画調整及び進行管理に関すること
- 国民健康保険税の徴収に関すること
- 国民健康保険税の滞納整理に関すること

第２節　　国民健康保険のあゆみ

昭和	１３．７	国民健康保険法（旧法）施行 実施主体＝普通国保組合 同種業務の保険組合＝特別国保組合 被保険者：組合員とその家族、原則として任意加入
	１９．５ １１	川口市国民健康保険組合の設立 同　　認可
	２０．４	川口市国民健康保険組合の事業開始 （組合事業として）
	２２．２	直営川口市民病院開設
	２６．２ ３	川口市国民健康保険条例の制定（旧） 同　　認可 川口市国保組合事業閉鎖 川口市国民健康保険事業開始（市営事業として）
	３４．４	新川口市国民健康保険条例を制定 直営川口市民総合病院の指定
	４１．１	外国人国籍（韓国・北朝鮮）の一部について国保加入ができるようになる
	５１．４ ６ １１	国民健康保険保健婦制度の廃止 国民健康保険オンラインシステムの導入 国民健康保険相談員制度の発足
	５３．４	国民健康保険税所得割課税方式を但し書き課税方式に変更する
	５６．８	全外国人に国保加入ができるようになる
	６１．４	保険税限度額の変更（２８万円から３５万円） ヘルスパイオニアタウン事業の指定（平成２年度まで）
	６２．４	保険税限度額の変更（３５万円から３９万円）
平成	元．４	保険税限度額の変更（３９万円から４０万円）
	２．４	保険税限度額の変更（４０万円から４２万円）
	５．４	保険税限度額の変更（４２万円から４４万円）
	６．４	保険税率の改定 所得割　６．６％から７．２％ 均等割　６，０００円から１２，０００円 平等割　６，０００円から１２，０００円 保険税限度額の変更（４４万円から５０万円）
	６．５	直営川口市立医療センター開設
	８．４	保険税限度額の変更（５０万円から５２万円）
	９．４	仮算定による課税方式を止め本算定で一本化とする
	１０．４	保険税率の改定 所得割　７．２％から８．０％ 均等割　１２，０００円から１９，５００円 平等割　１２，０００円から１９，５００円 賦課限度額の変更（５２万円から５３万円） 納期を６期から８期とする
	１２．４	介護保険制度の創設により第２号被保険者（４０～６４歳までの人）から介護納付金課税額（介護保険分）を国保税に上乗せして賦課する 保険税所得割　１００分の０．８ 均等割　５，５００円 平等割　５，５００円 賦課限度額　７万円
	１５．４	高額医療費共同事業制度化
	１７．１	埼玉県国民健康保険団体連合会に共同電算処理業務委託
	１７．７	保険税のコンビニ収納開始

	１８．　４	保険税率の改正 国民健康保険の医療保険に係る税率 　所得割８．０％から８．８％ 　均等割１９，５００円から２１，０００円 　平等割１９，５００円から２１，０００円 介護保険に係る税率 　所得割０．８％から１．３％ 　均等割５，５００円から１３，０００円 　平等割は廃止 　賦課限度額の変更（７万円から８万円）
	１８．１０	保険財政共同安定化事業開始
	１９．１０	被保険者証のカード化開始
	２０．　４	老人保健制度廃止・後期高齢者医療制度開始 特定健康診査・特定保健指導開始 「川口市国民健康保険特定健康診査等実施計画」策定 保険税率の改正 国民健康保険の医療保険に係る税率 　所得割８．８％から６．３％ 　均等割２１，０００円から１２，０００円 　賦課限度額の変更　５３万円から４１万円 保険税の新設 後期高齢者支援に係る税率 　所得割２．５％ 　均等割９，０００円 　賦課限度額　　１２万円
	２０．１０	保険税の年金からの特別徴収開始
	２１．　４	賦課限度額の変更 　国民健康保険の医療保険に係る賦課限度額　４１万円から４７万円 　介護保険に係る賦課限度額　　８万円から　９万円
	２２．　４	健康優良家庭表彰廃止 （～19年度　記念品贈呈　　～21年度　宿泊助成） 保険税率の改正 国民健康保険の医療保険に係る税率 　所得割６．３％から６．５％ 　均等割１２，０００円から１３，０００円 　平等割２１，０００円から２２，０００円 賦課限度額の変更 　介護保険に係る賦課限度額　９万円から１０万円
	２２．１２	「埼玉県市町村国保広域化等支援方針」を埼玉県が策定
	２３．　４	賦課限度額の変更 　国民健康保険の医療保険に係る賦課限度額　４７万円から５０万円 　後期高齢者支援に係る賦課限度額　　１２万円から１３万円
	２３．　９	国保総合システム稼働（共同電算システム更新）
	２３．１０	鳩ヶ谷市を編入合併

	２４．４	保険税率（賦課方式）の改正 国民健康保険の医療保険に係る税率 所得割　６．５％から７．４５％ 資産割は廃止 均等割　１３，０００円から２８，０００円 平等割は廃止 賦課限度額の変更 国民健康保険の医療保険に係る賦課限度額　５０万円から５１万円 後期高齢者支援金に係る賦課限度額　１３万円から１４万円 介護保険に係る賦課限度額　１０万円から１２万円 法定軽減割合の変更 世帯主と国民健康保険加入者である世帯員の前年の所得の合計が３３万円以下の世帯　６割から７割 世帯主と国民健康保険加入者である世帯員の前年の所得の合計が３３万円＋（２４万５千円×世帯主を除く加入者数と世帯主を除く特定同一世帯所属者数の合計）以下の世帯　４割から５割 世帯主と国民健康保険加入者である世帯員の前年の所得の合計が３３万円＋（３５万円×世帯主(擬制世帯主を除く)を含む加入者数と特定同一世帯所属者数の合計）以下の世帯　２割（新設）
	２５．３	「第２次埼玉県市町村国保広域化等支援方針」を埼玉県が策定
	２５．４	「川口市国民健康保険第２期特定健康診査等実施計画」策定
	２６．４	法定軽減の拡大 保険税の軽減判定所得の基準を見直し、５割軽減と２割軽減の対象者を拡大。 世帯主と国民健康保険加入者である世帯員の前年の所得の合計が３３万円＋（２４万５千円×国保加入者数と特定同一世帯所属者数の合計）以下の世帯　５割軽減 世帯主と国民健康保険加入者である世帯員の前年の所得の合計が３３万円＋（４５万円×国保加入者数と特定同一世帯所属者数の合計）以下の世帯　２割軽減
	２７．３	「第３次埼玉県市町村国保広域化等支援方針」を埼玉県が策定
	２７．４	法定軽減の拡大 保険税の軽減判定所得の基準を見直し、５割軽減と２割軽減の対象者を拡大。 世帯主と国民健康保険加入者である世帯員の前年の所得の合計が３３万円＋（２６万円×国保加入者数と特定同一世帯所属者数の合計）以下の世帯　５割軽減 世帯主と国民健康保険加入者である世帯員の前年の所得の合計が３３万円＋（４７万円×国保加入者数と特定同一世帯所属者数の合計）以下の世帯　２割軽減 賦課限度額の変更 後期高齢者支援金に係る賦課限度額　１４万円から１６万円 介護保険に係る賦課限度額　１２万円から１４万円

	２８．３	「川口市国民健康保険保健事業実施計画（データヘルス計画）」策定
	２８．４	法定軽減の拡大 保険税の軽減判定所得の基準を見直し、５割軽減と２割軽減の対象者を拡大。 世帯主と国民健康保険加入者である世帯員の前年の所得の合計が３３万円＋（２６万５千円×国保加入者数と特定同一世帯所属者数の合計）以下の世帯　５割軽減 世帯主と国民健康保険加入者である世帯員の前年の所得の合計が３３万円＋（４８万円×国保加入者数と特定同一世帯所属者数の合計）以下の世帯　２割軽減 賦課限度額の変更 国民健康保険の医療保険に係る賦課限度額　５１万円から５２万円 後期高齢者支援金に係る賦課限度額　１６万円から１７万円 介護保険に係る賦課限度額　１４万円から１６万円
	２９．４	法定軽減の拡大 保険税の軽減判定所得の基準を見直し、５割軽減と２割軽減の対象者を拡大。 世帯主と国民健康保険加入者である世帯員の前年の所得の合計が３３万円＋（２７万円×国保加入者数と特定同一世帯所属者数の合計）以下の世帯　５割軽減 世帯主と国民健康保険加入者である世帯員の前年の所得の合計が３３万円＋（４９万円×国保加入者数と特定同一世帯所属者数の合計）以下の世帯　２割軽減 賦課限度額の変更 国民健康保険の医療保険に係る賦課限度額　５２万円から５４万円 後期高齢者支援金に係る賦課限度額　１７万円から１９万円
	３０．３	「川口市国民健康保険第２期保健事業実施計画（データヘルス計画）・第３期特定健康診査等実施計画」策定
	３０．４	国民健康保険の都道府県化 都道府県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等の国保運営の中心的な役割を担う。 法定軽減の拡大 保険税の軽減判定所得の基準を見直し、５割軽減と２割軽減の対象者を拡大。 世帯主と国民健康保険加入者である世帯員の前年の所得の合計が３３万円＋（２７万５千円×国保加入者数と特定同一世帯所属者数の合計）以下の世帯　５割軽減 世帯主と国民健康保険加入者である世帯員の前年の所得の合計が３３万円＋（５０万円×国保加入者数と特定同一世帯所属者数の合計）以下の世帯　２割軽減
	３１．４	法定軽減の拡大 保険税の軽減判定所得の基準を見直し、５割軽減と２割軽減の対象者を拡大。 世帯主と国民健康保険加入者である世帯員の前年の所得の合計が３３万円＋（２８万円×国保加入者数と特定同一世帯所属者数の合計）以下の世帯　５割軽減 世帯主と国民健康保険加入者である世帯員の前年の所得の合計が３３万円＋（５１万円×国保加入者数と特定同一世帯所属者数の合計）以下の世帯　２割軽減 賦課限度額の変更 国民健康保険の医療保険に係る賦課限度額　５４万円から５８万円

【医療給付関係の動き】

昭和２６年	一部負担金５０％
２７	一部負担金４９．８６％
２８	一部負担金４９．２％
２９	一部負担金５０％
３４	結核予防法３４条該当者の一部負担金免除
３５．７	世帯主３０：家族５０（世帯主の給付を７割に引き上げる）
３８．６	世帯主０：家族５０（世帯主の１０割給付実施）
４０．１	世帯主０：家族３０（世帯員の給付を７割に引き上げる）
４５．４	老人医療制度の実施
４８．１	老人医療制度の改正（年齢を７０歳から６８歳に繰り下げ、所得制限の撤廃）
７	結核予防法３５条該当者の一部負担金免除
４９．４	老人世帯主の給付率引き下げ（１０割から７割）
７	高額療養費制度の実施
５０．４	診療報酬を自己審査から国保連合会審査に切り替える
５３．４	準世帯主の給付割合を１０割から７割に引き下げる
５９．４	世帯主の給付割合を１０割から法定給付の７割に戻す
	疾病予防対策事業の開始（人間ドック・歯科検診）
１０	退職者医療制度開始
６１．７	助産費を１０万円から１３万円、葬祭費を５万円から６万円へ引き上げる
平成　４．４	助産費を１３万円から２４万円へ引き上げる
５．４	葬祭費を６万円から８万円へ引き上げる
６．４	葬祭費を８万円から１０万円へ引き上げる
６．１０	助産費を出産育児一時金と改め、２４万円から３０万円へ引き上げる
１０	入院時食事療養費を一部自己負担化する
７．７	結核予防法３４・３５条該当者の一部負担金免除を廃止する
８．９	入院時食事療養費の自己負担分を改定する
９．９	内服薬及び外用薬の薬剤費について一部自己負担化する
１１．７	老人保健の薬剤費一部自己負担を免除する（臨時特例措置）
１３．１	老人保健の一部負担金について、原則として医療費の１割負担となる
	老人保健薬剤一部自己負担を廃止する
	老人保健の高額療養費支給制度を創設する
	高額療養費の自己負担の限度額を改定する
	海外療養費制度を創設する
	入院時食事療養費の自己負担額を改定する

１４．１０	高額療養費の自己負担限度額を改定する ３歳未満の一部負担金の割合が２割となる ７０歳以上の一部負担金の割合を原則１割とし、一定以上所得者は２割とする 老人保健制度（老人保健法）の対象年齢が原則として７５歳以上となる （７０歳から５年かけて１歳ずつ引き上げ）
１５．４	退職被保険者の一部負担割合が３割となる 外来に係る薬剤一部負担金を廃止する 高額療養費の自己負担の限度額の計算における加算額の計算方法の変更
１８．４	入院時食事療養費の自己負担額を改正（１日当り→１食当り）
１０	現役並み所得を有する７０歳以上の負担割合を改正（２割→３割） 療養病床に入院する高齢者の食費・居住費を改定する 出産育児一時金を３０万円から３５万円へ引き上げる
１９．１	葬祭費を１０万円から５万円へ引き下げる
４	７０歳未満の入院に係る高額療養費の現物給付化が開始 出産育児一時金の受取代理制度が開始
２０．４	７０歳以上の一部負担金の割合が原則２割となる（ただし、平成２１年３月までは１割に据え置かれる） ６歳に達する日以後の最初の３月３１日までの一部負担金の割合が２割となる 療養病床入院等の食事・居住費を一部負担する年齢が６５歳以上となる 高額医療・高額介護合算制度が創設される 歯科ドックの実施を開始（平成１９年度までは歯科検診として実施）
２１．１	産科医療補償制度が適用される場合の出産育児一時金を３５万円から３８万円へ引き上げる
４	７０歳以上の一部負担金１割に据え置きが、平成２２年３月まで延長となる
９	出産育児一時金の受取代理制度を廃止
１０	平成２１年１０月１日から平成２３年３月３１日までの出産について、出産育児一時金を４２万円（産科医療補償制度の適用がない場合は３９万円）へ引き上げる 出産育児一時金が原則分娩機関からの直接請求となる
２２．４	７０歳以上の一部負担金１割に据え置きが、平成２３年３月まで延長となる
２３．４	平成２３年４月１日以降の出産についても、出産育児一時金を４２万円（産科医療補償制度の適用がない場合は３９万円）とする 国が実施要綱を制定した出産育児一時金の受取代理制度が開始 ７０歳以上の一部負担金１割に据え置きが、平成２４年３月まで延長となる
２４．４	７０歳以上の一部負担金１割に据え置きが、平成２５年３月まで延長となる
２５．４	７０歳以上の一部負担金１割に据え置きが、平成２６年３月まで延長となる 歯科ドックの受診対象者が市民となり、保健センターで実施
２６．４	７０歳以上の一部負担金１割の据置が段階的に引き上げられる
２７．１	高額療養費の自己負担限度額を改定する 現状の３区分が細分化され、５区分となる 出産育児一時金を、平成２７年１月１日以降の出産で産科医療補償制度の適用がない場合は、４０万４千円へ引き上げる
２８．４	入院時食事療養費の自己負担分を改定する
２９．８	７０歳以上の高額療養費の自己負担限度額を改定する
３０．４	入院時食事療養費の自己負担分を改定する
３０．８	７０歳以上の高額療養費の自己負担限度額を改定する 現状の４区分が細分化され、６区分となる

第３節　　被保険者の状況

１　国民健康保険加入割合の推移

３０年度の国保加入割合は約２３％で、過去４年間では約５．７ポイントの減少となっています。

（各年度３月３１日現在）

	全市の世帯数及び人口		国民健康保険		加入割合	
	世帯数	人　　口	世帯数	被保険者	世　　帯	被保険者
２６年度	268,367	590,209	100,513 (47,066)	169,358 (58,194)	37.45%	28.69%
２７年度	272,472	593,485	98,944 (45,194)	163,386 (55,333)	36.31%	27.53%
２８年度	276,461	596,505	95,112 (42,049)	152,839 (50,814)	34.40%	25.62%
２９年度	281,681	601,055	92,016 (39,675)	144,523 (47,445)	32.67%	24.04%
３０年度	286,887	604,675	90,026 (38,276)	138,755 (45,476)	31.38%	22.95%

※（　）内の数字は、介護保険第２号被保険者数及び世帯数を再掲したもの

２　被保険者の内訳

３０年度の構成比は一般約９９．９％、退職者約０．１％です。

（各年度３月３１日現在）

	一般		退職		計	
	被保険者数	構成比	被保険者数	構成比	被保険者数	構成比
２６年度	165,096	97.48%	4,262	2.52%	169,358	100%
２７年度	160,302	98.11%	3,084	1.89%	163,386	100%
２８年度	151,258	98.97%	1,581	1.03%	152,839	100%
２９年度	143,867	99.55%	656	0.45%	144,523	100%
３０年度	138,598	99.89%	157	0.11%	138,755	100%

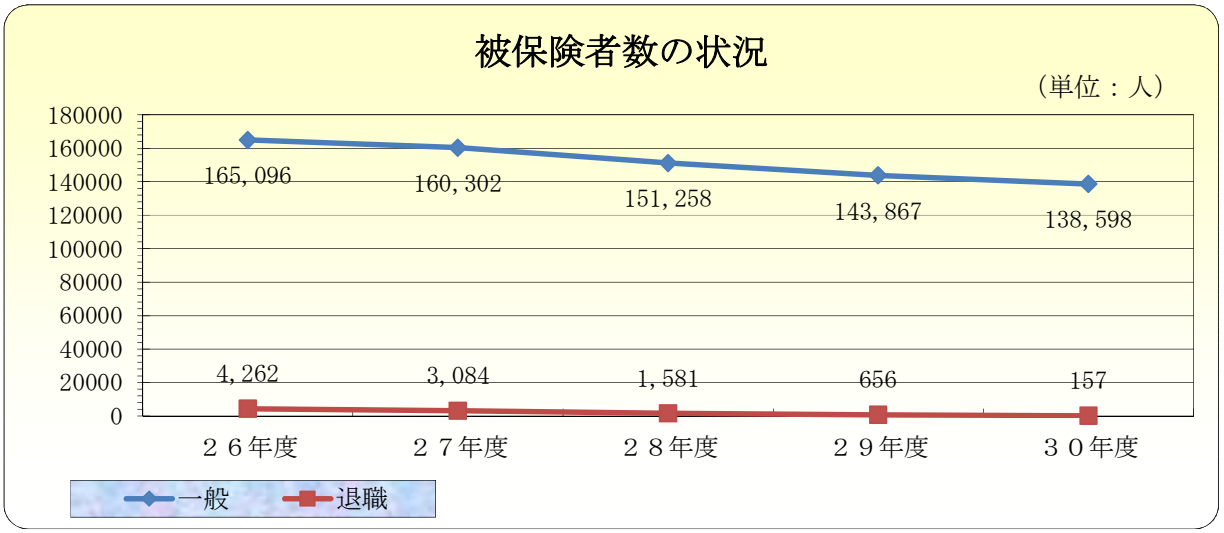

3 外国人世帯･被保険者数の推移（再掲）

全市外国人の約５１％が国保に加入しています。

（各年度３月３１日現在）

	全市外国人		国民健康保険		加入割合	
	世帯数	人　口	世帯数	被保険者	世　帯	被保険者
２６年度	16,728	25,752	9,485	14,006	56.70%	54.39%
２７年度	18,306	28,120	10,550	15,631	57.63%	55.59%
２８年度	19,925	30,786	11,434	16,892	57.39%	54.87%
２９年度	21,830	33,650	12,150	17,796	55.66%	52.89%
３０年度	23,891	36,449	12,815	18,498	53.64%	50.75%

4 事由別被保険者異動状況

３０年度末では社会保険加入などの脱退により、５，７６８人の減となりました。

(1)国民健康保険加入

（各年度３月３１日現在）（単位：人）

	２６年度	２７年度	２８年度	２９年度	３０年度
転　入	10,445	11,269	10,837	10,872	11,197
社保離脱	15,654	15,164	14,698	15,650	16,360
生保廃止	384	476	373	354	309
出　生	1,003	931	875	782	788
後期離脱	1	2	4	2	0
そ の 他	2,422	1,466	1,598	1,620	1,290
合　計	29,909	29,308	28,385	29,280	29,944

(2)国民健康保険脱退

（各年度３月３１日現在）（単位：人）

	２６年度	２７年度	２８年度	２９年度	３０年度
転　出	7,512	8,104	8,213	8,133	8,380
社保加入	16,839	17,796	20,968	20,068	17,828
生保開始	756	863	791	735	638
死　亡	976	1,037	922	879	888
後期加入	4,511	5,100	5,461	5,189	5,530
そ の 他	3,208	2,380	2,577	2,592	2,448
合　計	33,802	35,280	38,932	37,596	35,712
差引増減	−3,893	−5,972	−10,547	−8,316	−5,768

第４節　　財政状況

１　平成31年度予算

保険税収入では、前年度予算に比較して1.02％の減、県支出金で4.72％の減、全体で3.88％の減となっています。

（1）歳入

（単位：千円）

			31年度当初予算額		予算額対前年度比	30年度当初予算額
			予算額	構成比		
保険税	一般被保険者	現年課税分（医療分）	8,288,618	14.79 %	97.94 %	8,462,835
		現年課税分（後期高齢分）	2,769,662	4.94 %	97.72 %	2,834,427
		現年課税分（介護分）	868,418	1.55 %	97.02 %	895,078
		滞納繰越分（医療分）	1,551,014	2.77 %	108.74 %	1,426,346
		滞納繰越分（後期高齢分）	403,611	0.72 %	110.16 %	366,396
		滞納繰越分（介護分）	174,320	0.31 %	106.71 %	163,365
		計	14,055,643	25.08 %	99.34 %	14,148,447
	退職被保険者等	現年課税分（医療分）	9,713	0.02 %	31.47 %	30,869
		現年課税分（後期高齢分）	3,453	0.01 %	33.29 %	10,373
		現年課税分（介護分）	1,542	0.00 %	25.29 %	6,098
		滞納繰越分（医療分）	13,920	0.02 %	51.27 %	27,148
		滞納繰越分（後期高齢分）	2,791	0.00 %	46.45 %	6,009
		滞納繰越分（介護分）	4,079	0.01 %	55.92 %	7,294
		計	35,498	0.06 %	40.43 %	87,791
	保険税の計		14,091,141	25.14 %	98.98 %	14,236,238
使用料及び手数料			1	0.00 %	100.00 %	1
国庫支出金	国庫補助金		982	0.00 %	83.15 %	1,181
	国庫支出金の計		982	0.00 %	83.15 %	1,181
県支出金	県補助金		37,000,231	66.01 %	95.28 %	38,831,795
	県支出金の計		37,000,231	66.01 %	95.28 %	38,831,795
繰入金	一般会計繰入金	保険基盤安定繰入金	2,252,321	4.02 %	98.41 %	2,288,687
		職員給与費等繰入金	1,408,104	2.51 %	104.69 %	1,345,070
		出産育児一時金等繰入金	240,800	0.43 %	91.49 %	263,200
		財政安定化支援事業繰入金	14,762	0.03 %	112.00 %	13,180
		その他一般会計繰入金	543,199	0.97 %	63.30 %	858,157
		計	4,459,186	7.96 %	93.52 %	4,768,294
繰越金			1	0.00 %	100.00 %	1
諸収入			499,258	0.89 %	104.41 %	478,190
歳入合計			56,050,800	100.00 %	96.12 %	58,315,700

(2)歳出

(単位:千円)

			31年度当初予算額 予算額	31年度当初予算額 構成比	予算額対前年度比	30年度当初予算額
総務費			914,740	1.63 %	107.33 %	852,291
保険給付費	療養諸費	一般被保険者療養給付費	31,181,074	55.63 %	95.39 %	32,689,133
		退職被保険者等療養給付費	107,924	0.19 %	49.26 %	219,070
		一般被保険者療養費	523,543	0.93 %	88.88 %	589,030
		退職被保険者等療養費	1,094	0.00 %	23.73 %	4,610
		審査支払手数料	80,417	0.14 %	94.49 %	85,105
		計	31,894,052	56.90 %	94.96 %	33,586,948
	高額療養費	一般被保険者	4,508,588	8.04 %	97.28 %	4,634,694
		退職被保険者等	17,668	0.03 %	29.36 %	60,172
		一般被保険者(高額介護合算)	4,776	0.01 %	49.37 %	9,674
		退職被保険者等(高額介護合算)	113	0.00 %	56.50 %	200
		計	4,531,145	8.08 %	96.31 %	4,704,740
	移送費	一般被保険者	150	0.00 %	100.00 %	150
		退職被保険者等	50	0.00 %	100.00 %	50
		計	200	0.00 %	100.00 %	200
	出産育児諸費	出産育児一時金	361,200	0.64 %	91.49 %	394,800
		支払手数料	158	0.00 %	88.27 %	179
		計	361,358	0.64 %	91.49 %	394,979
	葬祭費		35,000	0.06 %	82.35 %	42,500
	保険給付費の計		36,821,755	65.70 %	95.07 %	38,729,367
国民健康保険事業費納付金	医療給付費分		11,956,822	21.34 %	98.68 %	12,116,876
	後期高齢者支援金等分		3,922,233	7.00 %	93.72 %	4,185,107
	介護納付金分		1,669,971	2.98 %	100.69 %	1,658,558
	計		17,549,026	31.31 %	97.71 %	17,960,541
共同事業拠出金			9	0.00 %	81.82 %	11
保健事業費	保健事業費		282,552	0.50 %	100.25 %	281,843
	特定健康診査等事業費		342,268	0.61 %	97.01 %	352,817
	計		624,820	1.11 %	98.45 %	634,660
諸支出金			115,450	0.21 %	101.42 %	113,830
予備費			25,000	0.04 %	100.00 %	25,000
歳出合計			56,050,800	99.99 %	96.12 %	58,315,700

2 年度別決算状況

(1)歳入

(単位:千円)

		平成２６年度	平成２７年度	平成２８年度	平成２９年度	平成３０年度
保険税	一般被保険者分	15,417,977	15,566,633	15,292,493	14,795,391	14,615,102
	退職被保険者等分	668,485	536,915	317,323	162,893	70,776
	計	16,086,462	16,103,548	15,609,816	14,958,284	14,685,878
使用料及び手数料		1	1	1	2	1
国庫支出金	事務費負担金	－	－	－	－	－
	療養給付費等負担金	12,448,923	12,265,653	11,844,113	11,911,812	－
	高額医療費共同事業負担金	398,558	424,951	549,492	500,201	－
	特定健康診査等負担金	63,931	73,003	85,745	67,451	－
	財政調整交付金	1,832,640	2,053,803	2,423,027	2,390,090	－
	出産育児一時金補助金	－	－	－	－	－
	その他補助金	1,145	1,228	5,695	26,577	1,066
	計	14,745,197	14,818,638	14,908,072	14,896,131	1,066
療養給付費等交付金		1,370,699	1,531,482	1,119,754	459,685	－
前期高齢者交付金		12,269,345	12,629,764	12,429,580	12,805,544	－
県支出金	高額医療費共同事業負担金	398,558	424,951	549,492	500,201	－
	特定健康診査等負担金	63,931	74,444	84,304	67,451	－
	都道府県財政調整交付金	3,302,467	2,971,400	3,066,643	2,785,344	－
	広域化等支援基金支出金	－	－	－	910	－
	保険給付費等交付金(普通交付金)	－	－	－	－	36,231,590
	保険給付費等交付金(特別交付金)					630,515
	計	3,764,956	3,470,795	3,700,439	3,353,906	36,862,105
共同事業交付金		8,510,587	16,944,292	16,935,320	16,392,932	－
財産収入		45	40	25	8	－
繰入金	保険基盤安定繰入金	1,694,180	2,355,481	2,352,861	2,288,687	2,252,321
	職員給与費等繰入金	710,254	693,511	709,768	1,079,925	1,196,449
	出産育児一時金等繰入金	305,800	277,447	257,529	234,951	228,331
	財政安定化支援事業繰入金	143,725	19,809	10,544	0	0
	その他繰入金	3,594,261	3,943,357	2,588,670	1,282,101	1,026,221
	計	6,448,220	7,289,605	5,919,372	4,885,664	4,703,322
	基金繰入金	0	0	0	19,977	－
	繰入金の計	6,448,220	7,289,605	5,919,372	4,905,641	4,703,322
繰越金		0	0	0	0	1,138
諸収入		318,882	426,953	482,081	498,608	574,924
合計		63,514,394	73,215,118	71,104,460	68,270,741	56,828,434

※平成30年度からの国民健康保険の都道府県化により、科目の新設及び廃止がありました。

(2)歳出

（単位:千円）

			平成２６年度	平成２７年度	平成２８年度	平成２９年度	平成３０年度
総務費			749,328	748,918	751,475	781,275	791,049
保険給付費	療養諸費	一般被保険者療養給付費	33,385,324	34,277,148	33,146,267	32,212,154	30,855,050
		退職被保険者等療養給付費	1,042,234	1,075,154	671,806	300,993	113,001
		一般被保険者療養費	723,079	697,049	635,223	556,585	529,901
		退職被保険者等療養費	22,360	16,961	11,912	4,891	1,558
		審査支払手数料	84,377	92,847	89,245	77,644	81,901
		計	35,257,374	36,159,159	34,554,453	33,152,267	31,581,411
	高額療養費	一般被保険者	4,165,622	4,582,681	4,630,918	4,572,377	4,470,432
		退職被保険者等	166,358	176,912	130,083	54,752	18,445
		一般被保険者(合算)	3,922	1,065	10,239	3,285	1,737
		退職被保険者等(合算)	290	57	600	112	76
		計	4,336,192	4,760,715	4,771,840	4,630,526	4,490,690
	移送費	一般被保険者	58	0	0	178	0
		退職被保険者等	0	0	0	0	0
		計	58	0	0	178	0
	出産育児諸費	出産育児一時金	458,700	416,171	386,293	352,426	342,497
		支払手数料	201	186	168	148	149
		計	458,901	416,357	386,461	352,574	342,646
	葬祭費		43,250	47,250	40,850	37,200	38,050
	保険給付費の計		40,095,775	41,383,482	39,753,605	38,172,746	36,452,797
後期高齢者支援金等			9,145,310	9,109,504	8,820,623	8,597,366	－
病床転換支援金			0	0	52	54	－
前期高齢者納付金等			7,160	6,249	6,447	31,302	－
老人保健拠出金			296	296	232	148	－
介護納付金			3,871,895	3,566,497	3,307,370	3,061,168	－
国民健康保険事業費納付金			－	－	－	－	18,045,357
共同事業拠出金			8,434,561	16,973,258	17,485,488	16,627,388	6
保健事業費			552,010	640,529	575,475	534,423	536,623
基金積立金			45	40	25	8	－
諸支出金			658,014	786,345	403,668	463,725	1,002,602
予備費			0	0	0	0	0
前年度繰上充用金			0	0	0	0	0
歳出合計			63,514,394	73,215,118	71,104,460	68,269,603	56,828,434

歳入歳出差引残	0	0	0	1,138	0

保険給付費支払基金年度末保有額	19,904	19,944	19,969	0	0

※平成30年度からの国民健康保険の都道府県化により、科目の新設及び廃止がありました。

第5節　保険給付

1 保険給付の種類と内容

○　療養の給付

一般被保険者及び退職被保険者	７割給付
７０歳以上一般	８割給付
７０歳以上一定以上所得者	７割給付
６歳に達する日以後の最初の３月３１日まで	８割給付

平成１４年１０月の医療制度改正により、８割給付であった退職被保険者が従来の一般被保険者と同様の７割給付となりました。

また、７０歳以上一般、７０歳以上一定以上所得者及び、３歳未満については、それぞれ割合区分が新設されました。

平成１８年６月の国民健康保険法の改正では、７０歳以上一定以上所得者の給付割合が８割から７割となりました（平成１８年１０月から）。

また、６歳に達する日以後の最初の３月３１日までの給付割合が８割になりました（平成２０年４月から）。

さらに、７０歳以上一般の給付割合９割の据え置きが平成２０年４月から延長されていましたが、特例措置の見直しにより、平成２６年４月２日以降に７０歳になるかたの給付割合が８割となり、７０歳以上一般の給付割合は段階的に引き上げられることとなりました。

○　入院時食事代の自己負担について

一　般　加　入　者		１食	４６０円（※）
市民税非課税世帯及び低所得者Ⅱに該当するかた	過去１年間の入院が９０日以内	１食	２１０円
	過去１年間の入院が９１日以上	１食	１６０円
低所得者Ⅰに該当するかた		１食	１００円

※指定難病のかた等は２６０円です。

低所得者Ⅰとは　７０歳以上の国保加入者全員と世帯主が市民税非課税かつ各種収入等から必要経費・控除を差し引いた所得が０円になる世帯の人

低所得者Ⅱとは　７０歳以上の国保加入者全員と世帯主が市民税非課税である世帯の人

○　療養費　　次のような理由で医者にかかり、医療費を全額自己負担した場合、申請により審査し、決定した額のうち、給付割合に応じた額を支給します。

- 緊急その他やむをえない事情で保険証を持たずに治療を受けたり、国保を取り扱っていない病院で受診したとき。
- 医師の指示で、あんま、はり、灸、マッサージなどの施術を受けたとき。
- 療養の給付を受けられない輸血のための生血代。
- コルセット、ギプスなどの治療用補装具代（医師が必要と認めたとき）。

○　高額療養費　　医療費が高額となった時、次の場合に支給します。
１カ月の自己負担額が次の額を超えた分について支給

◎70歳未満のかた

所得区分		限度額(3回目まで)	限度額 (4回目以降)
ア	基礎控除後の所得 901万円超	252,600円+ (総医療費-842,000円)×1%	140,100円
イ	基礎控除後の所得 600万円超～900万円以下	167,400円+ (総医療費-558,000円)×1%	93,000円
ウ	基礎控除後の所得 210万円超～600万円以下	80,100円+ (総医療費-267,000円)×1%	44,400円
エ	基礎控除後の所得 210万円以下	57,600円	
オ	住民税非課税	35,400円	24,600円

◎70歳～74歳のかた

所得区分		外来(個人単位) の限度額	外来＋入院(世帯単位) の限度額
現役並み所得者	Ⅲ (課税所得690万円以上)	252,600円+（総医療費-842,000円）×1% 【多数回140,100円】※	
	Ⅱ (課税所得380万円以上)	167,400円+（総医療費-558,000円）×1% 【多数回93,000円】※	
	Ⅰ (課税所得145万円以上)	80,100円+（総医療費-267,000円）×1% 【多数回44,400円】※	
一般		18,000円 (年間上限144,000円)	57,600円 【多数回44,400円】※
低所得Ⅱ		8,000円	24,600円
低所得Ⅰ			15,000円

※　4回目以降の限度額

○　移送費　　負傷、疾病等により移動が困難な患者が、医師の指示により移送されたとき、保険者が必要と認めた場合に支給します。
○　出産育児一時金　　１件　420,000円　（産科医療補償制度適用がない場合　404,000円）
○　葬祭費　　１件　50,000円

２　療養給付･療養費の支払方法

○　療養の給付費審査支払、療養費審査を埼玉県国民健康保険団体連合会へ委託しています。
診療報酬（療養費を含む）審査支払手数料　１件３７．８円
○　療養費は被保険者が診療を受けた医師から医療費全額支払の領収書と診療報酬明細書の交付を受け、それを添えて保険者に申請します。保険者は審査委員会の審査を経て支給します。

３ 医療費について

※療養給付費（現物）は、3月～2月診療分、療養費は4月～3月支給決定分で算出。

（1） 医療費総額の動向

（単位：円）

	一　　般	退　　職	合　　計
２６年度	46,565,568,431 1.53%	1,521,905,196 -8.89%	48,087,473,627 1.16%
２７年度	47,723,409,307 2.49%	1,561,080,288 2.57%	49,284,489,595 2.49%
２８年度	46,238,153,554 -3.11%	975,269,435 -37.53%	47,213,422,989 -4.20%
２９年度	44,840,646,061 -3.02%	437,699,613 -55.12%	45,278,345,674 -4.10%
３０年度	42,940,298,637 -4.24%	164,371,972 -62.45%	43,104,670,609 -4.80%

※下段は対前年度伸び率（%）

（2） 一人当たりの医療費の推移

（医療費÷平均被保険者数＝一人当たり医療費）

（単位：円）

	一　　般	退　　職	合　　計
２６年度	276,249 2.68%	426,065 11.29%	279,357 2.75%
２７年度	292,226 5.78%	407,168 -4.44%	294,862 5.55%
２８年度	295,161 1.00%	407,892 0.18%	296,856 0.68%
２９年度	303,151 2.71%	392,908 -3.67%	303,822 2.35%
３０年度	301,888 -0.42%	404,857 3.04%	302,181 -0.54%

※下段は対前年度伸び率（%）

（3） 川口市と全国医療制度別における一人当たり医療費の伸び率の比較（対前年度比）

（単位：%）

	川口市の国保	平　　均			
	一般＋退職	75歳未満		75歳以上	計
		被用者保険	国保（一般+退職）		
２６年度	2.8	2.0	2.8	0.4	2.0
２７年度	5.6	4.0	5.1	1.9	3.8
２８年度	0.7	0.1	0.1	-2.0	-0.4
２９年度	2.3	2.5	3.0	1.4	2.5

※出典　厚生労働省ホームページ「平成２９年度医療費の動向」から

(4)　受診率の推移

（診療件数＜入院・入院外・歯科＞÷平均被保険者数×１００）

（単位：％）

	一　般	退　職	合　計
２６年度	884.47	1,265.40	892.38
２７年度	903.99	1,174.05	910.18
２８年度	913.87	1,132.58	917.16
２９年度	919.54	1,170.20	921.42
３０年度	923.43	1,236.95	924.32

(5)　一件当たり日数の推移（日数÷件数）

（単位：日）

	一　般	退　職	合　計
２６年度	1.91	1.92	1.91
２７年度	1.89	1.90	1.89
２８年度	1.87	1.84	1.87
２９年度	1.85	1.84	1.85
３０年度	1.82	1.89	1.82

(6)　一日当たり診療費の推移（診療費÷日数）

（単位：円）

	一　般	退　職	合　計
２６年度	12,709	13,782	12,741
２７年度	13,196	14,414	13,232
２８年度	13,479	15,446	13,515
２９年度	13,883	14,003	13,884
３０年度	14,035	13,599	14,033

第６節　保健事業

１ 医療費通知実施状況

被保険者の健康に対する認識を深め、国民健康保険事業の健全な運営に資することを目的に医療費通知を実施しています。

年度	通知件数	受診者数
26	425,681件	2,287,217人
27	419,990件	2,266,342人
28	408,131件	2,212,519人
29	386,936件	2,083,342人
30	374,876件	2,010,947人

○　通知回数　　年６回

○　通知項目

受診年月　受診者氏名　医療機関等の名称
入院・外来等の区分　受診日数
医療費の額　窓口等での支払い額

２ 人間ドック検診料助成事業

疾病の早期発見、健康の保持増進に資することを目的に、人間ドック検診料の助成を行っています。

人間ドック検診

年度	助成件数	受診率	助成額
26	10,556件	8.07%	243,866,091円
27	10,880件	8.63%	253,458,987円
28	10,499件	8.87%	244,452,373円
29	10,208件	9.10%	237,890,638円
30	9,158件	8.53%	213,818,813円

○　３０歳以上の国保加入者が指定医療機関において検診を受けた場合に助成

○　検診の費用額（消費税８％含む）
最大３１，８２７円
（うち国保の助成額　25,347円以内）
（平成30年度）

３ 特定健康診査･特定保健指導

(1)特定健康診査

ア 対象

４０歳以上の川口市国保加入者（１年度内１回）

イ 健診実施機関

川口市医師会を委託取りまとめ先として、所属する医療機関のうち、特定健康診査の実施を申し出た機関

ウ 自己負担

５００円

エ 追加検査

希望者に胸部レントゲン検査（自己負担５００円）を実施

オ 独自健診項目

国の定めた基本健診項目以外に、全員実施項目として、貧血、心電図検査、尿酸、クレアチニン・e-GFR値、尿潜血を追加しています。

カ 受診者数･健診委託料

年度	受診者数	健診委託料
26	22,479人	245,072,403円
27	26,168人	284,900,863円
28	22,523人	245,209,343円
29	20,437人	222,908,222円
30	20,829人	236,610,953円

※受診者数は、年度中に埼玉県国民健康保険団体連合会経由で支出したもの

(2)特定保健指導

ア 対象

特定健康診査の受診者のうち、内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）該当者とその予備群（服薬・治療中のものを除く）

イ 支援内容

特定健康診査の結果から、生活習慣病の発症リスクが高く、生活習慣の改善による生活習慣病の予防効果が期待できる人に対して、保健師・管理栄養士などの有資格者により、生活習慣の見直し及び健康に関するセルフケアの実現に向けた支援を行います。

(ア) 積極的支援･･･初回面談ののち、継続的な支援と６カ月後の評価を行います

(イ) 動機付け支援･･･初回面談と６カ月後の評価を行います

ウ 自己負担

なし

エ 利用者数･保健指導委託料

年度	利用者数	保健指導委託料
26	820人	6,502,222円
27	594人	5,301,118円
28	832人	7,126,335円
29	831人	6,760,991円
30	1,215人	11,119,572円

※利用者数は、年度中に埼玉県国民健康保険団体連合会経由で支出したもの

第７節　　保険税の状況

1　保険税率及び賦課割合等の推移

（1）医療分

		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度（予算）
所得割	税率	7.45/100	7.45/100	7.45/100	7.45/100	7.45/100	7.45/100
	算定割合	67.65%	67.49%	68.13%	68.09%	68.39%	67.96%
資産割	税率	－	－	－	－	－	－
	算定割合						
均等割	税率	28,000円	28,000円	28,000円	28,000円	28,000円	28,000円
	算定割合	32.35%	32.51%	31.87%	31.91%	31.61%	32.04%
平等割	税率	－	－	－	－	－	－
	算定割合						
賦課割合	応能	62.69%	62.84%	63.36%	63.59%	63.81%	63.27%
	応益	37.31%	37.16%	36.64%	36.41%	36.19%	36.73%
賦課限度額		510,000円	510,000円	520,000円	540,000円	540,000円	580,000円
納期回数		8	8	8	8	8	8

（2）介護分

		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度（予算）
所得割	税率	1.3/100	1.3/100	1.3/100	1.3/100	1.3/100	1.3/100
	算定割合	51.91%	52.32%	52.24%	51.81%	52.25%	50.96%
均等割	税率	13,000円	13,000円	13,000円	13,000円	13,000円	13,000円
	算定割合	48.09%	47.68%	47.76%	48.19%	47.75%	49.04%
賦課割合	応能	47.96%	48.80%	49.58%	49.33%	49.13%	47.84%
	応益	52.04%	51.20%	50.42%	50.67%	50.87%	52.16%
賦課限度額		120,000円	140,000円	160,000円	160,000円	160,000円	160,000円
納期回数		8	8	8	8	8	8

※　賦課割合は医療分、介護分、後期分共に一般被保険者分現年課税分のみ計上

（3）後期分

		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度（予算）
所得割	税率	2.5/100	2.5/100	2.5/100	2.5/100	2.5/100	2.5/100
	算定割合	68.59%	68.42%	69.06%	69.02%	69.32%	68.89%
均等割	税率	9,000円	9,000円	9,000円	9,000円	9,000円	9,000円
	算定割合	31.41%	31.58%	30.94%	30.98%	30.68%	31.11%
賦課割合	応能	62.75%	63.58%	64.27%	64.76%	64.99%	64.19%
	応益	37.25%	36.42%	35.73%	35.24%	35.01%	35.81%
賦課限度額		140,000円	160,000円	170,000円	190,000円	190,000円	190,000円
納期回数		8	8	8	8	8	8

なお、後期高齢者医療制度の創設により次の減額措置がとられます。

①軽減を受けている世帯について、以前と同様の軽減が受けられるよう、国保から後期高齢者医療制度に移行した人の所得や人数を含めて軽減の判定をします。

②後期高齢者医療制度の創設により、被用者保険の被扶養者から国保の被保険者となった、旧被扶養者に係る所得割について、当分の間賦課しません。

③旧被扶養者に係る被保険者均等割を２年間半額とします。

2　調定額及び収入済額の推移（還付未済控除前（収入済額＝決算額））

（還付未済控除前）　　（単位：円）

			調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収納率
25年度・医療分	一般	現年課税分	11,933,485,971	9,695,824,248	2,055,899	2,235,605,824	81.25%
		滞納繰越分	10,306,332,083	1,376,859,160	870,807,432	8,058,665,491	13.36%
		計	22,239,818,054	11,072,683,408	872,863,331	10,294,271,315	49.79%
	退職者等	現年課税分	381,071,153	349,036,383	0	32,034,770	91.59%
		滞納繰越分	346,954,217	60,039,784	1,976,426	284,938,007	17.30%
		計	728,025,370	409,076,167	1,976,426	316,972,777	56.19%
	計	現年課税分	12,314,557,124	10,044,860,631	2,055,899	2,267,640,594	81.57%
		滞納繰越分	10,653,286,300	1,436,898,944	872,783,858	8,343,603,498	13.49%
		計	22,967,843,424	11,481,759,575	874,839,757	10,611,244,092	49.99%
25年度・介護分	一般	現年課税分	1,327,518,174	1,044,111,040	59,248	283,347,886	78.65%
		滞納繰越分	1,093,773,318	161,050,335	17,233,582	915,489,401	14.72%
		計	2,421,291,492	1,205,161,375	17,292,830	1,198,837,287	49.77%
	退職者等	現年課税分	96,083,726	88,194,744	0	7,888,982	91.79%
		滞納繰越分	87,640,467	13,448,708	314,992	73,876,767	15.35%
		計	183,724,193	101,643,452	314,992	81,765,749	55.32%
	計	現年課税分	1,423,601,900	1,132,305,784	59,248	291,236,868	79.54%
		滞納繰越分	1,181,413,785	174,499,043	17,548,574	989,366,168	14.77%
		計	2,605,015,685	1,306,804,827	17,607,822	1,280,603,036	50.16%
25年度・後期分	一般	現年課税分	3,834,048,727	3,115,261,004	671,553	718,116,170	81.25%
		滞納繰越分	2,700,343,990	368,325,086	28,557,259	2,303,461,645	13.64%
		計	6,534,392,717	3,483,586,090	29,228,812	3,021,577,815	53.31%
	退職者等	現年課税分	123,239,549	112,883,566	0	10,355,983	91.60%
		滞納繰越分	81,797,913	12,385,085	315,949	69,096,879	15.14%
		計	205,037,462	125,268,651	315,949	79,452,862	61.10%
	計	現年課税分	3,957,288,276	3,228,144,570	671,553	728,472,153	81.57%
		滞納繰越分	2,782,141,903	380,710,171	28,873,208	2,372,558,524	13.68%
		計	6,739,430,179	3,608,854,741	29,544,761	3,101,030,677	53.55%
25年度・合計	一般	現年課税分	17,095,052,872	13,855,196,292	2,786,700	3,237,069,880	81.05%
		滞納繰越分	14,100,449,391	1,906,234,581	916,598,273	11,277,616,537	13.52%
		計	31,195,502,263	15,761,430,873	919,384,973	14,514,686,417	50.52%
	退職者等	現年課税分	600,394,428	550,114,693	0	50,279,735	91.63%
		滞納繰越分	516,392,597	85,873,577	2,607,367	427,911,653	16.63%
		計	1,116,787,025	635,988,270	2,607,367	478,191,388	56.95%
	計	現年課税分	17,695,447,300	14,405,310,985	2,786,700	3,287,349,615	81.41%
		滞納繰越分	14,616,841,988	1,992,108,158	919,205,640	11,705,528,190	13.63%
		計	32,312,289,288	16,397,419,143	921,992,340	14,992,877,805	50.75%

（還付未済控除前）　　（単位：円）

			調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収納率
26年度・医療分	一般	現年課税分	11,556,044,045	9,505,531,622	3,105,659	2,047,406,764	82.26%
		滞納繰越分	10,589,809,911	1,367,959,324	1,186,347,271	8,035,503,316	12.92%
		計	22,145,853,956	10,873,490,946	1,189,452,930	10,082,910,080	49.10%
	退職者等	現年課税分	398,657,084	374,430,377	0	24,226,707	93.92%
		滞納繰越分	304,636,824	53,839,128	9,958,273	240,839,423	17.67%
		計	703,293,908	428,269,505	9,958,273	265,066,130	60.89%
	計	現年課税分	11,954,701,129	9,879,961,999	3,105,659	2,071,633,471	82.64%
		滞納繰越分	10,894,446,735	1,421,798,452	1,196,305,544	8,276,342,739	13.05%
		計	22,849,147,864	11,301,760,451	1,199,411,203	10,347,976,210	49.46%
26年度・介護分	一般	現年課税分	1,252,956,105	989,570,015	155,900	263,230,190	78.98%
		滞納繰越分	1,141,619,270	150,343,772	93,294,918	897,980,580	13.17%
		計	2,394,575,375	1,139,913,787	93,450,818	1,161,210,770	47.60%
	退職者等	現年課税分	99,219,495	93,191,704	0	6,027,791	93.92%
		滞納繰越分	79,026,472	13,980,380	2,634,161	62,411,931	17.69%
		計	178,245,967	107,172,084	2,634,161	68,439,722	60.13%
	計	現年課税分	1,352,175,600	1,082,761,719	155,900	269,257,981	80.08%
		滞納繰越分	1,220,645,742	164,324,152	95,929,079	960,392,511	13.46%
		計	2,572,821,342	1,247,085,871	96,084,979	1,229,650,492	48.47%
26年度・後期分	一般	現年課税分	3,711,429,039	3,035,249,871	1,010,941	675,168,227	81.78%
		滞納繰越分	2,671,361,602	369,322,156	217,100,895	2,084,938,551	13.83%
		計	6,382,790,641	3,404,572,027	218,111,836	2,760,106,778	53.34%
	退職者等	現年課税分	129,073,832	121,121,214	0	7,952,618	93.84%
		滞納繰越分	66,424,536	11,922,313	3,243,134	51,259,089	17.95%
		計	195,498,368	133,043,527	3,243,134	59,211,707	68.05%
	計	現年課税分	3,840,502,871	3,156,371,085	1,010,941	683,120,845	82.19%
		滞納繰越分	2,737,786,138	381,244,469	220,344,029	2,136,197,640	13.93%
		計	6,578,289,009	3,537,615,554	221,354,970	2,819,318,485	53.78%
26年度・合計	一般	現年課税分	16,520,429,189	13,530,351,508	4,272,500	2,985,805,181	81.90%
		滞納繰越分	14,402,790,783	1,887,625,252	1,496,743,084	11,018,422,447	13.11%
		計	30,923,219,972	15,417,976,760	1,501,015,584	14,004,227,628	49.86%
	退職者等	現年課税分	626,950,411	588,743,295	0	38,207,116	93.91%
		滞納繰越分	450,087,832	79,741,821	15,835,568	354,510,443	17.72%
		計	1,077,038,243	668,485,116	15,835,568	392,717,559	62.07%
	計	現年課税分	17,147,379,600	14,119,094,803	4,272,500	3,024,012,297	82.34%
		滞納繰越分	14,852,878,615	1,967,367,073	1,512,578,652	11,372,932,890	13.25%
		計	32,000,258,215	16,086,461,876	1,516,851,152	14,396,945,187	50.27%

（還付未済控除前）　　（単位：円）

			調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収納率
27年度・医療分	一般	現年課税分	11,239,485,504	9,414,828,299	3,795,477	1,820,861,728	83.77%
		滞納繰越分	10,254,656,493	1,504,134,046	1,310,981,162	7,439,541,285	14.67%
		計	21,494,141,997	10,918,962,345	1,314,776,639	9,260,403,013	50.80%
	退職者等	現年課税分	315,310,110	299,194,515	0	16,115,595	94.89%
		滞納繰越分	245,038,711	43,170,548	15,331,076	186,537,087	17.62%
		計	560,348,821	342,365,063	15,331,076	202,652,682	61.10%
	計	現年課税分	11,554,795,614	9,714,022,814	3,795,477	1,836,977,323	84.07%
		滞納繰越分	10,499,695,204	1,547,304,594	1,326,312,238	7,626,078,372	14.74%
		計	22,054,490,818	11,261,327,408	1,330,107,715	9,463,055,695	51.06%
27年度・介護分	一般	現年課税分	1,226,638,202	999,328,792	176,690	227,132,720	81.47%
		滞納繰越分	1,128,935,593	162,890,206	116,785,769	849,259,618	14.43%
		計	2,355,573,795	1,162,218,998	116,962,459	1,076,392,338	49.34%
	退職者等	現年課税分	78,373,198	74,619,356	0	3,753,842	95.21%
		滞納繰越分	64,580,809	11,213,332	3,921,853	49,445,624	17.36%
		計	142,954,007	85,832,688	3,921,853	53,199,466	60.04%
	計	現年課税分	1,305,011,400	1,073,948,148	176,690	230,886,562	82.29%
		滞納繰越分	1,193,516,402	174,103,538	120,707,622	898,705,242	14.59%
		計	2,498,527,802	1,248,051,686	120,884,312	1,129,591,804	49.95%
27年度・後期分	一般	現年課税分	3,685,812,934	3,099,000,555	1,231,933	585,580,446	84.08%
		滞納繰越分	2,545,298,747	386,451,215	275,739,968	1,883,107,564	15.18%
		計	6,231,111,681	3,485,451,770	276,971,901	2,468,688,010	55.94%
	退職者等	現年課税分	103,701,052	98,568,030	0	5,133,022	95.05%
		滞納繰越分	57,060,341	10,149,393	4,912,580	41,998,368	17.79%
		計	160,761,393	108,717,423	4,912,580	47,131,390	67.63%
	計	現年課税分	3,789,513,986	3,197,568,585	1,231,933	590,713,468	84.38%
		滞納繰越分	2,602,359,088	396,600,608	280,652,548	1,925,105,932	15.24%
		計	6,391,873,074	3,594,169,193	281,884,481	2,515,819,400	56.23%
27年度・合計	一般	現年課税分	16,151,936,640	13,513,157,646	5,204,100	2,633,574,894	83.66%
		滞納繰越分	13,928,890,833	2,053,475,467	1,703,506,899	10,171,908,467	14.74%
		計	30,080,827,473	15,566,633,113	1,708,710,999	12,805,483,361	51.75%
	退職者等	現年課税分	497,384,360	472,381,901	0	25,002,459	94.97%
		滞納繰越分	366,679,861	64,533,273	24,165,509	277,981,079	17.60%
		計	864,064,221	536,915,174	24,165,509	302,983,538	62.14%
	計	現年課税分	16,649,321,000	13,985,539,547	5,204,100	2,658,577,353	84.00%
		滞納繰越分	14,295,570,694	2,118,008,740	1,727,672,408	10,449,889,546	14.82%
		計	30,944,891,694	16,103,548,287	1,732,876,508	13,108,466,899	52.04%

（還付未済控除前）　　（単位：円）

			調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収納率
28年度・医療分	一般	現年課税分	10,854,658,665	9,218,812,679	4,170,461	1,631,675,525	84.93%
		滞納繰越分	9,281,896,523	1,489,810,591	974,956,721	6,817,129,211	16.05%
		計	20,136,555,188	10,708,623,270	979,127,182	8,448,804,736	53.18%
	退職者等	現年課税分	180,297,536	172,699,819	700	7,597,017	95.79%
		滞納繰越分	176,667,183	29,803,653	12,699,839	134,163,691	16.87%
		計	356,964,719	202,503,472	12,700,539	141,760,708	56.73%
	計	現年課税分	11,034,956,201	9,391,512,498	4,171,161	1,639,272,542	85.11%
		滞納繰越分	9,458,563,706	1,519,614,244	987,656,560	6,951,292,902	16.07%
		計	20,493,519,907	10,911,126,742	991,827,721	8,590,565,444	53.24%
28年度・介護分	一般	現年課税分	1,182,194,383	983,497,462	167,750	198,529,171	83.19%
		滞納繰越分	1,063,092,096	165,248,135	110,203,390	787,640,571	15.54%
		計	2,245,286,479	1,148,745,597	110,371,140	986,169,742	51.16%
	退職者等	現年課税分	44,566,117	42,847,753	300	1,718,064	96.14%
		滞納繰越分	47,467,808	7,978,732	3,521,322	35,967,754	16.81%
		計	92,033,925	50,826,485	3,521,622	37,685,818	55.23%
	計	現年課税分	1,226,760,500	1,026,345,215	168,050	200,247,235	83.66%
		滞納繰越分	1,110,559,904	173,226,867	113,724,712	823,608,325	15.60%
		計	2,337,320,404	1,199,572,082	113,892,762	1,023,855,560	51.32%
28年度・後期分	一般	現年課税分	3,581,728,486	3,056,709,841	1,356,589	523,662,056	85.34%
		滞納繰越分	2,384,309,092	378,414,510	264,002,403	1,741,892,179	15.87%
		計	5,966,037,578	3,435,124,351	265,358,992	2,265,554,235	57.58%
	退職者等	現年課税分	59,593,913	57,282,622	200	2,311,091	96.12%
		滞納繰越分	39,106,297	6,710,135	4,269,688	28,126,474	17.16%
		計	98,700,210	63,992,757	4,269,888	30,437,565	64.84%
	計	現年課税分	3,641,322,399	3,113,992,463	1,356,789	525,973,147	85.52%
		滞納繰越分	2,423,415,389	385,124,645	268,272,091	1,770,018,653	15.89%
		計	6,064,737,788	3,499,117,108	269,628,880	2,295,991,800	57.70%
28年度・合計	一般	現年課税分	15,618,581,534	13,259,019,982	5,694,800	2,353,866,752	84.89%
		滞納繰越分	12,729,297,711	2,033,473,236	1,349,162,514	9,346,661,961	15.97%
		計	28,347,879,245	15,292,493,218	1,354,857,314	11,700,528,713	53.95%
	退職者等	現年課税分	284,457,566	272,830,194	1,200	11,626,172	95.91%
		滞納繰越分	263,241,288	44,492,520	20,490,849	198,257,919	16.90%
		計	547,698,854	317,322,714	20,492,049	209,884,091	57.94%
	計	現年課税分	15,903,039,100	13,531,850,176	5,696,000	2,365,492,924	85.09%
		滞納繰越分	12,992,538,999	2,077,965,756	1,369,653,363	9,544,919,880	15.99%
		計	28,895,578,099	15,609,815,932	1,375,349,363	11,910,412,804	54.02%

（還付未済控除前）　　（単位：円）

			調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収納率
29年度・医療分	一般	現年課税分	10,247,958,460	8,870,558,796	5,057,390	1,372,342,274	86.56%
		滞納繰越分	8,380,284,669	1,494,807,423	1,005,614,372	5,879,862,874	17.84%
		計	18,628,243,129	10,365,366,219	1,010,671,762	7,252,205,148	55.64%
	退職者等	現年課税分	80,168,881	77,118,688	0	3,050,193	96.20%
		滞納繰越分	118,087,928	27,649,958	13,507,021	76,930,949	23.41%
		計	198,256,809	104,768,646	13,507,021	79,981,142	52.84%
	計	現年課税分	10,328,127,341	8,947,677,484	5,057,390	1,375,392,467	86.63%
		滞納繰越分	8,498,372,597	1,522,457,381	1,019,121,393	5,956,793,823	17.91%
		計	18,826,499,938	10,470,134,865	1,024,178,783	7,332,186,290	55.61%
29年度・介護分	一般	現年課税分	1,091,455,527	922,187,291	261,829	169,006,407	84.49%
		滞納繰越分	980,835,774	168,250,129	117,376,528	695,209,117	17.15%
		計	2,072,291,301	1,090,437,420	117,638,357	864,215,524	52.62%
	退職者等	現年課税分	19,701,173	18,987,786	0	713,387	96.38%
		滞納繰越分	32,865,453	7,550,993	3,631,310	21,683,150	22.98%
		計	52,566,626	26,538,779	3,631,310	22,396,537	50.49%
	計	現年課税分	1,111,156,700	941,175,077	261,829	169,719,794	84.70%
		滞納繰越分	1,013,701,227	175,801,122	121,007,838	716,892,267	17.34%
		計	2,124,857,927	1,116,976,199	121,269,667	886,612,061	52.57%
29年度・後期分	一般	現年課税分	3,412,186,677	2,950,160,848	1,652,381	460,373,448	86.46%
		滞納繰越分	2,182,522,598	389,426,335	285,787,069	1,507,309,194	17.84%
		計	5,594,709,275	3,339,587,183	287,439,450	1,967,682,642	59.69%
	退職者等	現年課税分	26,748,082	25,743,225	0	1,004,857	96.24%
		滞納繰越分	24,531,477	5,842,726	4,542,482	14,146,269	23.82%
		計	51,279,559	31,585,951	4,542,482	15,151,126	61.60%
	計	現年課税分	3,438,934,759	2,975,904,073	1,652,381	461,378,305	86.54%
		滞納繰越分	2,207,054,075	395,269,061	290,329,551	1,521,455,463	17.91%
		計	5,645,988,834	3,371,173,134	291,981,932	1,982,833,768	59.71%
29年度・合計	一般	現年課税分	14,751,600,664	12,742,906,935	6,971,600	2,001,722,129	86.38%
		滞納繰越分	11,543,643,041	2,052,483,887	1,408,777,969	8,082,381,185	17.78%
		計	26,295,243,705	14,795,390,822	1,415,749,569	10,084,103,314	56.27%
	退職者等	現年課税分	126,618,136	121,849,699	0	4,768,437	96.23%
		滞納繰越分	175,484,858	41,043,677	21,680,813	112,760,368	23.39%
		計	302,102,994	162,893,376	21,680,813	117,528,805	53.92%
	計	現年課税分	14,878,218,800	12,864,756,634	6,971,600	2,006,490,566	86.47%
		滞納繰越分	11,719,127,899	2,093,527,564	1,430,458,782	8,195,141,553	17.86%
		計	26,597,346,699	14,958,284,198	1,437,430,382	10,201,632,119	56.24%

（還付未済控除前）　　（単位：円）

			調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収納率
30年度・医療分	一般	現年課税分	9,940,227,061	8,744,544,195	7,263,418	1,188,419,448	87.97%
		滞納繰越分	7,215,032,497	1,497,564,307	1,058,943,463	4,658,524,727	20.76%
		計	17,155,259,558	10,242,108,502	1,066,206,881	5,846,944,175	59.70%
	退職者等	現年課税分	24,779,267	24,362,229	0	417,038	98.32%
		滞納繰越分	83,028,991	22,489,214	13,608,244	46,931,533	27.09%
		計	107,808,258	46,851,443	13,608,244	47,348,571	43.46%
	計	現年課税分	9,965,006,328	8,768,906,424	7,263,418	1,188,836,486	88.00%
		滞納繰越分	7,298,061,488	1,520,053,521	1,072,551,707	4,705,456,260	20.83%
		計	17,263,067,816	10,288,959,945	1,079,815,125	5,894,292,746	59.60%
30年度・介護分	一般	現年課税分	1,051,943,616	905,886,187	675,140	145,382,289	86.12%
		滞納繰越分	840,019,146	168,824,817	126,530,298	544,664,031	20.10%
		計	1,891,962,762	1,074,711,004	127,205,438	690,046,320	56.80%
	退職者等	現年課税分	5,884,684	5,852,992	0	31,692	99.46%
		滞納繰越分	23,663,956	6,089,142	3,528,602	14,046,212	25.73%
		計	29,548,640	11,942,134	3,528,602	14,077,904	40.42%
	計	現年課税分	1,057,828,300	911,739,179	675,140	145,413,981	86.19%
		滞納繰越分	863,683,102	174,913,959	130,058,900	558,710,243	20.25%
		計	1,921,511,402	1,086,653,138	130,734,040	704,124,224	56.55%
30年度・後期分	一般	現年課税分	3,311,186,670	2,906,470,105	2,383,342	402,333,223	87.78%
		滞納繰越分	1,887,638,630	391,812,850	323,170,828	1,172,654,952	20.76%
		計	5,198,825,300	3,298,282,955	325,554,170	1,574,988,175	63.44%
	退職者等	現年課税分	8,257,802	8,119,784	0	138,018	98.33%
		滞納繰越分	14,780,672	3,862,111	4,477,940	6,440,621	26.13%
		計	23,038,474	11,981,895	4,477,940	6,578,639	52.01%
	計	現年課税分	3,319,444,472	2,914,589,889	2,383,342	402,471,241	87.80%
		滞納繰越分	1,902,419,302	395,674,961	327,648,768	1,179,095,573	20.80%
		計	5,221,863,774	3,310,264,850	330,032,110	1,581,566,814	63.39%
30年度・合計	一般	現年課税分	14,303,357,347	12,556,900,487	10,321,900	1,736,134,960	87.79%
		滞納繰越分	9,942,690,273	2,058,201,974	1,508,644,589	6,375,843,710	20.70%
		計	24,246,047,620	14,615,102,461	1,518,966,489	8,111,978,670	60.28%
	退職者等	現年課税分	38,921,753	38,335,005	0	586,748	98.49%
		滞納繰越分	121,473,619	32,440,467	21,614,786	67,418,366	26.71%
		計	160,395,372	70,775,472	21,614,786	68,005,114	44.13%
	計	現年課税分	14,342,279,100	12,595,235,492	10,321,900	1,736,721,708	87.82%
		滞納繰越分	10,064,163,892	2,090,642,441	1,530,259,375	6,443,262,076	20.77%
		計	24,406,442,992	14,685,877,933	1,540,581,275	8,179,983,784	60.17%

3 平均保険税

現年度調定額に対して、平均被保険者数及び平均世帯数で除したものが次のとおりの平均保険税となっています。

（単位：円）

			27年度	28年度	29年度	30年度	31年度（予算）
現年度調定	医療分	1人当たり	69,131	69,383	69,303	69,859	67,866
		1世帯当たり	115,309	113,042	109,990	108,737	102,243
	介護分	1人当たり	22,848	22,931	22,599	22,631	22,254
		1世帯当たり	28,116	27,900	27,158	26,973	25,667
	後期分	1人当たり	22,672	22,895	23,076	23,271	22,704
		1世帯当たり	37,817	37,302	36,623	36,221	34,205
	計	1人当たり	99,611	99,991	99,834	100,545	97,859
		1世帯当たり	166,149	162,911	158,446	156,502	147,427

4 収納率の推移

（川口市還付未済控除後）　（単位：％）

		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度（予算）
川口市	現年度分	83.93	84.98	86.38	87.72	88.41
	滞納繰越分	14.81	15.98	17.86	20.76	24.64
	計	52.00	53.96	56.19	60.11	63.38
県内市町村平均	現年度分	90.00	90.62	91.55	92.17	
	滞納繰越分	18.26	19.83	21.41	23.35	
	計	66.07	68.20	70.48	74.07	

※県内市町村平均は、埼玉県国民健康保険団体連合会作成の「速報値」を使用。

5　保険税の軽減状況等

所得の少ないかたに対する保険税の減免制度等については、申請による申請減免と所得金額の多寡による法定軽減があり、次のとおりとなっています。

年度		法定軽減（各年度10月20日現在　一般及び退職） 区分	世帯数（世帯）	被保険者数（人）	均等割額（円）	平等割額（円）	軽減額（円）	申請減免（各年度年度末現在）
26年度	医療分	7割軽減（所得33万円以下）	20,960	30,547	19,600	0	598,721,200	18件
			1,706			0		
		5割軽減（所得33万円+（24.5万円×国保加入者数と特定同一世帯所属者数の合計）以下）	7,964	16,987	14,000	0	237,818,000	
			933			0		
		2割軽減（所得33万円+（45万円×国保加入者数と特定同一世帯所属者数の合計）以下）	7,820	17,970	5,600	0	100,632,000	
			1,221			0		
		計	40,604	65,504			937,171,200	
	介護分	7割軽減（所得33万円以下）	8,824	9,639	9,100	0	87,714,900	2,876,900円
		5割軽減（所得33万円+（24.5万円×国保加入者数と特定同一世帯所属者数の合計）以下）	4,016	5,026	6,500	0	32,669,000	
		2割軽減（所得33万円+（45万円×国保加入者数と特定同一世帯所属者数の合計）以下）	3,954	5,023	2,600	0	13,059,800	
		計	16,794	19,688			133,443,700	
	後期分	7割軽減（所得33万円以下）	22,666	30,547	6,300	0	192,446,100	
		5割軽減（所得33万円+（24.5万円×国保加入者数と特定同一世帯所属者数の合計）以下）	8,897	16,987	4,500	0	76,441,500	
		2割軽減（所得33万円+（45万円×国保加入者数と特定同一世帯所属者数の合計）以下）	9,041	17,970	1,800	0	32,346,000	
		計	40,604	65,504			301,233,600	
	合計		98,002	150,696			1,371,848,500	
27年度	医療分	7割軽減（所得33万円以下）	21,651	31,079	19,600	0	609,148,400	15件
			1,707			0		
		5割軽減（所得33万円+（26万円×国保加入者数と特定同一世帯所属者数の合計）以下）	8,697	18,467	14,000	0	258,538,000	
			1,155			0		
		2割軽減（所得33万円+（47万円×国保加入者数と特定同一世帯所属者数の合計）以下）	7,970	18,155	5,600	0	101,668,000	
			1,335			0		
		計	42,515	67,701			969,354,400	
	介護分	7割軽減（所得33万円以下）	8,830	9,609	9,100	0	87,441,900	2,900,000円
		5割軽減（所得33万円+（26万円×国保加入者数と特定同一世帯所属者数の合計）以下）	4,292	5,258	6,500	0	34,177,000	
		2割軽減（所得33万円+（47万円×国保加入者数と特定同一世帯所属者数の合計）以下）	3,848	4,870	2,600	0	12,662,000	
		計	16,970	19,737			134,280,900	
	後期分	7割軽減（所得33万円以下）	23,358	31,079	6,300	0	195,797,700	
		5割軽減（所得33万円+（26万円×国保加入者数と特定同一世帯所属者数の合計）以下）	9,852	18,467	4,500	0	83,101,500	
		2割軽減（所得33万円+（47万円×国保加入者数と特定同一世帯所属者数の合計）以下）	9,305	18,155	1,800	0	32,679,000	
		計	42,515	67,701			311,578,200	
	合計		102,000	155,139			1,415,213,500	
28年度	医療分	7割軽減（所得33万円以下）	21,799	30,508	19,600	0	597,956,800	19件
			1,401			0		
		5割軽減（所得33万円+（26.5万円×国保加入者数と特定同一世帯所属者数の合計）以下）	8,781	18,089	14,000	0	253,246,000	
			1,063			0		
		2割軽減（所得33万円+（48万円×国保加入者数と特定同一世帯所属者数の合計）以下）	7,924	17,739	5,600	0	99,338,400	
			1,315			0		
		計	42,283	66,336			950,541,200	
	介護分	7割軽減（所得33万円以下）	8,536	9,257	9,100	0	84,238,700	2,835,000円
		5割軽減（所得33万円+（26.5万円×国保加入者数と特定同一世帯所属者数の合計）以下）	4,101	5,030	6,500	0	32,695,000	
		2割軽減（所得33万円+（48万円×国保加入者数と特定同一世帯所属者数の合計）以下）	3,674	4,619	2,600	0	12,009,400	
		計	16,311	18,906			128,943,100	
	後期分	7割軽減（所得33万円以下）	23,200	30,508	6,300	0	192,200,400	
		5割軽減（所得33万円+（26.5万円×国保加入者数と特定同一世帯所属者数の合計）以下）	9,844	18,089	4,500	0	81,400,500	
		2割軽減（所得33万円+（48万円×国保加入者数と特定同一世帯所属者数の合計）以下）	9,239	17,739	1,800	0	31,930,200	
		計	42,283	66,336			305,531,100	
	合計		100,877	151,578			1,385,015,400	

※医療分平等割の上段は特定世帯以外、下段は特定世帯

年度		法定軽減（各年度10月20日現在 一般及び退職） 区分	世帯数（世帯）	被保険者数（人）	均等割額（円）	平等割額（円）	軽減額（円）	申請減免（各年度年度末現在）
29年度	医療分	7割軽減（所得33万円以下）	21,409	29,623	19,600	0	580,610,800	13件
			1,418			0		
		5割軽減（所得33万円+（27万円×国保加入者数と特定同一世帯所属者数の合計）以下）	8,522	17,260	14,000	0	241,640,000	
			1,173			0		
		2割軽減（所得33万円+（49万円×国保加入者数と特定同一世帯所属者数の合計）以下）	7,548	16,791	5,600	0	94,029,600	
			1,390			0		
		計	41,460	63,674			916,280,400	
	介護分	7割軽減（所得33万円以下）	8,407	9,081	9,100	0	82,637,100	1,422,700円
		5割軽減（所得33万円+（27万円×国保加入者数と特定同一世帯所属者数の合計）以下）	3,781	4,533	6,500	0	29,464,500	
		2割軽減（所得33万円+（49万円×国保加入者数と特定同一世帯所属者数の合計）以下）	3,435	4,271	2,600	0	11,104,600	
		計	15,623	17,885			123,206,200	
	後期分	7割軽減（所得33万円以下）	22,827	29,623	6,300	0	186,624,900	
		5割軽減（所得33万円+（27万円×国保加入者数と特定同一世帯所属者数の合計）以下）	9,695	17,260	4,500	0	77,670,000	
		2割軽減（所得33万円+（49万円×国保加入者数と特定同一世帯所属者数の合計）以下）	8,938	16,791	1,800	0	30,223,800	
		計	41,460	63,674			294,518,700	
	合計		98,543	145,233			1,334,005,300	
30年度	医療分	7割軽減（所得33万円以下）	21,259	29,046	19,600	0	569,301,600	22件
			1,427			0		
		5割軽減（所得33万円+（27.5万円×国保加入者数と特定同一世帯所属者数の合計）以下）	8,316	16,960	14,000	0	237,440,000	
			1,354			0		
		2割軽減（所得33万円+（50万円×国保加入者数と特定同一世帯所属者数の合計）以下）	7,316	16,105	5,600	0	90,188,000	
			1,400			0		
		計	41,072	62,111			896,929,600	
	介護分	7割軽減（所得33万円以下）	8,402	9,040	9,100	0	82,264,000	1,484,400円
		5割軽減（所得33万円+（27.5万円×国保加入者数と特定同一世帯所属者数の合計）以下）	3,639	4,379	6,500	0	28,463,500	
		2割軽減（所得33万円+（50万円×国保加入者数と特定同一世帯所属者数の合計）以下）	3,233	3,990	2,600	0	10,374,000	
		計	15,274	17,409			121,101,500	
	後期分	7割軽減（所得33万円以下）	22,686	29,046	6,300	0	182,989,800	
		5割軽減（所得33万円+（27.5万円×国保加入者数と特定同一世帯所属者数の合計）以下）	9,670	16,960	4,500	0	76,320,000	
		2割軽減（所得33万円+（50万円×国保加入者数と特定同一世帯所属者数の合計）以下）	8,716	16,105	1,800	0	28,989,000	
		計	41,072	62,111			288,298,800	
	合計		97,418	141,631			1,306,329,900	

※医療分平等割の上段は特定世帯以外、下段は特定世帯

第８節　　川口市国民健康保険運営協議会

川口市国民健康保険運営協議会は、国民健康保険法第11条に基づき、川口市長の諮問機関として設置されており、川口市の国民健康保険事業の運営に関する重要事項について、審議や川口市長への具申を行っています。

1 委員の構成

川口市国民健康保険運営協議会は、国民健康保険事業の適正な運営を図るため、被保険者、保険医または保険薬剤師、公益それぞれの代表により各同数をもって組織されています。

・被保険者代表　　5人
・保険医または保険薬剤師代表　　5人
・公益代表　　5人

2 協議会開催状況

開　催　年　月　日	審　　議　　内　　容
平成30年8月28日	1 平成29年度川口市国民健康保険事業特別会計決算見込（案）について 2 平成29年度川口市病院事業会計決算見込（案）について
平成30年11月20日	1 保険税の賦課限度額について
平成31年2月5日	1 平成31年度川口市国民健康保険事業特別会計予算（案）大綱について 2 平成31年度川口市病院事業会計予算（案）大綱について 3 川口市国民健康保険税条例の一部改正について 4 川口市国民健康保険税の法定軽減について 5 川口市国民健康保険赤字削減・解消計画について

第４章
高齢者保険事業

第４章　高齢者保険事業

第１節　後期高齢者医療制度の概要

後期高齢者医療制度は、誰もが安心して医療を受けることができるように、高齢者世代と現役世代の医療費負担を明確にして公平で分かりやすい制度にすること、保険財政の安定化を図ることを主な目的としてつくられた、独立した医療保険制度です。

１　制度の運営

（１）埼玉県後期高齢者医療広域連合

①被保険者の資格管理、②保険料率の設定・賦課額の決定、③医療費の給付に関する決定などの事務、財政運営を行います。

（２）川口市

①保険証の引渡し、②各種申請・届出の受付、③保険料の徴収などの市民のかたに身近な窓口業務を行います。

２　後期高齢者の医療費負担

後期高齢者医療にかかる費用は、医療機関での窓口負担額を除き、公費（国、県、市町村）約５割、現役世代からの支援（各医療保険者からの支援金）約４割、被保険者の保険料約１割で賄っています。

患者負担	保険料 約1割	後期高齢者支援金 約４割	公　費 約５割
窓口での負担です。		現役世代の保険料（国保・※被用者保険）からの支援です。	国・県・市町村が負担します。

※被用者保険とは、協会けんぽ（旧「政府管掌健康保険」）・健康保険組合・共済組合・船員保険のことです。

第２節　被保険者の状況

１　被保険者となるかた

○７５歳以上のかた（生活保護受給者等を除く）

○６５歳から７４歳で一定の障害があるかた（広域連合から認定を受けたかた）

（１）被保険者推移

（各年度末日現在　単位：人）

年度	人数	前年度比	増加率
26	52,630	2,465	4.91%
27	55,686	3,056	5.81%
28	58,981	3,295	5.91%
29	61,896	2,915	4.94%
30	64,974	3,078	4.97%

（２）平成３０年度　被保険者の状況

（単位：人）

		平成３１年３月３１日現在						
			現役並み所得者				低所得Ⅰ該当者	低所得Ⅱ該当者
				現役並み所得者Ⅰ	現役並み所得者Ⅱ	現役並み所得者Ⅲ		
被保険者数	６５歳～６９歳	91	3	3	0	0	27	25
	７０歳～７４歳	169	4	3	0	1	34	63
	７５歳～７９歳	29,067	3,148	1,990	542	616	2,853	6,653
	８０歳～８４歳	20,023	1,489	822	285	382	3,072	4,742
	８５歳～８９歳	10,650	746	371	142	233	2,202	2,362
	９０歳～９４歳	3,823	305	147	70	88	1,045	863
	９５歳～９９歳	1,026	73	40	13	20	358	209
	１００歳～	125	6	0	2	4	39	32
	計	64,974	5,774	3,376	1,054	1,344	9,630	14,949
（再掲）被用者保険などの被扶養者であった被保険者		4,742	111	66	20	25	865	765

○現役並み所得者Ⅲ…住民税課税所得６９０万円以上のかた

○現役並み所得者Ⅱ…住民税課税所得３８０万円以上６９０万円未満のかた

○現役並み所得者Ⅰ…住民税課税所得１４５万円以上３８０万円未満のかた

○低所得者Ⅱ…世帯の全員が住民税非課税である世帯のかた

○低所得者Ⅰ…世帯の全員が住民税非課税であってその全員の所得が０円である世帯のかた

○被 用 者 保 険…協会けんぽ（旧「政府管掌健康保険」）、健康保険組合、共済組合、船員保険（市町村国保、国保組合は対象外）

第３節　財政状況

１　平成３１年度予算

(1) 一般会計予算（民生費）

歳　入　　（各年度当初予算　　単位：千円　　：％）

		平成 30 年度	平成 31 年度	増減額	増減率
民生費県負担金	後期高齢者医療保険基盤安定負担金	706,593	725,282	18,689	2.6

歳　出　　（各年度当初予算　単位：千円　：％）

			平成 30 年度	平成 31 年度	増減額	増減率
老人福祉総務費	負担金・補助及び交付金	療養給付費負担金	4,008,933	4,262,042	253,109	6.3
	繰出金	後期高齢者医療事業特別会計繰出金	1,350,983	1,392,443	41,460	3.1
歳出合計			5,359,916	5,654,485	294,569	5.5

（2）後期高齢者医療事業特別会計予算

歳　入　　（各年度当初予算　単位：千円　：％）

			平成 30 年度	平成 31 年度		増減額	増減率
				予算額	構成比		
保険料	現年度分特別徴収保険料		2,513,163	2,776,199	41.8	263,036	10.5
	現年度分普通徴収保険料		2,305,641	2,247,037	33.8	△58,604	△2.5
	滞納繰越分保険料		27,732	30,679	0.4	2,947	10.6
	計		4,846,536	5,053,915	76.0	207,379	4.3
一般会計繰入金	保険基盤安定繰入金		942,125	967,044	14.6	24,919	2.6
	その他一般会計繰入金	職員給与費等繰入金	92,581	86,721	1.3	△5,860	△6.3
		事務費繰入金	316,277	338,678	5.1	22,401	7.1
	計		1,350,983	1,392,443	21.0	41,460	3.1
繰越金			30,000	30,000	0.5	0	0
諸収入	延滞金		1,500	1,500	0.0	0	0
	保険料還付金		11,500	11,500	0.2	0	0
	保険料還付加算金		200	200	0.0	0	0
	雑入		190,981	152,842	2.3	△38,139	△20.0
	計		204,181	166,042	2.5	△38,139	△18.7
歳　入　合　計			6,431,700	6,642,400	100.0	210,700	3.3

歳　出　　（各年度当初予算　単位：千円　：％）

			平成30年度	平成31年度		増減額	増減率
				予算額	構成比		
総務管理費	一般管理事務費	職員人件費	109,350	92,808	1.4	△16,542	△15.1
		一般事務費	37,857	39,928	0.6	2,071	5.5
		計	147,207	132,736	2.0	△14,471	△9.8
	保健事業費	健康診査事業	140,754	142,836	2.1	2,082	1.5
		人間ドック検診料助成事業	119,128	138,507	2.1	19,379	16.3
		計	259,882	281,343	4.2	21,461	8.3
徴収費	後期高齢者医療保険料徴収関係経費		39,685	32,836	0.5	△6,849	△17.3
後期高齢者医療広域連合納付金	保険料等納付金		4,878,036	5,085,415	76.6	207,379	4.3
	保険基盤安定負担金		942,125	967,044	14.6	24,919	2.6
	事務費負担金		148,065	126,326	1.9	△21,739	△14.7
	計		5,968,226	6,178,785	93.1	210,559	3.5
諸支出金	保険料還付金		11,500	11,500	0.2	0	0
	保険料還付加算金		200	200	0	0	0
	計		11,700	11,700	0.2	0	0
予備費			5,000	5,000	0	0	0
歳　出　合　計			6,431,700	6,642,400	100	210,700	3.3

2　年度別決算状況

（1）一般会計決算（民生費）

歳　入　　（単位：千円）

		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
民生費県負担金	後期高齢者医療保険基盤安定負担金	534,350	578,766	614,361	652,159	689,832
民生費雑入	過年度療養給付費負担金返還金雑入	72,089	206,258	271,643	53,511	28,104
	過年度老人保健医療費返還金雑入	621	228	0	0	0
歳入合計		607,060	785,252	886,004	705,670	717,936

歳　出　　（単位：千円）

			平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
老人福祉総務費	負担金・補助及び交付金	療養給付費負担金	3,281,172	3,547,608	3,515,725	3,727,959	4,008,932
	償還金・利子及び割引料	過年度国庫支出金返還金	182	124	45	0	0
		過年度県支出金返還金	45	31	11	0	0
		過年度支払基金交付金返還金	1,228	434	159	0	0
	繰出金	後期高齢者医療事業特別会計繰出金	968,745	1,053,146	1,132,353	1,187,005	1,283,608
歳　出　合　計			4,251,372	4,601,343	4,648,293	4,914,964	5,292,540

（2）後期高齢者医療事業特別会計決算

歳　入　　（単位：千円）

			平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
保険料	現年度分特別徴収保険料		2,056,058	2,075,229	2,192,565	2,369,539	2,427,071
	現年度分普通徴収保険料		1,791,502	1,869,404	2,011,368	2,081,263	2,186,869
	滞納繰越分保険料		19,604	32,049	24,886	28,133	26,724
	計		3,867,164	3,976,681	4,228,819	4,478,935	4,640,664
一般会計繰入金	保険基盤安定繰入金		712,467	771,689	819,149	869,546	919,776
	その他一般会計繰入金	職員給与費等繰入金	83,528	89,425	94,122	87,518	83,936
		事務費繰入金	172,750	221,835	219,083	229,941	279,896
	計		968,745	1,082,949	1,132,354	1,187,005	1,283,608
繰越金			39,217	38,280	38,581	37,840	43,815
諸収入	延滞金		1,419	1,624	1,269	1,502	1,780
	保険料還付金		6,843	9,720	10,483	9,040	7,903
	保険料還付加算金		66	54	434	169	171
	雑入		153,472	161,744	167,327	191,009	201,756
	計		161,800	173,142	179,513	201,720	211,610
国庫支出金	国庫補助金		0	0	0	0	7,279
歳　入　合　計			5,036,927	5,271,052	5,579,267	5,905,500	6,186,976

歳　出　　（単位：千円）

			平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
総務管理費	一般管理事務費	職員人件費	93,634	99,589	105,320	104,064	100,818
		一般事務費	24,812	27,843	29,992	34,352	35,501
		計	118,446	127,432	135,312	138,416	136,319
	保健事業費	健康診査事業	91,003	102,476	108,108	111,963	137,088
		人間ドック検診料助成事業	78,538	94,234	99,298	113,821	115,419
		計	169,541	196,709	207,406	225,784	252,507
徴収費	後期高齢者医療保険料徴収関係経費		24,779	45,166	29,354	29,386	38,166
広域連合後期高齢者医療納付金	保険料等納付金		3,869,495	3,977,844	4,231,306	4,473,086	4,653,400
	保険基盤安定負担金		712,467	771,689	819,150	869,546	919,776
	事務費負担金		96,984	103,697	108,458	114,883	145,875
	計		4,678,946	4,853,230	5,158,914	5,457,515	5,719,051
諸支出金	保険料還付金		6,891	9,563	10,332	10,306	6,543
	保険料還付加算金		44	372	109	278	58
	計		6,935	9,935	10,441	10,584	6,601
予備費			0	0	0	0	0
歳　出　合　計			4,998,647	5,232,472	5,541,427	5,861,685	6,152,644

歳入歳出差引残	38,280	38,580	37,840	43,815	34,332

第４節　保険料の状況

１　保険料（平成３０年度・令和元年度）

後期高齢者医療保険料は、被保険者全員が等しく負担する「均等割」と所得に応じた「所得割」を合計して、個人単位で計算されます。

均等割と所得割は、埼玉県の後期高齢者医療制度の運営主体である「埼玉県後期高齢者医療広域連合」により２年ごとに決められます。

（１）保険料の計算

保険料は、均等割（被保険者全員が均等に負担する部分）と所得割（被保険者の所得に応じて負担する部分）を合計して、個人ごとに計算されます。また、均等割・所得割ともに所得に応じた軽減があります。

なお、年間の保険料額については上限が定められています。

（２）均等割及び所得割

平成３０年度、令和元年度は、均等割額４１，７００円　所得割率７．８６％です。上限は６２万円です。

【保険料賦課のイメージ】

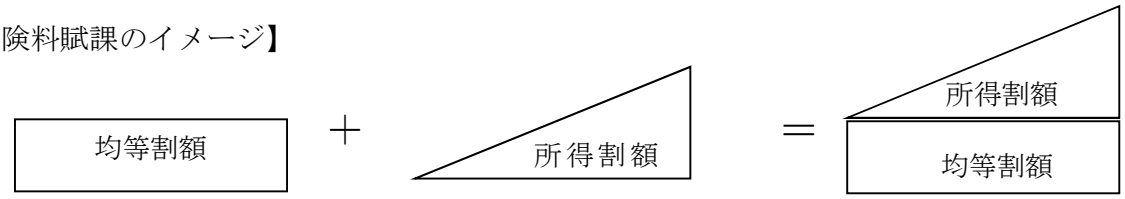

	平成３０年度・令和元年度	平成２８・２９年度	平成２６・２７年度
均等割額	４１，７００円	４２，０７０円	４２，４４０円
所得割率	７．８６％	８．３４％	８．２９％
一人当たり保険料	７４，９０３円 （令和元年度推計）	７４，０２１円	７４，１４９円

（３）保険料の納め方

保険料は次の２つの条件を満たしているかたは、原則として年金からの天引きとなります。（「特別徴収」といいます。）

①年額１８万円（ひと月１５，０００円）以上の公的年金を受給されているかた

②介護保険料と後期高齢者医療保険料を合わせた額が年金額の２分の１を超えないかた

それ以外のかたは、市役所から送付される納付書でのお支払いとなります。（「普通徴収」といいます。）

２　調定額及び収入済額の推移

（単位：円）

		調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収納率（%）
26年度	現年度分特別徴収保険料	2,056,057,350	2,056,057,350	0	0	100
	現年度分普通徴収保険料	1,835,638,220	1,791,502,225	0	44,135,995	97.60
	滞納繰越分保険料	91,976,335	19,604,125	23,688,740	48,683,470	21.31
	計	3,983,671,905	3,867,163,700	23,688,740	92,819,465	97.08
27年度	現年度分特別徴収保険料	2,075,228,890	2,075,228,890	0	0	100
	現年度分普通徴収保険料	1,908,338,930	1,869,403,715	0	38,935,215	97.96
	滞納繰越分保険料	97,913,475	32,048,795	23,959,000	41,905,680	32.73
	計	4,081,481,295	3,976,681,400	23,959,000	80,840,895	97.43
28年度	現年度分特別徴収保険料	2,192,565,200	2,192,565,200	0	0	100
	現年度分普通徴収保険料	2,047,498,730	2,011,368,730	0	36,130,000	98.24
	滞納繰越分保険料	88,414,275	24,886,015	15,316,530	48,211,730	28.15
	計	4,328,478,205	4,228,819,945	15,316,530	84,341,730	97.70
29年度	現年度分特別徴収保険料	2,369,539,240	2,369,539,240	0	0	100
	現年度分普通徴収保険料	2,120,967,200	2,081,262,850	0	39,704,350	98.13
	滞納繰越分保険料	94,035,640	28,132,750	19,236,640	46,666,250	29.92
	計	4,584,542,080	4,478,934,840	19,236,640	86,370,600	97.70
30年度	現年度分特別徴収保険料	2,427,070,860	2,427,070,860	0	0	100
	現年度分普通徴収保険料	2,222,877,540	2,186,869,123	0	36,008,417	98.38
	滞納繰越分保険料	94,518,820	26,723,470	21,341,370	46,453,980	28.27
	計	4,744,467,220	4,640,663,453	21,341,370	82,462,397	97.81

※調定額：各年度で徴収すべき保険料の合計額です。

※収入済額：実際に徴収した保険料の合計額です。

※不納欠損額：時効を迎えた過年度分の滞納保険料の合計額です。

※収入未済額：現年度では徴収できずに翌年度に繰り越す保険料の合計額です。

第５節　保険給付

１　医療機関等の窓口での自己負担

医療機関等の窓口で支払う自己負担は、一般のかたは１割、一定以上（住民税課税所得１４５万円以上）の所得のある世帯のかたは３割です。

２　平成３０年度療養給付費

（１）現物分　　（単位：円）

		高齢者７割	高齢者９割	計
保険者負担分	療養給付費【医科・歯科・調剤・食事療養費】	3,125,403,219	43,222,645,805	46,348,049,024
	療養費【柔道整復】	9,852,373	133,441,388	143,293,761
	訪問看護療養費	11,925,662	266,570,514	278,496,176
	計	3,147,181,254	43,622,657,707	46,769,838,961
高額療養費		374,211,769	1,193,691,880	1,567,903,649
一部負担金及び他法負担分		1,013,398,643	4,157,901,199	5,171,299,842
合計		4,534,791,666	48,974,250,786	53,509,042,452

【埼玉県後期高齢者医療広域連合による数値】

（２）現金分（速報値）　　（単位：円）

	３割	１割	計
療養費	49,924,745	671,330,034	721,254,779
高額療養費	95,885,797	441,907,972	537,793,769
外来年間合算		6,016,551	6,016,551
高額介護合算療養費	10,968,775	22,644,571	33,613,346
移送費	0	0	0
合計	156,779,317	1,141,899,128	1,298,678,445

【埼玉県後期高齢者医療広域連合による数値】

３　一人あたりの医療費の推移

	費用額（円）	被保険者数（人）	１人あたりの年間医療費（円）	対前年比（%）
平成２６年度	42,659,661,140	51,093	834,941	0.10
平成２７年度	45,553,076,534	53,804	846,649	1.40
平成２８年度	48,074,930,933	57,104	841,884	△0.56
平成２９年度	51,431,679,996	60,198	854,375	1.48
平成３０年度	53,509,042,452	63,181	846,917	△0.87

【埼玉県後期高齢者医療広域連合による数値】

※現物【医療・歯科・調剤、食事・生活療養費、訪問看護療養費、柔道整復（日整会員）】で計算しました。

※各年度被保険者数は、３月から翌年２月の平均とします。

第６節　保健事業

１　健康診査事業

被保険者の生活習慣病を早期に発見し、健康状態の保持・増進を図るために、平成２０年度より健康診査事業を実施しています。

（１）健診の内容（基本項目）

・身体計測（身長、体重、ＢＭＩ）　・理学的検査（身体診察）　・血圧測定　・血液検査（脂質検査、肝機能検査、腎機能検査、血糖検査）　・尿検査（尿糖、尿蛋白、潜血）　・診察
・貧血検査　・心電図検査

（２）健康診査受診状況

	対象者数（人）	受診者数（人）	受診率（％）	基本単価（円）	自己負担額（円）
平成２６年度	52,630	8,751	16.63	9,752	500
平成２７年度	55,686	9,666	17.36	9,925	500
平成２８年度	58,981	10,067	17.07	9,925	500
平成２９年度	61,896	10,492	16.95	9,979	500
平成３０年度	64,974	11,317	17.42	9,979	500

※対象者数は、各年度末の被保険者数です。

２　人間ドック検診料助成事業

被保険者の自己負担の軽減と疾病の早期発見及び健康の保持増進を図るために、平成２０年度より人間ドック検診料の一部を助成しています。

（１）検診の内容

健康診査の基本項目に以下の検査が追加されます。

・胸部レントゲン検査　・便潜血検査　・肝炎ウイルス検査　・梅毒検査

・胃、食道などの検査（レントゲンまたは内視鏡）など

（２）人間ドック受診状況

	対象者数（人）	受診者数（人）	受診率（%）	基本単価（円）	自己負担額（円）
平成２６年度	52,630	3,375	6.41	30,942	6,480
平成２７年度	55,686	3,981	7.15	31,060	6,480
平成２８年度	58,981	4,199	7.12	31,060	6,480
平成２９年度	61,896	4,796	7.75	31,071	6,480
平成３０年度	64,974	4,820	7.42	31,071	6,480

※対象者数は、各年度末の被保険者数です。

第５章
看護専門学校

第５章　看護専門学校

第１節　看護専門学校の概要

１　設置目的

本校は、保健師助産師看護師法に基づく看護師としての必要な専門的知識及び技術を修得させ、社会に貢献し得る有能な人材を育成することを目的としています。

２　教育理念

生命の尊重と個人の尊厳を普遍の原理とした人間学を基盤とし、主体的な学習により看護職に必要な基礎的知識・技術・態度を学び、自己を発展させることができる人材の育成を目指します。また、社会の動向に関心を持ち、国際的視野を広め柔軟な思考や判断力を持って、社会的使命を遂行しうる実践的な看護専門職としての人材の育成に努めます。

３　組織

（１）校　　舎

所在地　　川口市大字新井宿８０２番地の３

敷地面積　　１，８５６㎡

延床面積　　３，２５３㎡

構　　造　　鉄筋コンクリート造　地上４階建

（２）学生寮

敷地面積　　２，６４８㎡

延床面積　　３，４７０㎡（医療センター看護師住宅と共用）

構　　造　　鉄筋コンクリート造　地上５階建（２階２４室）

（３）学科定員

第１看護学科（３年課程）　　１２０人

第２看護学科（２年課程）　　３０人

（４）学生数　（各年度４月１日現在）　　（単位：人）

	平成２９年度	平成３０年度	平成３１年度
第１看護学科	１２２（１１）	１１５（１４）	１１５（１３）
第２看護学科	８２（２１）	５０（１２）	２４（　４）
合　　計	２０４（３２）	１６５（２６）	１３９（１７）

※第２看護学科は令和２年３月３１日に閉校予定

※（　）内は男子学生数であり内数

（５）沿　　革

昭和４４年　４月　１日	川口市民病院附属高等看護学院Ⅱ部設置
昭和５１年　２月１３日	川口市民病院附属高等看護学院Ⅰ部設置
昭和５９年　２月　９日	川口市民病院附属高等看護学院 専修学校として認可
平成　５年１２月１６日	川口市立看護専門学校第１看護学科・ 第２看護学科に名称変更
平成　６年　４月　１日	新校舎へ移転開校
平成　７年　１月２３日	卒業者に「専門士」の称号付与 文部省認定

第２節　教育・行事

１　第１看護学科

（１）教育目的

豊かな人間性を養い、看護専門職として必要な知識・技術・態度を修得し、社会のニーズに対応できる有能な看護師を育成することを目的としています。

（２）授業科目と単位数

基礎分野	１３科目・１３単位・　３６０時間
専門基礎分野	２０科目・２４単位・　５５５時間
専門分野Ⅰ	１２科目・１４単位・　４０５時間
専門分野Ⅱ	２８科目・３８単位・１２６０時間
統合分野	１１科目・１３単位・　４２０時間

２　第２看護学科

（１）教育目的

看護のさらなる探求をする学生の主体的な学習を支援し、豊かな人間性をはぐくみ専門職業人としての知識、技術、態度を修得させ、社会に貢献しうる有能な看護師を育成することを目的としています。

（２）授業科目と単位数

基礎分野　　１２科目・１２単位・３００時間

専門基礎分野　１３科目・１４単位・３３０時間

専門分野Ⅰ　　８科目・　９単位・２８５時間

専門分野Ⅱ　　２０科目・２５単位・９００時間

統合分野　　１０科目・１２単位・３７５時間

３　主な行事

４月	入学式、入学時ガイダンス、健康診断
５月	戴帽式
６月	合同体育祭
９月	防災訓練
１０月	推薦・社会人入試、合同レクリエーション
１月	一般入試
２月	卒業記念講演、Ｂ型肝炎患者講義
３月	クリーン作戦、市内施設見学、卒業式

第３節　学校運営

１　入学状況

（単位：人）

	応　募　者	受　験　者	入　学　者
平成２９年度	１２５	１１２	４１
平成３０年度	１１４	１０３	４０
平成３１年度	１０９	１０２	３８

※第１看護学科の人数（一般入試、推薦、社会人の合計）

２　国家試験状況

	全　　国			埼　玉　県			本校（全体）		
	受験者（人）	合格者（人）	合格率（%）	受験者（人）	合格者（人）	合格率（%）	受験者（人）	合格者（人）	合格率（%）
平成２８年度	62,534	55,367	88.5	2,982	2,603	87.3	62	57	91.9
平成２９年度	64,488	58,682	91.0	3,153	2,819	89.4	69	67	97.1
平成３０年度	63,603	56,767	89.3	3,146	2,757	87.6	59	56	94.9

※本校（全体）は第１看護学科、第２看護学科の合計

※新卒者、既卒者の合計

３　卒業生の進路状況

（単位：人）

県内外	内　訳		平成２８年度		平成２９年度		平成３０年度	
			１看	２看	１看	２看	１看	２看
県内	市内	医療Ｃ	２１	０	１７	０	１２	０
		その他	２	２	１０	６	９	２
		市内　計	２３	２	２７	６	２１	２
	市外	計	２	１０	３	１１	５	７
県外	東　京　都		２	１４	５	９	２	１０
	そ　の　他		１	４	１	２	３	３
就　職　者　数			２８	３０	３６	２８	３１	２２
進　学　者　数			０	０	０	０	０	１
そ　の　他			２	０	２	０	３	１
合　　計（卒業者数）			３０	３０	３８	２８	３４	２４

４　川口市看護学生等奨学金

（１）利用状況

（単位：千円）

	１　年　生		２　年　生		３　年　生		合　　計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
平成２８年度	２１	７，５６０	２１	７，３２０	２１	７，４７０	６３	２２，３５０
平成２９年度	１６	５，４９０	２０	７，２００	２２	７，６２０	５８	２０，３１０
平成３０年度	２２	７，６５０	１２	４，３２０	２１	７，２９０	５５	１９，２６０

（２）返還及び免除状況

（単位：千円）

	奨学金返還状況		奨学金返還免除状況	
	件数	金額	件数	金額
平成２８年度	１３	４，８６０	４７	１６，１１０
平成２９年度	１７	６，２５５	４４	１４，９７０
平成３０年度	１８	６，９９５	４３	１５，３００

令和元年版　川口市保健事業概要

令和元年 12 月発行
編　集／川口市保健部
発　行／川口市
〒332－8601　川口市青木２丁目１番１号
TEL 048-258-1110（代表）